令和7年度

固定資產概要調書

静岡市

1 土地

地 1	方グ	人共区	団体:	コー	ド	表都 7	香号 8
2	2	1	0	0	7	0	1

令和7年度土地に関する概要調書報告書 第1表 納税義務者数に関する調

						(1)	(2)	(3)
個 人・法人の別	分	行 9	番	号	総数	(人) (d)	法定免税点未満のもの(人)	法定免税点以上 のもの(人) 26 (ハ) 32
個	人	0	1	0		208, 966	18, 571	190, 395
法	人	0	2	0		8, 667	703	7, 964
計		0	3	0		217, 633	19, 274	198, 359

地	方グ	〉共 🛚	団体:	コー	ド	表看 7	§号 8
2	2	1	0	0	7	0	2

第2表 総 括 表

_			>				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
	\		区 分					地	積		決	定 価	格	課	- ""	準 額
地		l l		行	番	号	非課税地積	評価総地積	法定免税点未満 のもの(ロ)-(ニ)	法定免税点 以上のもの	総額	法定免税点未満 のもの(ホ)-(ト)	法定免税点 以上のもの	総額	法定免税点未満 のもの(チ)-(ヌ)	法定免税点 以上のもの
11년		н		9			12 (m²)(イ)	27 (m²)(口)	42 (m²)(/\)	57 (m²)(二)	72 (千円)(ホ)	87 (千円)(へ)	102(千円)(ト)	117 (千円)(チ)	132 (千円)(リ)	147(千円)(双61
		_	般 田	0	1	0	3, 359, 328	7, 271, 959	735, 614	6, 536, 345	581, 772	58, 624	523, 148	581, 509	58, 600	522, 909
田	-	勧告		0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ī		在 田 ・ 化 区 域 田	0	3	0	0	222, 727	391	222, 336	5, 979, 002	3, 168	5, 975, 834	2, 125, 476	1, 087	2, 124, 389
		_	般 畑	0	4	0	5, 486, 556	86, 284, 639	7, 101, 198	79, 183, 441	4, 119, 758	286, 236	3, 833, 522	4, 113, 419	285, 378	3, 828, 041
畑		勧告		0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ī		在 畑 ・ 化 区 域 畑	0	6	0	0	2, 366, 835	67, 425	2, 299, 410	41, 129, 391	104, 933	41, 024, 458	15, 848, 555	41, 001	15, 807, 554
		小 住 :	規 模 宅 用 地	0	7	0		36, 460, 253	385, 045	36, 075, 208	2, 339, 088, 532	4, 279, 175	2, 334, 809, 357	389, 678, 958	711, 794	388, 967, 164
宅	-	一般	住宅用地	0	8	0		8, 353, 755	49, 321	8, 304, 434	371, 844, 911	225, 485	371, 619, 426	123, 887, 359	75, 128	123, 812, 231
地		住 以 外	宅 用 地・の 宅 地	0	9	0		24, 934, 666	14, 513	24, 920, 153	1, 346, 944, 530	72, 846	1, 346, 871, 684	891, 909, 055	49, 657	891, 859, 398
			計	1	0	0	4, 868, 988	69, 748, 674	448, 879	69, 299, 795	4, 057, 877, 973	4, 577, 506	4, 053, 300, 467	1, 405, 475, 372	836, 579	1, 404, 638, 793
		塩	田	1	1	0	0		\setminus	/		/			\setminus	
	鱼	広	泉 地	1	2	0	0	60	10	50	2, 665	154	2, 511	2, 665	154	2, 511
		池	沼	1	3	0	319, 180	3, 451, 395	6, 291	3, 445, 104	26, 520	51	26, 469	25, 673	51	25, 622
山		<u> </u>	般山林	1	4	0	109, 046, 295	582, 655, 570	37, 842, 424	544, 813, 146	5, 631, 339	344, 860	5, 286, 479	5, 631, 300	344, 860	5, 286, 440
林		介	在 山 林	1	5	0	0	17, 006	1, 997	15, 009	16, 455	1, 081	15, 374	11, 676	774	10, 902
		牧	場	1	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		原	野	1	7	0	2, 418, 210	9, 423, 188	1, 050, 073	8, 373, 115	128, 788	11, 104	117, 684	128, 786	11, 104	117, 682
	,,	ゴル	フ 場 用 地	1	8	0	0	914, 294	0	914, 294	571, 041	0	571,041	369, 028	0	369, 028
+1.64-	边	佐 園 ‡	地等の用地	1	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
雑		単	体 利 用	2	0	0	284, 554	1, 428, 360	73	1, 428, 287	39, 890, 829	1, 558	39, 889, 271	23, 632, 100	1, 016	23, 631, 084
	郵	h	小規模住宅用地	2	1	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
種	追用	_ 'D'	一般住宅用地	2	2	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	州		住宅用地以外	2	3	0		69, 415	0	69, 415	7, 013, 176	0	7, 013, 176	4, 292, 516	0	4, 292, 516
地			計	2	4	0	0	69, 415	0	69, 415	7, 013, 176	0	7, 013, 176	4, 292, 516	0	4, 292, 516
	₹	その作	也の雑種地	2	5	0	234, 425, 222	8, 806, 231	389, 953	8, 416, 278	246, 691, 297	151, 637	246, 539, 660	161, 708, 887	105, 680	161, 603, 207
			計	2	6	0	234, 709, 776	11, 218, 300	390, 026	10, 828, 274	294, 166, 343	153, 195	294, 013, 148	190, 002, 531	106, 696	189, 895, 835
	7	そ	の他	2	7	0	279, 061, 314									
		合	計	2	8	0	639, 269, 647	772, 660, 353	47, 644, 328	725, 016, 025	4, 409, 660, 006	5, 540, 912	4, 404, 119, 094	1, 623, 946, 962	1, 686, 284	1, 622, 260, 678

1 地	方を	表番号							
2	2	1	0	0	7	0 2			

第2表 総 括 表 (つづき)

都	道系	f 県	名	静岡県
市	町	村	名	静岡市

						(11)	(12)	(13)	(14)		(15)
		区分					筆	数		単位当7	とり 価格
地			ŕ	亍 番	号	非課税地筆数	評 価 総 筆 数	法定免税点未満のもの(ヲ)-(カ)	法定免税点以上のもの	平均価格	最 高 価 格
坦			9			12 (筆)(ル)	27 (筆)(ヲ)	42 (筆)(ワ)	57 (筆)(力)		72 (円/m²)(タ) 80
	-	一 般 田	0	1	1	19, 069	21, 714	2, 406	19, 308	80	417
田	勧	告 遊 休 田	0	2	1	0	0	0	0	0	0
	市	た 田 ・ 街 化 区 域 田	0	3	1	0	866	14	852	26, 845	106, 212
	-	一 般 畑	0	4	1	28, 688	170, 137	17, 783	152, 354	48	126
畑		告 遊 休 畑	0	5	1	0	0	0	0	0	0
	市	在 畑 ・街 化 区 域 畑	0	6	1	0	13, 402	718	12, 684	17, 377	186, 754
	住	小 規 模 E 宅 用 地	0	7	1		306, 777	6, 591	300, 186	64, 154	1, 024, 023
宅		般住宅用地	0	8	1		105, 499	1,700	103, 799	44, 512	1, 000, 958
地		E 宅 用 地 外 の 宅 地	0	9	1		79, 044	444	78, 600	54, 019	1, 086, 400
		計	1	0	1	25, 776	491, 320	8, 735	482, 585	58, 179	1, 086, 400
	塩	鱼 田	1	1	1	0					
	鉱	泉 地	1	2	1	0	18	3	15	44, 417	182, 000
	泔	也 沼	1	3	1	332	1,021	33	988	8	1,890
臣	_	一般山林	1	4	1	14, 748	115, 365	13, 523	101, 842	10	71
林	介	个 在 山 林	1	5	1	0	97	16	81	968	37, 682
	电	対 場	1	6	1	0	0	0	0	0	0
	原	原 野	1	7	1	3, 335	13, 720	2, 211	11, 509	14	99
	ゴ	ルフ場用地	1	8	1	0	454	0	454	625	770
雑	遊丨	園地等の用地	1	9	1	0	0	0	0	0	0
小 匹	l	単 体 利 用	2	0	1	757	3, 532	8	3, 524	27, 928	89, 470
	鉄軌	小規模住宅用地	2	1	1		0	0	0	0	0
種	退出	一般住宅用地	2	2	1		0	0	0	0	0
	用 地	利 住宅用地以外	2	3	1		496	0	496	101, 033	221, 127
地		計	2	4	1	0	496	0	496	101, 033	221, 127
	そ(の他の雑種地	+-	5	!	236, 540	36, 705	2, 637	34, 068	28, 013	654, 924
		計	2	6	1	237, 297	41, 187	2, 645	38, 542	26, 222	654, 924
	そ	の他	2	7	1	0					
	<u>-</u>	計	2	8	1	329, 245	868, 847	48, 087	820, 760	5, 707	

地	方々	3共2	団体:	-	ド	表看 7	昏号 9
2	2	1	0	0	7	0	3

第3表 納税義務者区分による土地に関する調 (法定免税点以上のもの)

							(1)		(2)		(3)	(4)	(5)		(6	3)
	_		区分				納税	茂	務者数		地	積	決 定		価	格
地		】 目		行	番	号	個 人		法 人		個 人	法 人	個 人		法	人
FE		П		9			12 (人)(-	1)	22 (人)(口)	32	$(m^2)(\nearrow)$	44 (m²)(=)	56 (千円)(元	k) 68	(千円	月)(へ) 79
		_	般 田	0	1	0	5, 0	55	11		6, 525, 790	10, 555	522, 48	6		662
田		告		0	2	0		0	0)	0	0		0		0
	う 市		在 田 ・ 化 区 域 田	0	3	0	5	33	9)	214, 829	7, 507	5, 828, 80	7		147, 027
		_	般 畑	0	4	0	15, 6	74	107		78, 869, 613	313, 828	3, 819, 44	8		14, 074
畑	勧	告	遊休畑	0	5	0		0	0)	0	0		0		0
	う 市		在 畑 · 化 区 域 畑	0	6	0	6, 0	91	130)	2, 196, 877	102, 533	40, 065, 31	.0		959, 148
		小 È ŝ	規 模 宅 用 地	0	7	0	176, 5	90	3, 132	2	34, 204, 954	1, 870, 254	2, 186, 315, 60	0	148,	493, 757
宅	_	般	住宅用地	0	8	0	52, 4	97	765	5	8, 149, 512	154, 922	363, 538, 89	2	8,	080, 534
地	自 以		宅 用 地 の 宅 地	0	9	0	25, 1	71	5, 495	5	9, 817, 836	15, 102, 317	577, 966, 54	9	768,	905, 135
			計	1	0	0	254, 2	58	9, 392	2	52, 172, 302	17, 127, 493	3, 127, 821, 04	1	925,	479, 426
	ţ	塩	田	1	1	0										_
	鉱		泉 地	1	2	0		9	6	5	30	20	1, 02	4		1, 487
	Ž	池	沼	1	3	0		23	2	:	52, 024	3, 393, 080	91	7		25, 552
山	_	- £	般 山 林	1	4	0	12, 4	92	425	5	403, 664, 889	141, 148, 257	4, 610, 40	7		676, 072
林	ĵ	~ 7	在 山 林	1	5	0		56	6	5	6, 954	8, 055	5, 35	0		10, 024
	4	牧	場	1	6	0		0	0)	0	0		0		0
	Ţ	原	野	1	7	0	3, 5	40	107		7, 122, 530	1, 250, 585	101, 99	8		15, 686
	ゴ	ル	フ場用地	1	8	0		7	6	5	89, 832	824, 462	60, 84	1		510, 200
l [遊	園均	也等の用地	1	9	0		0	0)	0	0		0		0
雑		単	体 利 用	2	0	0		5	16	5	630	1, 427, 657	18, 59	4	39,	870, 677
	鉄軌		小規模住宅用均	<u>t</u> 2	1	0		0	0)	0	0		0		0
種	道	複合	一般住宅用地	2	2	0		0	0)	0	0		0		0
	用地	ÆI	住宅用地以夕	2	3	0		1	6	5	24	69, 391	1, 69	6	7,	011, 480
地			計	2	4	0		1	6	5	24	69, 391	1, 69	6	7,	011, 480
7.	そ	の他	也の雑種地	2	5	0	14, 6	04	1, 759)	5, 334, 032	3, 082, 246	170, 655, 08	2	75,	884, 578
			計	2	6	0	14, 6	17	1, 787	,	5, 424, 518	5, 403, 756	170, 736, 21	3	123,	276, 935
	î	合	計	2	7	0	312, 3	48	11, 982	2	556, 250, 356	168, 765, 669	3, 353, 513, 00	1	1, 050,	606, 093
	5	j ち宅	E地比準土地	2	8	0	8, 3	95	252	:	2, 585, 083	1, 791, 693	46, 875, 57	3	48,	774, 060

第3表 納税義務者区分による土地に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

(7)								(8)	(9)	(10)			(11)	(12)
	_	▼ 区 分					課税	標準額	筆	数	単 位			価 格
			Ĩ	行	番	号	個 人	法人	個 人	法人	平均	価 格	最高	価格
地				n			12 (千円)(下	24 (千円)(チ)	36 (筆)(リ)	46 (筆)(ヌ)	(<u>ホ)</u> 個 人 (ハ) (円/㎡)(ル)	<u>△</u> 法 人 ^(二) (円/㎡)(ヲ)	個 人 56 (円/㎡)(ワ)	法 人 67 (円/㎡)(カ) 77
		一 般 田	Ì	0	1	1	522, 24		19, 276	32	80	63	417	
田	勧	告遊休	П	0	2	1		0	0	0	0	0	0	0
-		介 在 田 · 街 化 区 域	田	0	3	1	2, 021, 47	102, 919	821	31	27, 132	19, 585	106, 212	48, 761
		一 般 畑		0	4	1	3, 813, 96	7 14, 074	151, 792	562	48	45	126	114
畑	勧	力 告 遊 休 炸	田	0	5	1		0	0	0	0	0	0	0
		介 在 畑 ・ 街 化 区 域 :	畑	0	6	1	15, 159, 19	4 648, 360	12, 306	378	18, 237	9, 355	186, 754	114, 874
		小 規 模 住 宅 用 地	1	0	7	1	364, 229, 62	24, 737, 542	291, 414	8, 772	63, 918	79, 398	1, 000, 958	1, 024, 023
宅	_	般住宅用:	地	0	8	1	121, 118, 82	2, 693, 410	102, 120	1, 679	44, 609	52, 159	1, 000, 958	763, 963
地		生 宅 用 地 人 外 の 宅 ‡		0	9	1	386, 112, 57	505, 746, 827	53, 335	25, 265	58, 869	50, 913	1, 059, 789	1, 086, 400
		計		1	0	1	871, 461, 01	533, 177, 779	446, 869	35, 716	59, 952	54, 035	1, 059, 789	1, 086, 400
	ţ	塩 田		1	1	1								
	鉱	泉 地		1	2	1	1, 02	1, 487	9	6	34, 133	74, 350	182,000	181, 000
	ì	池沼		1	3	1	91	7 24, 705	58	930	18	8	48	1,890
Щ	-	一般山林	k	1	4	1	4, 610, 37	676, 068	96, 563	5, 279	11	5	71	57
林	Í	介 在 山 林	k	1	5	1	3, 80	7, 097	68	13	769	1, 244	6, 426	37, 682
	7	牧 場		1	6	1	ı	0	0	0	0	0	0	0
	J	原 野		1	7	1	101, 99	15, 686	10, 768	741	14	13	99	71
	ゴ	ルフ場用:	地	1	8	1	39, 75	329, 277	59	395	677	619	770	770
+ 1/4	遊	園地等の用	地	1	9	1		0	0	0	0	0	0	0
雑		単体利月	用	2	0	1	11, 63	7 23, 619, 447	5	3, 519	29, 514	27, 927	50, 882	89, 470
	鉄軌	小規模住宅月	用地	2	1	1	-	0	0	0	0	0	0	0
種	道用	複 一般住宅用	月地	2	2	1		0	0	0	0	0	0	0
	地	利 住宅用地以	人外	2	3	1	1, 05	4, 291, 463	1	495	70, 667	101, 043	70, 641	221, 127
地		計		2	4	1	1, 05	4, 291, 463	1	495	70, 667	101, 043	70, 641	221, 127
	そ	の他の雑種	地	2	5	1	112, 618, 79	1 48, 984, 416	26, 355	7, 713	31, 994	24, 620	465, 018	654, 924
		計		2	6	1	112, 671, 23	77, 224, 603	26, 420	12, 122	31, 475	22, 813	465, 018	654, 924
.	1	合 計		2	7	1	1, 010, 367, 23	611, 893, 439	764, 950	55, 810	6, 029	6, 225		
	5	うち宅地比準土地	t	2	8	1	17, 849, 37	29, 195, 409	16, 274	5, 515	18, 133	27, 222		

地1	方	公共日	団体	コー	ド	表都 7	香号 8
2	2	1	0	0	7	0	4

第4表 宅地に関する調(法定免税点以上のもの)

_				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	
	<u> </u>			納税義	務者数	地	積	決 定	価 格	
坩		行番	号	個人	法人	個人	法人	個人	法 人	最高価格地の所在
	別	9		12 (人)	22 (人)	32 (m²)(イ)	44 (m²)(□)	56 (千円)(ハ)	68 (千円)(二) 79	
商	繁華街	0 1	0	(0	0	0	0	0	
業	高度商業地区I	0 2	0	(0	0	0	0	0	
	高度商業地区Ⅱ	0 3	0	273	199	54, 767	145, 616		92, 649, 108	葵区伝馬町
地	晋 进 冏 秉 迅 兦	0 4	0	3, 263	813	745, 942	857, 230	125, 167, 214	126, 537, 392	駿河区南町
X	計	0 5	0	3, 536	1, 012	800, 709	1, 002, 846	151, 355, 780	219, 186, 500	葵区伝馬町
住	併用住宅地区	0 6	0	21, 915	2, 193	6, 181, 725	2, 968, 553	504, 644, 113	243, 297, 117	葵区鷹匠二丁目
宅		0 7	0	(0	0	0	0	0	
地		0 8	0	151, 309	4, 110	38, 202, 434	4, 706, 748	2, 303, 405, 245	250, 164, 362	葵区西草深町
X	計	0 9	0	173, 224	6, 303	44, 384, 159	7, 675, 301	2, 808, 049, 358	493, 461, 479	葵区鷹匠二丁目
I	大工場地区	1 0	0	24	45	20, 149	4, 007, 398	279, 912	65, 208, 224	駿河区小鹿三丁目
業	中小工場地区	1 1	0	3, 944	883	1, 755, 071	3, 330, 731	72, 940, 358	123, 037, 486	葵区長沼南
地	7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 2	0	1, 940	198	620, 595	221, 516	34, 243, 307	13, 245, 335	葵区古庄二丁目
X	計	1 3	0	5, 908	1, 126	2, 395, 815	7, 559, 645	107, 463, 577	201, 491, 045	葵区長沼南
村	集団地区	1 4	0	2, 717	112	1, 131, 938	326, 881	21, 724, 394	5, 003, 285	清水区庵原町
落地	村 落 地 区	1 5	0	6, 820	267	3, 290, 549	452, 021	38, 351, 498	4, 862, 088	清水区庵原町
区		1 6	0	9, 537	379	4, 422, 487	778, 902	60, 075, 892	9, 865, 373	清水区庵原町
Ź	親 光 地 区	1 7	0	4	7	3, 544	88, 969	55, 901	1, 366, 744	清水区草薙
	業用施設の用に供 す る 宅 地	1 8	0	561	. 13	153, 580	21, 830	760, 641	108, 285	清水区原
生	産緑地地区内の宅地	1 9	0	142	0	12,008	0	59, 892	0	葵区北安東三丁目
	合 計	2 0	0	192, 912	8, 840	52, 172, 302	17, 127, 493	3, 127, 821, 041	925, 479, 426	葵区伝馬町

- (注) 1. 「農業用施設の用に供する宅地」欄には、固定資産評価基準第1章第3節四に基づき農地+造成費として評価されるもの (ただし書に基づくものは商業地区、住宅地区、工業地区、村落地区、観光地区の各欄に計上すること)を計上すること。
 - 2. 「生産緑地地区内の宅地」欄には、固定資産評価基準第1章第3節五に基づき農地等+造成費として評価されるもの (ただし書に基づくものは商業地区、住宅地区、工業地区、村落地区、観光地区の各欄に計上すること)を計上すること。

地	方々	公共[団体:	コー	ド	表都 7	香号 8
2	2	1	0	0	7	0	4

第4表 宅地に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

_			>		(7)	(8)	(9)	(10)			(11)	(12)
	区				課税	票準額	筆	数	単位	上 当 1	きり 値	
地		⁄字	番	号	個人	法人	個 人	法人	平均	価 格	最 高	価 格
	区	1 J	甾	75	個 人	法 人	1個 人	法 人	(八個 人	(二) 法 人	個 人	法 人
	別	9			12 (千円)	24 (千円)	36 (筆)	46 (筆)	<u>(八)</u> (円/㎡)	/ CDI / 2\	56 (円/m²)	67 (円/m²) 77
商	繁 華 街	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
業	高度商業地区I	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0
地	高度商業地区Ⅱ	0	3	1	11, 884, 434	52, 661, 550	540	664	478, 181	636, 256	1, 059, 789	1, 086, 400
	普通商業地区	0	4	1	42, 960, 405	71, 185, 303	6, 259	2, 433	167, 798	147, 612	851, 540	911, 304
区	計	0	5	1	54, 844, 839	123, 846, 853	6, 799	3, 097	189, 027	218, 564	1, 059, 789	1, 086, 400
住	併用住宅地区	0	6	1	186, 158, 522	146, 502, 885	51,867	8, 363	81,635	81, 958	317, 611	324,600
宅	高級住宅地区	0	7	1	0	0	0	0	0	0	0	0
地	普通住宅地区	0	8	1	560, 863, 691	120, 466, 259	334, 515	16, 072	60, 295	53, 150	214, 120	209, 978
区	計	0	9	1	747, 022, 213	266, 969, 144	386, 382	24, 435	63, 267	64, 292	317, 611	324, 600
エ	大工場地区	1	0	1	177, 382	45, 120, 954	54	747	13, 892	16, 272	24, 300	45, 472
業	中小工場地区	1	1	1	35, 935, 072	81, 345, 906	9,071	4,672	41,560	36, 940	119, 393	106, 777
地	家内工業地区	1	2	1	13, 369, 206	8, 469, 011	4, 496	703	55, 178	59, 794	102, 280	99, 468
区	計	1	3	1	49, 481, 660	134, 935, 871	13, 621	6, 122	44, 855	26, 654	119, 393	106, 777
村落	集団地区	1	4	1	7, 113, 966	3, 169, 251	10, 098	674	19, 192	15, 306	36, 933	35, 223
地	村 落 地 区	1	5	1	12, 573, 036	3, 278, 242	28, 982	1, 281	11,655	10, 756	46, 813	38, 301
区	計	1	6	1	19, 687, 002	6, 447, 493	39, 080	1, 955	13, 584	12,666	46, 813	38, 301
看	見光 地区	1	7	1	23, 614	925, 366	22	66	15, 773	15, 362	21, 319	26, 649
	巻用施設の用に供 ト る 宅 地	1	8	1	372, 200	53, 052	792	41	4, 953	4, 960	5, 015	5, 014
生產	E緑地地区内の宅地	1	9	1	29, 486	0	173	0	4, 988	0	5, 010	0
	合 計	2	0	1	871, 461, 014	533, 177, 779	446, 869	35, 716	59, 952	54, 035	1, 059, 789	1, 086, 400

- (注) 1. 「農業用施設の用に供する宅地」欄には、固定資産評価基準第1章第3節四に基づき農地+造成費として評価されるもの (ただし書に基づくものは商業地区、住宅地区、工業地区、村落地区、観光地区の各欄に計上すること)を計上すること。
 - 2. 「生産緑地地区内の宅地」欄には、固定資産評価基準第1章第3節五に基づき農地等+造成費として評価されるもの (ただし書に基づくものは商業地区、住宅地区、工業地区、村落地区、観光地区の各欄に計上すること)を計上すること。

地	方グ	、共 🛚]体:	ュー	K	表都 7	香号 8
2	2	1	0	0	7	0	5

第5表 宅地等の負担調整に関する調 (法定免税点以上のもの)

		——				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区 分	行:	釆	무	納税義務者数	地積	決定価格	課税標準額	筆 数
		© ∬	9	'HII'	J	12 (人)	24 (m²)	39 (千円)	54 (千円) 69	(筆) 80
		負担水準1.0以上	0	1	0	172, 185	33, 388, 416	2, 094, 179, 416	349, 029, 903	284, 181
	小	負担水準0.95以上1.0未満	0	2	0	4, 012	649, 914	72, 394, 435	12, 065, 739	5, 682
		負担水準0.9以上0.95未満	0	3	0	642	98, 327	15, 170, 640	2, 480, 724	899
	規	負担水準0.85以上0.9未満	0	4	0	176	28, 338	2, 640, 981	407, 813	328
		負担水準0.8以上0.85未満	0	5	0	36	6, 308	329, 714	48, 017	62
	模	負担水準0.75以上0.8未満	0	6	0	48	7, 244	355, 549	48, 752	69
	/ }-	負担水準0.7以上0.75未満	0	7	0	51	11, 213			71
	住	負担水準0.65以上0.7未満	0	8	0	17	4, 673	276, 105		30
	宅	負担水準0.6以上0.65未満	0			24	4, 378			33
		負担水準0.55以上0.6未満	1	_		18	3, 101	156, 087	16, 283	22
	用	負担水準0.5以上0.55未満	1			5	645		3, 359	5
	/13	負担水準0.45以上0.5未満	1	_		6	-,	,	1, 209	12
	地	負担水準0.4以上0.45未満	1			6				17
		負担水準0.35以上0.4未満	1			2	400	6, 103	457	3
宅	_	負担水準0.3以上0.35未満	1	_						
		負担水準0.25以上0.3未満	1	_	_					
	個	負担水準0.2以上0.25未満	1							
		負担水準0.15以上0.2未満	1	_						
	人	負担水準0.1以上0.15未満	1							
		負担水準0.05以上0.1未満	2	_						
		負担水準0.05未満	2	_		177 000	24 204 054	0 100 015 000	204 200 000	001 414
		計 負担水準1.0以上	2 2			177, 228 3, 025	34, 204, 954 1, 818, 709		364, 229, 622 23, 363, 843	291, 414 8, 395
	小	負担水準0.95以上1.0未満	2	_		155	40, 993	6, 476, 372	1, 079, 395	289
	\1,·	負担水準0.9以上0.95未満	2	_		35	8, 382	1, 544, 571		68
	規	負担水準0.85以上0.9未満	2			6	,	, ,		12
	796	負担水準0.8以上0.85未満	2	_		2	172	,		2
	模	負担水準0.75以上0.8未満	2	_		2	112	10,010	1, 111	
		負担水準0.7以上0.75未満	2			1	770	61, 738	8, 053	1
抽	住	負担水準0.65以上0.7未満	3	_		1	110	01,100	0,000	
		負担水準0.6以上0.65未満	3			3	321	13, 541	1, 507	3
	宅	負担水準0.55以上0.6未満	3	2	0			,	,	
		負担水準0.5以上0.55未満	3	_						
	用	負担水準0.45以上0.5未満	3	4	0	1	25	6, 226	546	2
	地	負担水準0.4以上0.45未満	3	5	0					
	地	負担水準0.35以上0.4未満	3	6	0					
		負担水準0.3以上0.35未満	3	7	0					
		負担水準0.25以上0.3未満	3	8	0					
	法	負担水準0.2以上0.25未満	3	9	0					
		負担水準0.15以上0.2未満	4	0	0					
	人	負担水準0.1以上0.15未満	4							
		負担水準0.05以上0.1未満	4	2	0					
		負担水準0.05未満	4	_						
		計	4	4	0	3, 228	1, 870, 254	148, 493, 757	24, 737, 542	8, 772

地	方グ	大大	団体:	ュー	K	表都 7	番号
2	2	1	0	0	7	0	5

第5表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

		——		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区	行番号	納税義務者数	地 積	決 定 価 格	課 税 標 準 額	筆 数
		E //	9 日 万	12 (人)	24 (m²)	39 (千円)	54 (千円) 69	(筆) 80
		負担水準1.0以上	4 5 0	51, 446	7, 998, 887	350, 952, 675	116, 984, 225	100, 205
	_	負担水準0.95以上1.0未満	4 6 0	861	109, 126	9, 801, 671	3, 267, 224	1, 437
		負担水準0.9以上0.95未満	4 7 0	127	20, 576	2, 065, 514	676, 118	204
	般	負担水準0.85以上0.9未満	4 8 0	50	7, 543	250, 797	77, 568	110
		負担水準0.8以上0.85未満	4 9 0	8	857	51, 057	14, 863	19
	住	負担水準0.75以上0.8未満	5 0 0	11	1, 748	78, 697	21, 282	20
		負担水準0.7以上0.75未満	5 1 0	24	2, 325	103, 404	26, 789	36
	宅	負担水準0.65以上0.7未満	5 2 0	11	1,742	60, 021	14, 550	17
		負担水準0.6以上0.65未満	5 3 0	21	2, 589	96, 972	21, 624	30
	用	負担水準0.55以上0.6未満	5 4 0	10	658	31, 350	6, 524	12
	/13	負担水準0.5以上0.55未満	5 5 0	2	304	16, 776	3, 096	2
	地	負担水準0.45以上0.5未満	5 6 0	5	1, 496	13, 586	2, 419	10
		負担水準0.4以上0.45未満	5 7 0	5	1, 513	14, 108	2, 200	15
	_	負担水準0.35以上0.4未満	5 8 0	2	148	2, 264	339	3
宅		負担水準0.3以上0.35未満	5 9 0					
	個	負担水準0.25以上0.3未満	6 0 0					
	IIEI	負担水準0.2以上0.25未満	6 1 0					
		負担水準0.15以上0.2未満	6 2 0					
	人	負担水準0.1以上0.15未満	6 3 0					
	$\overline{}$	負担水準0.05以上0.1未満	6 4 0					
		負担水準0.05未満	6 5 0	F0 F00	0.140.510	0.00 500 000	101 110 001	100 100
		計	6 6 0	52, 583	8, 149, 512	363, 538, 892	121, 118, 821	102, 120
		負担水準1.0以上 負担水準0.95以上1.0未満	6 7 0	745	152, 013	7, 700, 737	2, 566, 912	1, 644
	_	負担水準0.9以上0.95未満	6 8 0	19	2, 841	370, 802 8, 375	123, 601	30
		負担水準0.85以上0.95米満	6 9 0 7 0 0	3	55	8, 373	2, 762	4
	般	負担水準0.8以上0.85未満	7 1 0					
		負担水準0.75以上0.8未満	7 2 0					
	住	負担水準0.7以上0.75未満	7 3 0					
地		負担水準0.65以上0.7未満	7 4 0					
20	宅	負担水準0.6以上0.65未満	7 5 0	1	13	620	135	1
	l _	負担水準0.55以上0.6未満	7 6 0	1	10	320	100	1
	用	負担水準0.5以上0.55未満	7 7 0					
		負担水準0. 45以上0. 5未満	7 8 0					
	地	負担水準0.4以上0.45未満	7 9 0					
		負担水準0.35以上0.4未満	8 0 0					
	$\overline{}$	負担水準0.3以上0.35未満	8 1 0					
		負担水準0.25以上0.3未満	8 2 0					
	法	負担水準0.2以上0.25未満	8 3 0					
		負担水準0.15以上0.2未満	8 4 0					
	人	負担水準0.1以上0.15未満	8 5 0					
		負担水準0.05以上0.1未満	8 6 0					
		負担水準0.05未満	8 7 0					
		計	8 8 0	768	154, 922	8, 080, 534	2, 693, 410	1,679

- 地 1	方グ	大人	団体:	コー	K	表都 7	番号
2	2	1	0	0	7	0	6

第6表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

-						(1)		(2)	(3)	(4)	(5)	
		区 分	行	番	号	納税義務者数		地 積	決定価格	課 税 標 準 額	筆 数	女
		In the Living and	9			12 (人)	24	(m²)				(筆)80
	住	負担水準0.7超		1		9, 053		3, 040, 988	83, 174, 648	58, 222, 254		.8, 775
	宅	負担水準0.65以上0.7以下	_	2		12, 676		5, 072, 223	318, 149, 982	218, 780, 711		25, 694
	用	負担水準0.6以上0.65未満		3		3, 652		1, 293, 174	140, 667, 387	87, 691, 334		6, 477
		負担水準0.55以上0.6未満	_	4		923		219, 873	33, 508, 348	20, 105, 009		1, 356
	地	負担水準0.5以上0.55未満	_	5		34		20, 999	1, 246, 213	730, 542		46
	以	負担水準0.45以上0.5未満	_	6		15		1, 249	50, 562	27, 013		16
	外	負担水準0.4以上0.45未満		7		705		167, 894	921, 729	450, 058		969
	Ø	負担水準0.35以上0.4未満		8		2		1, 436	247, 680	105, 650		2
	宅	負担水準0.3以上0.35未満		9								
	_	負担水準0.25以上0.3未満	1	0	0							
	地	負担水準0.2以上0.25未満	1	1	0							
宅	$\overline{}$	負担水準0.15以上0.2未満		2								
	個	負担水準0.1以上0.15未満	1	3	0							
	人	負担水準0.05以上0.1未満	1	4	0							
		負担水準0.05未満	1	5	0							
		計	1	6	0	27, 060		9, 817, 836	577, 966, 549	386, 112, 571	5	3, 335
	住	負担水準0.7超	1	7	0	1, 454		3, 167, 057	77, 338, 681	54, 137, 074	(6,678
	宅	負担水準0.65以上0.7以下	1	8	0	3, 179		9, 421, 954	370, 069, 838	254, 546, 105	1:	3, 540
		負担水準0.6以上0.65未満	1	9	0	1, 276		1, 859, 209	240, 507, 577	148, 935, 391	,	3, 961
	用	負担水準0.55以上0.6未満	2	0	0	423		538, 171	75, 674, 217	45, 226, 002		1,015
	地	負担水準0.5以上0.55未満	2	1	0	11		39, 325	2, 195, 100	1, 243, 344		23
	以	負担水準0.45以上0.5未満	2	2	0	3		54, 197	2, 977, 622	1, 591, 104		Ę
地	外	負担水準0.4以上0.45未満	2	3	0	13		21,830	108, 285	53, 052		41
	0	負担水準0.35以上0.4未満	2	4	0	1		574	33, 815	14, 755		2
	-	負担水準0.3以上0.35未満	2	5	0							
	宅	負担水準0.25以上0.3未満	2	6	0							
	地	負担水準0.2以上0.25未満	2	7	0							
		負担水準0.15以上0.2未満	2	8	0							
	法	負担水準0.1以上0.15未満	2	9	0							
		負担水準0.05以上0.1未満	3	0	0							
	人	負担水準0.05未満	3	1	0							
		計		2		6, 360		15, 102, 317	768, 905, 135	505, 746, 827	2	25, 265
	160行及	■ び320行のうち、勧告がされた特定空家等の敷地の用に供されている旧住宅用地	_	3		5		902	43, 966	26, 153		13
	160行及で	び320行のうち、勧告がされた管理不全空家等の敷地の用に供されている旧住宅用地	3	4	0	13		2,616	79, 096	54, 187		18

地1	方グ	大公]体:	コー	ド	表都 7	番号
2	2	1	0	0	7	0	6

第6表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

						(1)		(2)		(3)		(4)		(5)	
		区 分	行	番号	L.	納税義務者数	地	積	決	定 価	格	課税標準額		筆	数
		<u>r</u>	9	笛ケ	1:	2 (人)	24	(m^2)	39		(千円)) 54 (千円)	69		(筆)80
	住	負担水準0.70	3	5 (0	1, 657		474, 932		23, 17	1,845	16, 220, 291			2, 199
宅	宅	負担水準0.69以上0.70未満	3	6 (0	7, 748		3, 043, 838		163, 06	8, 776	113, 897, 806			14, 937
地	用	負担水準0.68以上0.69未満	3	7 (0	1, 710		558, 054		43, 95	0, 807	30, 101, 476			3, 120
70	地	負担水準0.67以上0.68未満	3	8 (0	1, 322		403, 276		33, 83	5, 623	22, 847, 796			2, 132
$\overline{}$	以	負担水準0.66以上0.67未満	3	9 (0	1, 010		313, 256		26, 97	2, 393	17, 926, 933			1,808
	外	負担水準0.65以上0.66未満		0 (906		278, 867		27, 15	0, 538	17, 786, 409			1, 498
負	0)	負担水準0.64以上0.65未満		1 (882		308, 874		30, 58	31, 138	19, 731, 400			1, 518
担	宅	負担水準0.63以上0.64未満		2 (703		218, 543		22, 73	0, 837	14, 435, 430			1, 157
15	地	負担水準0.62以上0.63未満		3 (754		247, 069		27, 15	8, 167	16, 961, 868			1, 258
水	$\overline{}$	負担水準0.61以上0.62未満		4 (586		237, 374		22, 64	5, 013	13, 917, 450			934
	個	負担水準0.60超0.61未満	4	5 (0	578		195, 439		25, 56	7, 065	15, 454, 086			1,044
準	人	負担水準0.60	4	6 (0	446		85, 875		11, 98	35, 167	7, 191, 100			566
0		計		7 (18, 302		6, 365, 397		458, 81	7, 369	306, 472, 045			32, 171
	住	負担水準0.70		8 (504		600, 110		21, 46	9, 352	15, 028, 546			959
	宅	負担水準0.69以上0.70未満	4	9 (0	2, 049		7, 133, 101		214, 61	0, 746				8, 349
	用	負担水準0.68以上0.69未満	5	0 (0	454		448, 968		34, 32	8, 560	23, 519, 765			1, 364
6	地	負担水準0.67以上0.68未満	5	- 1	_	370		439,286		29, 07	2, 622	19, 653, 682			1, 100
(以	負担水準0.66以上0.67未満	5	2 (0	268		254, 896		21, 72	25, 557	14, 439, 638			799
	外	負担水準0.65以上0.66未満		3 (340		545, 593		48, 86	3, 001	32, 033, 493			969
0	の	負担水準0.64以上0.65未満	5	4 (0	286		373,607		38, 17	8, 333	24, 590, 785			926
	宅	負担水準0.63以上0.64未満		5 (235		263, 404		31, 63	3, 360	20, 095, 684			535
	地	負担水準0.62以上0.63未満	_	6 (288		319, 512		40, 25	2, 674				774
7	$\overline{}$	負担水準0.61以上0.62未満		7 (_	248		353, 776		55, 60	5, 397				667
'	法	負担水準0.60超0.61未満	5	8 (0	250		415, 857		50, 15	2, 364	30, 175, 959			683
\smile	人	負担水準0.60	5	9 (0	218		133, 053		24, 68	35, 449	14, 811, 270			376
		計	6	0 (0	5, 510		11, 281, 163		610, 57	7, 415	403, 481, 496			17, 501

第6表350行から第6表400行は第6表020行の、第6表410行から460行は第6表030行の、第6表480行から第6表530行は第6表180行の、第6表540行から第6表590行は第6表190行の内数として記載すること(納税義務者数は一致しないことがある)。

地 1	方グ	大公]体:	ュー	ド	表都 7	番号 8
2	2	1	0	0	7	0	6

第6表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

宅 負担水準0.58以上0.59未満 6 2 0 56 11,942 2,283,821 1,3 負担水準0.57以上0.58未満 6 3 0 34 15,466 1,208,699 7 申 負担水準0.56以上0.57未満 6 4 0 7 5,885 300,627 1 申 負担水準0.55以上0.56未満 6 5 0 10 2,479 692,382 4 負担水準0.53以上0.55未満 6 6 0 15 10,876 723,008 4 負担水準0.53以上0.54未満 6 7 0 2 1,443 70,541 外 負担水準0.51以上0.52未満 6 8 0 6 3,258 168,580 負担水準0.51以上0.52未満 6 9 0 10 3,111 161,715 宅 負担水準0.50以上0.51未満 7 0 0 2 2,311 122,369 負担水準0.49以上0.50未満 7 1 0 1 1 110 4,067	
日本学の 12 13 14 15 10 10	単額 筆 数
宅 負担水準0.58以上0.59未満 6 2 0 56 11,942 2,283,821 1,3 負担水準0.57以上0.58未満 6 3 0 34 15,466 1,208,699 7 規 負担水準0.56以上0.57未満 6 4 0 7 5,885 300,627 1 地 負担水準0.55以上0.56未満 6 5 0 10 2,479 692,382 4 負担水準0.54以上0.55未満 6 6 0 15 10,876 723,008 4 負担水準0.53以上0.54未満 6 7 0 2 1,443 70,541 外 負担水準0.51以上0.52未満 6 8 0 6 3,258 168,580 負担水準0.51以上0.52未満 6 9 0 10 3,111 161,715 食担水準0.50以上0.51未満 7 0 0 2 2,311 122,369 負担水準0.49以上0.50未満 7 1 0 1 1 10 4,067 負担水準0.48以上0.49未満 7 2 0 11 691 27,873	(千円)69 (筆)80
宅 負担水準0.58以上0.59未満 6 2 0 56 11,942 2,283,821 1,3 負担水準0.57以上0.58未満 6 3 0 34 15,466 1,208,699 7 負担水準0.56以上0.57未満 6 4 0 7 5,885 300,627 1 地 負担水準0.55以上0.56未満 6 5 0 10 2,479 692,382 4 負担水準0.53以上0.54未満 6 6 0 15 10,876 723,008 4 負担水準0.53以上0.53未満 6 8 0 6 3,258 168,580 負担水準0.51以上0.52未満 6 8 0 6 3,258 168,580 負担水準0.51以上0.52未満 6 9 0 10 3,111 161,715 負担水準0.50以上0.51未満 7 0 0 2 2,311 122,369 負担水準0.49以上0.50未満 7 1 0 1 1 10 4,067 負担水準0.48以上0.49未満 7 2 0 11 691 27,873	3, 691 1, 193
世	0, 293 85
世 世 世	5, 220 49
負担水準0.54以上0.55未満 負担水準0.53以上0.54未満 6 6 6 0 15 10,876 723,008 4 負担水準0.53以上0.54未満 負担水準0.52以上0.53未満 の 負担水準0.51以上0.52未満 を 担 6 8 0 6 3,258 168,580 担 10 3,111 161,715 負担水準0.50以上0.51未満 負担水準0.49以上0.50未満 負担水準0.48以上0.49未満 7 0 0 2 2,311 122,369 負担水準0.48以上0.49未満 7 2 0 11 691 27,873	13
負担水準0.53以上0.54未満 6 7 0 2 1,443 70,541 負担水準0.52以上0.53未満 6 8 0 6 3,258 168,580 の 負担水準0.51以上0.52未満 6 9 0 10 3,111 161,715 宅 担水準0.50以上0.51未満 7 0 0 2 2,311 122,369 負担水準0.49以上0.50未満 7 1 0 1 110 4,067 負担水準0.48以上0.49未満 7 2 0 11 691 27,873	5, 429 16
自 クト 負担水準0.53以上0.54未満 6 7 0 2 1,443 70,541 負担水準0.52以上0.53未満 6 8 0 6 3,258 168,580 の 負担水準0.51以上0.52未満 6 9 0 10 3,111 161,715 負担水準0.50以上0.51未満 7 0 0 2 2,311 122,369 負担水準0.49以上0.50未満 7 1 0 1 110 4,067 負担水準0.48以上0.49未満 7 2 0 11 691 27,873	2, 733 20
負 の 負担水準0.51以上0.52未満 6 9 0 10 3,111 161,715 全 負担水準0.50以上0.51未満 7 0 0 2 2,311 122,369 負担水準0.49以上0.50未満 7 1 0 1 110 4,067 負担水準0.48以上0.49未満 7 2 0 11 691 27,873	1, 324
担 担 負担水準0.51以上0.52未満 6 9 0 10 3,111 161,715 負担水準0.50以上0.51未満 7 0 0 2 2,311 122,369 負担水準0.49以上0.50未満 7 1 0 1 110 4,067 負担水準0.48以上0.49未満 7 2 0 11 691 27,873	6, 977
担 負担水準0.49以上0.50未満 7 1 0 1 110 4,067 負担水準0.48以上0.49未満 7 2 0 11 691 27,873	1, 568
地 負担水準0.48以上0.49末満 7 2 0 11 691 27,873	7, 940
11 1 1 1 1 1 1 1 1	2, 234
水 ○ 負担水進0,47以上0,48未満 7 € 3 € 0 2 253 9 364	5, 015
	4, 951
個 負担水準0.46以上0.47未満 7 4 0 1 195 9,258	4, 813
準 人 負担水準0.45超0.46未満 7 5 0	
○ 負担水準0.45 7 6 0	
	2, 564 1, 418
	9, 997 935
·	0, 596 41
[頁担水準0.57以上0.58末滴	0, 366
	4, 348
	0, 695
	8, 641 6
[5] [負担水準0.53以上0.54未満	9, 232 4
外 負担水準0.52以上0.53未満 8 5 0 1 1,144 94,571	4, 276
0 負担水準0.51以上0.52未満 8 6 0	
	1, 195
・ 地 負担水準0.49以上0.50未満 8 8 0	
[負担水準0.48以上0.49未満	1, 104 5
○ 負担水準0.47以上0.48未満 9 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	
法 負担水準0.46以上0.47未満 9 1 0	
人 負担水準0.45超0.46未満 9 2 0	
○ 負担水準0.45	
計 9 4 0 449 631,693 80,846,939 48,0 第6表610行から第6表650行け第6表040行の 第6表660行から700行け第6表050行の 第6表710行から第6表760行け第6表060行の 第6表780行から第6表890行け第	1, 043

第6表610行から第6表650行は第6表040行の、第6表660行から700行は第6表050行の、第6表710行から第6表760行は第6表060行の、第6表780行から第6表820行は第6表200行の、第6表830行から第6表870行は第6表210行の、第6表880行から第6表820行の内数として記載すること(納税義務者数は一致しないことがある)。

± 1	方グ	〉共区]体:	コー	ド	表都 7	香号 8
2	2	1	0	0	7	0	7

第7表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区 分	行	· 番	号	納税義務者数	地積	決定価格	課 税 標 準 額	筆 数
			9			12 (人)	24 (m²)	39 (千円)	54 (千円)	69 (筆) 8
農	住	負担水準0.7超		1	•					
業	宅	負担水準0.65以上0.7以下		2						
用	用	負担水準0.6以上0.65未満		3						
施		負担水準0.55以上0.6未満		4	_		33	164	. 98	
設	地	負担水準0.5以上0.55未満		5						
カ	以	負担水準0.45以上0.5未満		6						
Ħ	外	負担水準0.4以上0.45未満		7		560	153, 547	760, 477	372, 102	79
2	σ	負担水準0.35以上0.4未満		8						
共	宅	負担水準0.3以上0.35未満		9						
+		負担水準0.25以上0.3未満		0						
5	地	負担水準0.2以上0.25未満		1						
Ė	$\overline{}$	負担水準0.15以上0.2未満		2						
t t	個	負担水準0.1以上0.15未満		3						
	人	負担水準0.05以上0.1未満		4						
隻		負担水準0.05未満		5	1					
· 也 —		計		6	<u> </u>	561	153, 580	760, 641	372, 200	79
-	住	負担水準0.7超		7						
1	宅	負担水準0.65以上0.7以下		8	<u> </u>					
i Ž		負担水準0.6以上0.65未満		9						
t b	用	負担水準0.55以上0.6未満		0	•					
	地	負担水準0.5以上0.55未満		1						
_	以	負担水準0.45以上0.5未満		2						
_	外	負担水準0.4以上0.45未満	2	3	0	13	21, 830	108, 285	53, 052	4
T.	Ø	負担水準0.35以上0.4未満		4						
平		負担水準0.3以上0.35未満		5						
Б	宅	負担水準0.25以上0.3未満	2	6	0					
Ž	地	負担水準0.2以上0.25未満	2	7	0					
ı	$\overline{}$	負担水準0.15以上0.2未満	2	8	0					
5	法	負担水準0.1以上0.15未満	2	9	0					
5		負担水準0.05以上0.1未満	3	0	0					
り	人	負担水準0.05未満	3	1	0					
-	•	計	3	2	0	13	21, 830	108, 285	53, 052	4

この表における個人・法人別の各区分の合計数字は、第6表における該当行列内の数字を超えないことに留意すること(納税義務者数は除く)。

⁽例) 第6表010行2列 ≧ 第7表010行2列 + 第7表330行2列

1	方々	〉共 🖯]体:	ュー	ド	表都 7	§号 8
2	2	1	0	0	7	0	7

第7表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

		——				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区 分	行	番号	1.	納税義務者数	地 積	決 定 価 格	課税標準額	筆 数
			9			12 (人)	24 (m²)	39 (千円)	54 (千円)	69 (筆) 80
生	住	負担水準0.7超		3						
産	宅	負担水準0.65以上0.7以下		4						
緑	_	負担水準0.6以上0.65未満		5						
地	用	負担水準0.55以上0.6未満		6		1	32	159	95	1
地	地	負担水準0.5以上0.55未満		7						
区	以	負担水準0.45以上0.5未満		8						
	外	負担水準0.4以上0.45未満		9		141	11, 976	59, 733	29, 391	172
内	Ø	負担水準0.35以上0.4未満		0						
の	宅	負担水準0.3以上0.35未満		1						
宅		負担水準0.25以上0.3未満		2						
地	地	負担水準0.2以上0.25未満		3						
$\overline{}$	$\widehat{}$	負担水準0.15以上0.2未満		4						
農	個	負担水準0.1以上0.15未満		5						
地	人	負担水準0.05以上0.1未満		6						
等		負担水準0.05未満		7						
+		計		8		142	12, 008	59, 892	29, 486	173
造	住	負担水準0.7超		9						
成	宅	負担水準0.65以上0.7以下		0						
費	用	負担水準0.6以上0.65未満		1						
		負担水準0.55以上0.6未満		2						
ک	地	負担水準0.5以上0.55未満		3						
し	以	負担水準0.45以上0.5未満		4						
て	外	負担水準0.4以上0.45未満		5						
評	の	負担水準0.35以上0.4未満		6						
価	宅	負担水準0.3以上0.35未満		7						
さ		負担水準0.25以上0.3未満		8						
れ	地	負担水準0.2以上0.25未満		9						
る	$\overline{}$	負担水準0.15以上0.2未満		0						
4	法	負担水準0.1以上0.15未満		1						
の の	人	負担水準0.05以上0.1未満		2						
<i>(</i>)		負担水準0.05未満		3						
S = +1		計	6	4	0	0	(0	0	0

この表における個人・法人別の各区分の合計数字は、第6表における該当行列内の数字を超えないことに留意すること(納税義務者数は除く)。

⁽例) 第6表010行2列 ≧ 第7表010行2列 + 第7表330行2列

地	方公	:共区]体:	コー	ド	表者 7	番号 8
2	2	1	0	0	7	0	8

第8表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都 道 府 県 名 静岡県 市 町 村 名 静岡市

	——				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
	区分	行	番	모	納税義務者数	地積	決定価格	課税標準額	筆 数
	<u>Б</u> — — — — — — — — — — — — — — — — — — —	9	笛	7	12 (人)			54 (千円)	69 (筆) 80
	本則による課税がなされたもの(負担水準1.0以上)	0	1	0	227, 401	43, 358, 025	2, 593, 015, 883	491, 944, 883	394, 425
宅	引き下げ(負担水準0.7超) による課税がなされたもの	0	2	0	10, 507	6, 208, 045	160, 513, 329	112, 359, 328	25, 453
地	住宅用地以外の宅地において負担水準0.6以上0.7以下	0	3	0	20, 783	17, 646, 560	1, 069, 394, 784	709, 953, 541	49,672
1112	上記以外で負担水準0.2未満を除いたもの	0	4	0	8, 536	2, 087, 165	230, 376, 471	90, 381, 041	13, 035
計	負担水準0.2未満	0	5	0	0	V	0	0	0
	計	0	6	0	267, 227	69, 299, 795	4, 053, 300, 467	1, 404, 638, 793	482, 585
	負担水準1.0以上	0	7	0	12, 921	544, 813, 134	5, 286, 479	5, 286, 440	101, 839
	負担水準0.95以上1.0未満	0	8	0	1	12			1
	負担水準0.9以上0.95未満	0	9	0					
	負担水準0.85以上0.9未満	1	0	0					
_	負担水準0.8以上0.85未満	1	1	0					
	負担水準0.75以上0.8未満	1	2	0					
	負担水準0.7以上0.75未満	1	3	0					
	負担水準0.65以上0.7未満	1	4	0	2				2
般	負担水準0.6以上0.65未満	1	5	0					
/12/	負担水準0.55以上0.6未満	1	6	0					
	負担水準0.5以上0.55未満	1	7	0					
	負担水準0.45以上0.5未満	1	8	0					
	負担水準0.4以上0.45未満	1	9	0					
Щ	負担水準0.35以上0.4未満	2	0	0					
	負担水準0.3以上0.35未満	2	1	0					
	負担水準0.25以上0.3未満	2	2	0					
	負担水準0.2以上0.25未満	2	3	0					
林	負担水準0.15以上0.2未満	2	4	0					
7/1	負担水準0.1以上0.15未満	2	5	0					
	負担水準0.05以上0.1未満	2	6	0					
	負担水準0.05未満	2	7	0					
	計	2	8	0	12, 924	544, 813, 146	5, 286, 479	5, 286, 440	101, 842

担	方々	共	団体:	-	ド	表看 7	昏号 8
2	2	1	0	0	7	0	9

第9表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

						(1)		(2)		(3)		(4)			(5)	
			,_	-11	-	納税義務者数		地 積	決	定価格	1			爭		数
		区 分	行 9	畨	: 号			(m²)					(千円)			笙)80
		負担水準1.0以上	0	1	0			(111)		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	,,,,,,				$\overline{}$	
	小	負担水準0.95以上1.0未満	0	2	0											
		負担水準0.9以上0.95未満	0	3	0											
46	規	負担水準0.85以上0.9未満	0	4	0											
複		負担水準0.8以上0.85未満			0											
	模	負担水準0.75以上0.8未満	0	6	0											
	<i>(</i>	負担水準0.7以上0.75未満			0											
	住	負担水準0.65以上0.7未満			0											
合	宅	負担水準0.6以上0.65未満			0											
	~_	負担水準0.55以上0.6未満			0											
	用	負担水準0.5以上0.55未満			0											
	/13	負担水準0.45以上0.5未満			0											
利	地	負担水準0.4以上0.45未満			0											
'		負担水準0.35以上0.4未満			0						_					
	$\overline{}$	負担水準0.3以上0.35未満			0											
		負担水準0.25以上0.3未満			0						_					
	個	負担水準0.2以上0.25未満 負担水準0.15以上0.2未満	_		0						-					
用		負担水準0.1以上0.2木満 負担水準0.1以上0.15未満	1		0						-					
		負担水準0.15人0.15木満 負担水準0.05以上0.1未満			0											
		負担水準0.05以上0.1未満 負担水準0.05未満	2		0						-					
		員担小平0.03木個 計		•	0	0		0		- (0		0			0
鉄		負担水準1.0以上			0	0		0			0		0			0
		負担水準0.95以上1.0未満			0											
	-	負担水準0.9以上0.95未満	2		0											
	規	負担水準0.85以上0.9未満	2		: 0											
軌		負担水準0.8以上0.85未満	2	7	0											
	模	負担水準0.75以上0.8未満	2		0											
		負担水準0.7以上0.75未満	2	9	0											
	住	負担水準0.65以上0.7未満	3	0	0											
道	<i>-</i>	負担水準0.6以上0.65未満	3		0											
炟	宅	負担水準0.55以上0.6未満	3		0											
	用	負担水準0.5以上0.55未満	3	3	0											
	/13	負担水準0.45以上0.5未満			0											
	地	負担水準0.4以上0.45未満	3		0											
用		負担水準0.35以上0.4未満			0											
	$\widehat{}$	負担水準0.3以上0.35未満	3		0		<u> </u>				\perp			<u> </u>		
		負担水準0.25以上0.3未満			0									ļ		
		負担水準0.2以上0.25未満			0		1				_					
地		負担水準0.15以上0.2未満			0		1				+					
	人	負担水準0.1以上0.15未満			0		1				-					
	$\overline{}$	負担水準0.05以上0.1未満 負担水準0.05未満			0		-				+			-		
		負担水準0.05木満 計		_	0	0		0		,	0		0			0
		дT	4	4	U	0		0			U		0			0

地1	方々	共]体:	_	ド	表看 7	昏号 8
2	2	1	0	0	7	0	9

第9表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

大き 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日	(5)	
接	筆 数	
横紅水管の 95以上の 5末満 4 7 0 自 日本水管の 95以上の 5末満 4 9 0 0 日本水管の 5以上の 5末満 5 0 0 日本 5 0 0 0 日本 5 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	(筆)8	
### 2011 日本の		
### 24		
程 位 位 位 位 位 位 位 位 位 位 位 位 位		
食担水準の 5以上の 55 対策		
日本		
会 報租未簿の 65以上 6.6未濟 負担水簿の 65以上 0.5未満 負担水簿の 65以上 0.5未満 負担水學の 65以上 0.5未満 負担水學の 45以上 0.4未満 負担水學の 45以上 0.4未満 負担水學の 55以上 0.5未満 負担水學の 55以上 0.5未満 負担水學の 65以上 0.5未満 負担水學の 65以上 0.5未満 負担水學の 65以上 0.5未満 有担水學の 65以上 0.5未満 有担父學の 65以上 0.5未述 有担父學の 65以上 0.5未述 有担父學の 65以上 0.5未述 有担父學の 65以上 0.5未述 有担父學の 65以上 0.5未述 有担父學の 65以上 0.		
日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日		
関われているら以上の、55以上の、54次		
相		
担地		
### 1		
利		
類相水準0.3以上0.35未満		
田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田		
### ### ### ### ### ### ### ### ### #		
無力 負担水準0.15以上0.2未満 6 2 0 0 負担水準0.05以上0.1未満 6 3 0 負担水準0.05未満 6 5 0 負担水準0.05未満 6 5 0 負担水準0.95以上0.9未満 6 7 0 負担水準0.95以上0.9未満 6 9 0 負担水準0.85以上0.9未満 7 0 0 負担水準0.85以上0.9未満 7 1 0 負担水準0.75以上0.8未満 7 1 0 負担水準0.75以上0.75未満 7 2 0 負担水準0.6以上0.75未満 7 4 0 負担水準0.6以上0.6未満 7 5 0 負担水準0.5以上0.6未満 7 7 0 負担水準0.5以上0.6未満 7 7 0 負担水準0.5以上0.5未満 7 7 0 負担水準0.05以上0.6未満 7 7 0 負担水準0.4以上0.6未満 7 9 0 負担水準0.3以上0.3未満 8 0 負担水準0.3以上0.3未満 8 1 0 負担水準0.3以上0.2未満 8 2 0 負担水準0.1以上0.2未満 8 3 0 負担水準0.1以上0.2未満 8 3 0 負担水準0.1以上0.15未満 8 3 0 負担水準0.1以上0.15未満 8 5 0 負担水準0.05以上0.1未満 8 6 0 負担水準0.05以上0.1未満 8 6 0 負担水準0.05以上0.1未満 8 6 0 負担水準0.05以上0.1未満 8 0 負担水準0.05以上0		
### ### ### ### ### ### ### ### ### ##		
### (表現本等の、15以上の、1未満		
鉄		
(大) 計 6 6 0 0 0 0 0 (大) 負担水準0.05以上1.0未満 負担水準0.9以上0.95未満 負担水準0.8以上0.95未満 負担水準0.8以上0.85未満 負担水準0.7以上0.8未満 負担水準0.7以上0.75未満 負担水準0.7以上0.75未満 負担水準0.65以上0.55未満 負担水準0.65以上0.6未満 負担水準0.65以上0.6未満 負担水準0.5以上0.55未満 有担水準0.5以上0.55未満 有担水準0.5以上0.55未満 有担水準0.3以上0.35未満 負担水準0.45以上0.5未満 有担水準0.45以上0.4未満 負担水準0.3以上0.35未満 有担水準0.3以上0.35未満 有担水準0.3以上0.35未満 有担水準0.3以上0.35未満 有担水準0.3以上0.35未満 有担水準0.3以上0.35未満 有担水準0.3以上0.35未満 有担水準0.3以上0.35未満 有担水準0.3以上0.35未満 有担水準0.3以上0.35未満 有担水準0.3以上0.35未満 有担水準0.3以上0.35未満 有担水準0.3以上0.25未満 有担水準0.3以上0.35未満 有担水準0.5以上0.15未満 有担水準0.5以上0.15未満 有担水準0.5以上0.15未満 有担水準0.05以上0.15未満 有担水準0.05以上0.15未満 有担水準0.05以上0.15未満 有担水準0.05以上0.15未満 有担水準0.05以上0.15未満 有担水準0.05以上0.15未満 有担水準0.05以上0.15未満 有担水率0.05以上0.15本満 有担水率0.05以上0.15本満 有担水率0.05以上0.15本満 有担水率0.05以上0.15本満 有担水率0.05以上0.15本満 有担水率0.05以上0.15本満 有担水率0.05以上0.15本満 有担水率0.05以上0.15本満 有担水率0.05以上0.15本満 有担水率0.05以上0.15本満 有担水率0.05以上0.15以上0.		
 数 自担水準0.95以上0.75次満 自担水準0.95以上0.95未満 自担水準0.85以上0.9未満 自担水準0.85以上0.9未満 行 0 0 自担水準0.85以上0.8未満 行 1 0 自担水準0.75以上0.8末満 行 2 0 自担水準0.75以上0.75未満 自担水準0.75以上0.75未満 有担水準0.65以上0.7未満 有担水準0.65以上0.7未満 有担水準0.65以上0.6未満 有担水準0.55以上0.6未満 有担水準0.55以上0.6未満 有担水準0.45以上0.55未満 有担水準0.45以上0.5未満 有担水準0.45以上0.5未満 有担水準0.35以上0.4未満 自担水準0.35以上0.4未満 自担水準0.35以上0.3未満 自担水準0.35以上0.3未満 自担水準0.25以上0.3未満 自担水準0.25以上0.3未満 自担水準0.25以上0.3未満 自担水準0.15以上0.25未満 自担水準0.15以上0.15未満 自世水準0.15以上0.15未満 自世水準0.15以上0.15未満		
 動性水準0.95以上1.0未満 負担水準0.95以上0.95未満 自性水準0.85以上0.9未満 自性水準0.85以上0.8未満 有 0 0 自担水準0.75以上0.3未満 有 1 0 自担水準0.75以上0.3未満 有 2 0 自担水準0.65以上0.7未満 有 4 0 自担水準0.65以上0.6未満 有 2 0 自担水準0.65以上0.6未満 有 2 0 自担水準0.55以上0.6未満 有 0 0 自担水準0.5以上0.5未満 有 7 7 0 自担水準0.4以上0.5未満 有 0 0 自担水準0.4以上0.5未満 有 0 0 自担水準0.3以上0.3未満 自担水準0.3以上0.3未満 自担水準0.3以上0.3未満 自担水準0.2以上0.2未満 自担水準0.0以上0.2未満 自担水準0.0以上0.3未満 自担水準0.3以上0.3未満 自担水準0.0以上0.3未満 自担水準0.0以上0.15未満 自共水準0.0以上0.1未満 自北、20.0以上0.1未満 自北、20.0以上0.1本満 自北、20.0以上0.1本満 自北、20.0以上0.1本満 自北、20.0以上0.1本満 自北、20.0以上0.1本満 自北、20.0以上0.1本満 自北、20.0以上0.1本満 自北、20.0以上0.1本満 自北、20.0以上0.1本満 20.0以上0.1本満 20.0以上0.1本満 20.0以上0.1本満 20.0以上0.1本満 20.0以上0.1本満 20.0以上0		
 般 負担水準0.85以上0.9未満		
軌 信任 負担水準0.8以上0.85未満 7 1 0 0 負担水準0.7以上0.75未満 7 2 0 0 負担水準0.6以上0.75未満 7 4 0 0 負担水準0.6以上0.65未満 7 5 0 0 負担水準0.5以上0.65未満 7 6 0 0 負担水準0.5以上0.55未満 7 7 0 0 負担水準0.4以上0.45未満 7 8 0 0 負担水準0.4以上0.45未満 7 9 0 0 負担水準0.3以上0.35未満 8 0 0 0 負担水準0.3以上0.35未満 8 1 0 0 負担水準0.2以上0.25未満 8 2 0 0 負担水準0.1以上0.25未満 8 3 0 0 負担水準0.1以上0.15未満 8 4 0 0 負担水準0.1以上0.15未満 8 5 0 0 負担水準0.05以上0.1未満 8 6 0 0 負担水準0.05未満 8 6 0 0 負担水準0.05未満 8 6 0 0 負担水準0.05未満 8 7 0 0		
軌 住 負担水準0.8以上0.85未満 7 1 0 負担水準0.7以上0.75未満 7 3 0 負担水準0.6以上0.75未満 7 4 0 負担水準0.6以上0.65未満 7 5 0 負担水準0.5以上0.65未満 7 6 0 負担水準0.5以上0.55未満 7 7 0 負担水準0.4以上0.55未満 7 7 0 負担水準0.4以上0.45未満 7 8 0 負担水準0.3以上0.4未満 8 0 負担水準0.3以上0.35未満 8 1 0 負担水準0.2以上0.25未満 8 3 0 負担水準0.2以上0.25未満 8 3 0 負担水準0.15以上0.2未満 8 4 0 負担水準0.15以上0.15未満 8 4 0 負担水準0.10以上0.15未満 8 4 0 負担水準0.05以上0.1未満 8 6 0 負担水準0.05以上0.1未満 8 7 0		
世		
(全) 負担水準0.7以上0.75未満 7 3 0 (有担水準0.65以上0.7未満 7 4 0 (有担水準0.6以上0.65未満 7 5 0 (有担水準0.55以上0.6未満 7 7 0 (有担水準0.4以上0.55未満 7 7 0 (有担水準0.4以上0.45未満 7 9 0 (有担水準0.3以上0.4未満 8 0 (有担水準0.3以上0.3未満 8 1 0 (有担水準0.2以上0.25未満 8 2 0 (有担水準0.2以上0.25未満 8 2 0 (有担水準0.2以上0.25未満 8 3 0 (有担水準0.1以上0.15未満 8 4 0 (有担水準0.1以上0.15未満 8 5 0 (有担水準0.05以上0.1未満 8 6 0 (日本20.05以上0.1未満 8 6 0 (日本20.05以上0.1未満 8 6 0 (日本20.05以上0.1未満 8 7 0		
道 長担水準0.6以上0.65未満 負担水準0.5以上0.55未満 月担水準0.45以上0.55未満 月担水準0.45以上0.5未満 月担水準0.45以上0.5未満 月担水準0.45以上0.5未満 月担水準0.3以上0.4未満 月担水準0.3以上0.3未満 月担水準0.3以上0.3未満 月担水準0.3以上0.3未満 月担水準0.2以上0.25未満 月担水準0.2以上0.25未満 月担水準0.2以上0.25未満 月担水準0.1以上0.2未満 月担水準0.1以上0.15未満 月担水準0.1以上0.15未満 月担水準0.3以上0.3未満 月担水準0.3以上0.3未満 月担水準0.1以上0.15未満 月担水準0.1以上0.15未満 月担水準0.1以上0.15未満 月担水準0.1以上0.1未満 月担水準0.1以上0.1未満 月担水準0.05以上0.1未満 月担水準0.05以上0.1未満 月担水準0.05以上0.1未満 月担水準0.05米満		
項目		
用用		
損担水準0.5以上0.55未満		
地 負担水準0.4以上0.45未満 負担水準0.3以上0.35未満 負担水準0.3以上0.35未満 負担水準0.2以上0.3未満 8 1 0 負担水準0.2以上0.25未満 8 3 0 負担水準0.1以上0.2未満 8 4 0 負担水準0.1以上0.15未満 8 5 0 負担水準0.05以上0.1未満 8 6 0 負担水準0.05以上0.1未満 8 7 0		
用 負担水準0.35以上0.4未満 8 0 0 負担水準0.3以上0.35未満 8 1 0 負担水準0.2以上0.3未満 8 2 0 負担水準0.2以上0.25未満 8 3 0 負担水準0.1以上0.2未満 8 4 0 負担水準0.1以上0.15未満 8 5 0 負担水準0.05以上0.1未満 8 6 0 負担水準0.05未満 8 7 0		
地 負担水準0.3以上0.35未満 負担水準0.2以上0.3未満 負担水準0.2以上0.25未満 負担水準0.1以上0.2未満 人 負担水準0.1以上0.15未満 負担水準0.05以上0.1未満 負担水準0.05以上0.1未満 負担水準0.05未満 8 1 0 8 3 0 8 4 0 9 は 0 日本準0.05以上0.1未満 負担水準0.05未満 8 6 0 9 日本準0.05以上0.1未満 り 8 7 0		
接		
地 賃担水準0.2以上0.25未満 負担水準0.15以上0.2未満 負担水準0.1以上0.15未満 負担水準0.05以上0.1未満 負担水準0.05以上0.1未満 負担水準0.05未満 8 3 0 8 4 0 8 5 0 9 6 0 負担水準0.05以上0.1未満 負担水準0.05未満 8 6 0 8 7 0		
地 人 負担水準0.15以上0.2未満 負担水準0.1以上0.15未満 負担水準0.05以上0.1未満 負担水準0.05以上0.1未満 負担水準0.05未満 8 4 0 自担水準0.05以上0.1未満 負担水準0.05未満 8 6 0		
人 負担水準0.1以上0.15未満 8 5 0 負担水準0.05以上0.1未満 8 6 0 負担水準0.05未満 8 7 0		
負担水準0.05以上0.1未満 8 6 0 負担水準0.05未満 8 7 0		
負担水準0.05未満 8 7 0		
計		

地 1	方グ	大公]体:	ュー	ド	表都 7	番号
2	2	1	0	0	7	1	0

第10表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都	道系	于 県	名	静岡県
市	町	村	名	静岡市

						(1)	(2)		(3)	(4)		(5)
		区 分	行	番	무	納税義務者数	地	積	決定価格	課税標準額	筆	数
		<u>A</u>	9 11	Ħ	b	12 (人)	24	(m^2)	39 (千円)	54 (千円)	69	(筆)80
		負担水準0.7超	0	1	0	5, 570	1, 9	04, 518	22, 672, 900	15, 871, 030		9, 914
	宅	負担水準0.65以上0.7以下	0	2	0	6, 495	1, 6	76, 374	88, 884, 066	60, 859, 408		10, 471
	地	負担水準0.6以上0.65未満	0	3	0	2, 295	6	27, 671	51, 789, 799	32, 205, 148		3, 293
		負担水準0.55以上0.6未満	0	4	0	551		96, 286	11, 973, 039	7, 183, 823		746
	比	負担水準0.5以上0.55未満	0	5	0	35		10, 813	473, 252	273, 523		43
	進	負担水準0.45以上0.5未満	0	6	0	14		3, 365	191, 450	100, 109		19
	·	負担水準0.4以上0.45未満	0	7	0	184		32, 257	175, 873	85, 608		255
そ	土	負担水準0.35以上0.4未満	0	8	0	2		531	16, 905	7, 401		2
	抽	負担水準0.3以上0.35未満	0	9	0	9		4,824	185, 317	68, 121		10
		負担水準0.25以上0.3未満	1	0	0	10		6, 719	254, 450	83, 199		17
	$\widehat{}$	負担水準0.2以上0.25未満	1	1	0	4		2, 253	80, 866	22, 566		6
	個	負担水準0.15以上0.2未満	1	2	0							
	11-	負担水準0.1以上0.15未満	1	3	0							
	人	負担水準0.05以上0.1未満	1	4	0							
	$\overline{}$	負担水準0.05未満	1	5	0							
O)		計	1	6	0	15, 169	4, 3	65, 611	176, 697, 917	116, 759, 936		24, 776
	<i>-</i>	負担水準0.7超	1	7	0	577	1, 7	53, 036	18, 203, 900	12, 725, 777		4, 731
	宅	負担水準0.65以上0.7以下	1	8	0	842	6	23, 400	31, 661, 563	21, 559, 142		2, 835
	地	負担水準0.6以上0.65未満	1	9	0	433	9	23, 659	38, 687, 622	23, 613, 751		2, 041
	116	負担水準0.55以上0.6未満	2	0	0	150	7.	25, 615	33, 142, 624	18, 699, 319		958
	比	負担水準0.5以上0.55未満		1	<u> </u>			10, 339	544, 620	315, 893		6
	準	負担水準0.45以上0.5未満	2	2	0	3		12, 782	698, 199	381, 741		6
		負担水準0.4以上0.45未満	2	3	0	6		9, 403	402, 836	188, 320		7
// la	土	負担水準0.35以上0.4未満	2	4	0	3		14, 864	874, 724	381, 969		7
他	地	負担水準0.3以上0.35未満	2	5	0	1		255	18, 832	7, 434		2
		負担水準0.25以上0.3未満	2	6	0	1		460	19, 002	5, 871		1
	$\widehat{}$	負担水準0.2以上0.25未満	2	7	0	1		79	1, 119	279		1
	法	負担水準0.15以上0.2未満		8								
		負担水準0.1以上0.15未満		9								
	人	負担水準0.05以上0.1未満	3	0	0							
	\smile	負担水準0.05未満	3	1	0							
		計·	3	2	0	2, 021	4, 0	73, 892	124, 255, 041	77, 879, 496		10, 595

地 1	方グ	大人	団体:	ュー	ド	表都	香号 8
2	2	1	0	0	7	1	0

第10表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都	道系	于県	名	静岡県
市	町	村	名	静岡市

_						(1)		(2)	(3)	(4)	(!	5)
		区 分	47	番	무	納税義務者数	地	積	決定価格	課税標準額	筆	数
		△	9	Ħ	b	12 (人)	24	(m^2)	39 (千円		69	(筆) 80
	宅	負担水準1.0以上	3	3	0	5, 331	14	, 512, 032	206, 430	206, 428		18, 643
		負担水準0.95以上1.0未満	3	4	0	17		92, 622	34, 962	34, 962		111
	地	負担水準0.9以上0.95未満	3	5	0	5		3				5
		負担水準0.85以上0.9未満	3	6	0	3		69, 834	37, 33	34, 842		31
	比	負担水準0.8以上0.85未満		7		1		1				1
そ		負担水準0.75以上0.8未満	3	8	0	2		95		6		2
	進	負担水準0.7以上0.75未満	3	9	0							
	l '	負担水準0.65以上0.7未満	4	0	0	1						1
	+:	負担水準0.6以上0.65未満	4	1	0							
		負担水準0.55以上0.6未満	4	2	0							
D	地	負担水準0.5以上0.55未満	4	3	0							
0)	ഥ	負担水準0.45以上0.5未満	4	4	0							
	121	負担水準0.4以上0.45未満	4	5	0							
	以	負担水準0.35以上0.4未満	4	6	0							
		負担水準0.3以上0.35未満	4	7	0							
	外	負担水準0.25以上0.3未満		8								
他		負担水準0.2以上0.25未満		9								
	の	負担水準0.15以上0.2未満	5	0	0							
		負担水準0.1以上0.15未満	5	1	0							
	土	負担水準0.05以上0.1未満	5	2	0							
		負担水準0.05未満	5	3	0							
	地	計	5	4	0	5, 360	14	, 674, 587	278, 730	276, 238		18, 794
		による課税がなされたもの(負担水準1.0以上)	5	5	0	245, 653	602	, 683, 191	2, 598, 508, 792	497, 437, 751		514, 907
総	引き	下げ(負担水準0.7超) による課税がなされたもの	5	6	0	16, 654	9	, 865, 599	201, 390, 129	140, 956, 135		40, 098
//VLN	住宅	用地以外の宅地及び宅地比準土地において負担水準0.6以上0.7以下	5	7	0	30, 848	21	, 497, 664	1, 280, 417, 834	848, 190, 990		68, 312
⇒ 1	上記	以外で負担水準0.2未満を除いたもの	5	8	0	9, 546	3	, 180, 577	279, 501, 879	118, 256, 027		15, 275
計	負担	水準0.2未満	5	9	0	0		0	(0		0
		計	6	0	0	302, 701	637	, 227, 031	4, 359, 818, 634	1, 604, 840, 903		638, 592

地 1	方グ	大人]体:	ュー	K	表都 7	番号 8
2	2	1	0	0	7	1	0

第10表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

 都 道 府 県 名
 静岡県

 市 町 村 名
 静岡市

		——				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区 分	47	番	무	納税義務者数	地積	決定価格	課税標準額	筆 数
		\triangle π	9 9	笛	7	12 (人)	24 (m²)	39 (千円)	54 (千円)	69 (筆) 80
	宅	負担水準0.70	6	1	0	879	276, 406	8, 664, 995	6, 065, 496	1, 188
そ		負担水準0.69以上0.70未満	6		0		790, 355	34, 217, 913	23, 905, 202	4, 948
Ø	地	負担水準0.68以上0.69未満		3			196, 799	13, 790, 210	9, 446, 258	1, 405
	比	負担水準0.67以上0.68未満		4			151, 469	11, 096, 987	7, 490, 886	1, 189
他	準	負担水準0.66以上0.67未満	6	5	0	688	152, 006	11, 966, 027	7, 954, 386	965
	+:	負担水準0.65以上0.66未満	6	6	0	558	109, 339	9, 147, 934	5, 997, 180	776
	地	負担水準0.64以上0.65未満		7	_		111, 210	9, 532, 755	6, 149, 620	
負	ഥ	負担水準0.63以上0.64未満		8	_		106, 557	9, 537, 101	6, 056, 432	651
担	$\widehat{}$	負担水準0.62以上0.63未満	_	9	_		81, 782	8, 057, 243	, ,	510
1=	個	負担水準0.61以上0.62未満		0	_		112, 073			549
水	人	負担水準0.60超0.61未満		1	<u>. </u>		76, 717	7, 112, 360		
進		負担水準0.60	7	•	0		139, 332	8, 287, 603		476
145		計		3		,	2, 304, 045	140, 673, 865		13, 764
0	宅	負担水準0.70		4	-		,	1, 649, 250		
	地	負担水準0.69以上0.70未満		5	•		283, 333	12, 489, 239		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
•		負担水準0.68以上0.69未満	_	6	•		87, 534	5, 180, 602	3, 551, 164	476
6	比	負担水準0.67以上0.68未満	_	7	•		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	3, 511, 220		329
,	準	負担水準0.66以上0.67未満		8				4, 399, 717		373
>	土	負担水準0.65以上0.66未満		9	•		43, 465			227
0	地	負担水準0.64以上0.65未満		0	•		46, 107	4, 902, 078		254
	70	負担水準0.63以上0.64未満		1			· ·	3, 648, 914		306
•		負担水準0.62以上0.63未満	8		0		,	5, 344, 676		226
7	法	負担水準0.61以上0.62未満		3			75, 592	6, 039, 333		
·	人	負担水準0.60超0.61未満	_	4	•	_	142, 856			407
$\overline{}$	\smile	負担水準0.60		5			568, 966	10, 636, 405		
		計	8	6	0	1,624	1, 547, 059	70, 349, 185	45, 172, 893	4, 876

第10表610行から第10表660行は第10表020行の、第10表670行から720行は第10表030行の、第10表740行から第10表790行は第10表180行の、第10表800行から第10表850行は第10表190行の内数として記載すること(納税義務者数は一致しないことがある)。

地	方グ	大人]体:	コー	F	表者 7	昏号 8
2	2	1	0	0	7	1	1

第11表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

 都 道 府 県 名
 静岡県

 市 町 村 名
 静岡市

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区 分	行	番	문	納税義務者数	地 積	決定価格	課税標準額	筆 数
		<u>⊬</u>	9	ш	,,	12 (人)	24 (m²)	39 (千円)	54 (千円)	69 (筆)80
		負担水準0.59以上0.60未満	0	1	0	509	89, 757	10, 782, 556	6, 469, 533	680
そ	宅	負担水準0.58以上0.59未満	0	2	0	25	3, 494	872, 055	523, 233	31
	地	負担水準0.57以上0.58未満	0	3	0	4	1, 195	123, 551	74, 130	4
0)		負担水準0.56以上0.57未満	0	4	0	10	1, 322	105, 651	63, 391	22
	比	負担水準0.55以上0.56未満	0	5	0	5	518	89, 226	53, 536	Ĝ
他	淮	負担水準0.54以上0.55未満	0	6	0	5	1, 243	61, 235	36, 437	6
	平	負担水準0.53以上0.54未満	0	7	0	12	2, 699	88, 956	52, 015	12
	土	負担水準0.52以上0.53未満	0	8	0	14	5, 190	231, 915	133, 750	20
		負担水準0.51以上0.52未満	0	9	0	3	959	51, 625	29, 212	3
負	地	負担水準0.50以上0.51未満	1	0	0	2	722	39, 521	22, 109	2
	_	負担水準0.49以上0.50未満	1	1	0	4	787	39, 173	21, 321	5
担		負担水準0.48以上0.49未満	1	2	0	1	234	12, 594	6, 697	1
	個	負担水準0.47以上0.48未満	1	3	0	4	1, 063	61, 612	32, 532	6
水		負担水準0.46以上0.47未満	1	4	0					
	人	負担水準0.45超0.46未満	1	5	0	5	1, 281	78, 071	39, 559	7
準	\sim	負担水準0.45	1	6	0					
		計	1	7	0	603	110, 464	12, 637, 741	7, 557, 455	808
0	宅	負担水準0.59以上0.60未満	1	8	0	142	721, 436	32, 332, 563	18, 213, 283	929
	七	負担水準0.58以上0.59未満	1	9	0	7	1, 162	338, 949	203, 370	10
•	地	負担水準0.57以上0.58未満	2	0	0	4	1, 405	,	55, 553	8
	比	負担水準0.56以上0.57未満		1			146	23, 367	14, 020	1
4		負担水準0.55以上0.56未満		2	-	4	1, 466	355, 155	213, 093	10
5	準	負担水準0.54以上0.55未満	2	3	0					
	+:	負担水準0.53以上0.54未満	2	4	0	3	8, 042	489, 069	284, 618	5
5	tot.	負担水準0.52以上0.53未満	2	5	0					
	地	負担水準0.51以上0.52未満	2	6	0	1	2, 297	55, 551	31, 275	1
0	$\overline{}$	負担水準0.50以上0.51未満	2	7	0					
	法	負担水準0.49以上0.50未満	2	8	0	2	12, 375	684, 770	374, 774	5
•	広	負担水準0.48以上0.49未満	2	9	0					
	人	負担水準0.47以上0.48未満	3	0	0					
6	\smile	負担水準0.46以上0.47未満	3	1	0	1	407	13, 429	6, 967	1
		負担水準0.45超0.46未満	3	2	0					
)		負担水準0.45	3	3	0					
		計	3	4	0	165	748, 736	34, 385, 443	19, 396, 953	970

第11表010行から第11表050行は第10表040行の、第11表060行から第11表100行は第10表050行の、第11表110行から第11表160行は第10表060行の、第11表180行から第11表220行は第10表200行の、第11表230行から第11表270行は第10表210行の、第11表280行から第11表280行から第11表230行から第11表270行は第10表210行の、第11表280行から第11表330行は第10表220行の内数として記載すること(納税義務者数は一致しないことがある)。

地1	方公	共民]体:	コー	F	表看 7	番号
2	2	1	0	0	7	4	7

第47表 農地の負担調整に関する調 (法定免税点以上のもの)

都	道丿	存 県	名	静岡県
市	町	村	名	静岡市

	——			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
	区	分	行番号	納税義務者数	地 積 24 (㎡)	決 定 価 格 39 (千円)	課税標準額 (千円)	筆 数 69 (筆)80
	本則	負担水準1.0以上	0 1 0	V V	24 (111)	00 (117)	04 (1177	03 (+1) 00
	負担調整率1.025	負担水準0.95以上1.0未満	0 2 0					
	貝担明金平1.025	負担水準0.9以上0.95未満	0 3 0					
_	負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満	0 4 0					
	貝匹剛歪平1.00	負担水準0.8以上0.85未満	0 5 0					
	負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満	0 6 0					
	只压闹正十1,010	負担水準0.7以上0.75未満	0 7 0					
		負担水準0.65以上0.7未満	0 8 0					
般		負担水準0.6以上0.65未満	0 9 0					
		負担水準0.55以上0.6未満	1 0 0					
田		負担水準0.5以上0.55未満	1 1 0					
1		負担水準0.45以上0.5未満	1 2 0					
市	負担調整率1.10	負担水準0.4以上0.45未満	1 3 0					
·		負担水準0.35以上0.4未満	1 4 0					
		負担水準0.3以上0.35未満	1 5 0					
		負担水準0.25以上0.3未満	1 6 0					
at-		負担水準0.2以上0.25未満	1 7 0					
街		負担水準0.15以上0.2未満	1 8 0					
		負担水準0.1以上0.15未満 負担水準0.05以上0.1未満	1 9 0 2 0 0					
		負担水準0.05未満	2 1 0					
		計	2 2 0	0	0	0	0	(
化 —	本則	■ 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	2 3 0	U	U	0	V	
		負担水準0.95以上1.0未満	2 4 0					
	負担調整率1.025	負担水準0.9以上0.95未満	2 5 0					
	4. 4	負担水準0.85以上0.9未満	2 6 0					
区	負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.85未満	2 7 0					
_	to the second to	負担水準0.75以上0.8未満	2 8 0					
	負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.75未満	2 9 0					
		負担水準0.65以上0.7未満	3 0 0					
域		負担水準0.6以上0.65未満	3 1 0					
坝		負担水準0.55以上0.6未満	3 2 0					
畑	,	負担水準0.5以上0.55未満	3 3 0					
7.四		負担水準0.45以上0.5未満	3 4 0					
	負担調整率1.10	負担水準0.4以上0.45未満	3 5 0					
農	貝担帆金平1.10	負担水準0.35以上0.4未満	3 6 0					
		負担水準0.3以上0.35未満	3 7 0					
		負担水準0.25以上0.3未満	3 8 0					
		負担水準0.2以上0.25未満	3 9 0					
地		負担水準0.15以上0.2未満	4 0 0					
_		負担水準0.1以上0.15未満	4 1 0					
		負担水準0.05以上0.1未満	4 2 0					
		負担水準0.05未満	4 3 0					
		計	4 4 0	0	0	0	0	(

地	方公	大人]体:	コー	ド	表者 7	香号 8
2	2	1	0	0	7	4	7

第47表 農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都	道系	子 県	名	静岡県
市	町	村	名	静岡市

				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
	区	分	行番号	納税義務者数	地 積 24 (m²)	決 定 価 格 39 (千円)	課 税 標 準 額 54 (千円)	筆 数 69 (筆)80
	本則	負担水準1.0以上	4 5 0	0	24 (m)	39 (117)		69 (単/80
	負担調整率1.025	負担水準0.95以上1.0未満	4 6 0	0	0	0	0	0
	貝担 調登半1.025	負担水準0.9以上0.95未満	4 7 0	0	0	0	0	0
般	負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満	4 8 0	0	0	0	0	C
列又	貝里剛歪平1.00	負担水準0.8以上0.85未満	4 9 0	0	0	0	0	0
	負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満	5 0 0	0	0	0	0	(
市	只应阿亚十1.010	負担水準0.7以上0.75未満	5 1 0	0	0	0	0	(
		負担水準0.65以上0.7未満	5 2 0	0	0	0	0	(
街		負担水準0.6以上0.65未満	5 3 0	0	0	0	0	(
		負担水準0.55以上0.6未満	5 4 0	0	0	0	0	(
化計		負担水準0.5以上0.55未満	5 5 0	0	0	0	0	
		負担水準0.45以上0.5未満 負担水準0.4以上0.45未満	5 6 0	0	0	0	0	(
区	負担調整率1.10	負担水準0.35以上0.45米満	5 7 0 5 8 0	0	0	0	0	
-		負担水準0.3以上0.35未満	5 9 0	0	0	0	0	(
域		負担水準0.25以上0.3未満	6 0 0	0	0	0	•	
攻		負担水準0.2以上0.25未満	6 1 0	0	0	0	0	
##		負担水準0.15以上0.2未満	6 2 0	0	0	0	0	
農		負担水準0.1以上0.15未満	6 3 0	0	0	0	0	(
r.c		負担水準0.05以上0.1未満	6 4 0	0	0	0	0	(
地		負担水準0.05未満	6 5 0	0	0	0	0	C
			6 6 0	0	0	0	0	C

地 1	方グ	表番号 7 8					
2	2	1	0	0	7	4	8

第48表 農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都道	府 県 名	静岡県
市町	村 名	静岡市

					(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区	分	行番号 9	納税義務者数(人)	地 積 (m²)	決 定 価 格 39 (千円)	課税標準額 (千円)	筆 数 69 (筆)80
		本則	負担水準1.0以上	0 1 0		(/	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	(114)	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
		負担調整率1,025	負担水準0.95以上1.0未満	0 2 0					
		貝哇酮歪平1.020	負担水準0.9以上0.95未満	0 3 0					
		負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満	0 4 0					
		八二 阿正 1.00	負担水準0.8以上0.85未満	0 5 0					
		負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満	0 6 0					
			負担水準0.7以上0.75未満	0 7 0					
_			負担水準0.65以上0.7未満	0 8 0					
介			負担水準0.6以上0.65未満	0 9 0					
			負担水準0.55以上0.6未満 負担水準0.5以上0.55未満	1 0 0					
	田		負担水準0.45以上0.55未満	1 1 0 1 2 0					
			負担水準0.4以上0.45未満	1 3 0					
		負担調整率1.10	負担水準0.35以上0.45末個 負担水準0.35以上0.4未満	1 4 0					
			負担水準0.3以上0.35未満	1 5 0					
			負担水準0.25以上0.35木綱 負担水準0.25以上0.3未満	1 6 0					
			負担水準0.2以上0.25未満	1 7 0					
在			負担水準0.15以上0.2未満	1 8 0					
117			負担水準0.1以上0.15未満	1 9 0					
			負担水準0.05以上0.1未満	2 0 0					
			負担水準0.05未満	2 1 0					
			計·	2 2 0		0	0	0	0
		本則	負担水準1.0以上	2 3 0				-	
		台扫挪 較求1 005	負担水準0.95以上1.0未満	2 4 0					
		負担調整率1.025	負担水準0.9以上0.95未満	2 5 0					
		負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満	2 6 0					
農		貝担調金平1.00	負担水準0.8以上0.85未満	2 7 0					
		負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満	2 8 0					
		貝匹酮歪平1.000	負担水準0.7以上0.75未満	2 9 0					
			負担水準0.65以上0.7未満	3 0 0					
			負担水準0.6以上0.65未満	3 1 0					
			負担水準0.55以上0.6未満	3 2 0					
	畑		負担水準0.5以上0.55未満	3 3 0					
	7,1		負担水準0.45以上0.5未満	3 4 0					
Lefa		負担調整率1.10	負担水準0.4以上0.45未満	3 5 0					
地			負担水準0.35以上0.4未満	3 6 0					
			負担水準0.3以上0.35未満	3 7 0					
			負担水準0.25以上0.3未満	3 8 0					
			負担水準0.2以上0.25未満 免担水準0.15以上0.25未満	3 9 0					
			負担水準0.15以上0.2未満 負担水準0.1以上0.15未満	4 0 0					
			負担水準0.05以上0.13未満	$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$					
			負担水準0.05未満 負担水準0.05未満	4 2 0					
			計	4 4 0		0	0	0	0
	1		рI	4 4 0	U	U	U	U	U

地	方公	表番号 7 8					
2	2	1	0	0	7	4	8

第48表 農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

					(1)	(2)	(3)	(4)		(5)
		区	分	行番号	納税義務者数(人)	地 積 24 (m²)	決 定 価 格 39 (千円)	課 税 標 準 額 54 (千円)	筆	数 (筆)80
		本則	負担水準1.0以上	4 5 0	0	0	0	0		0
		負担調整率1.025	負担水準0.95以上1.0未満	4 6 0	0	0	0	0		0
		貝担調登半1.023	負担水準0.9以上0.95未満	4 7 0	0	0	0	0		0
_		負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満	4 8 0	0	0	0	0		0
介		貝担調登半1.05	負担水準0.8以上0.85未満	4 9 0	0	0	0	0		0
		負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満	5 0 0	0	0	0	0		0
		貝担酮奎辛1.075	負担水準0.7以上0.75未満	5 1 0	0	0	0	0		0
			負担水準0.65以上0.7未満	5 2 0	0	0	0	0		0
在			負担水準0.6以上0.65未満	5 3 0	0	0	0	0		0
			負担水準0.55以上0.6未満	5 4 0	0	0	0	0		0
	計		負担水準0.5以上0.55未満	5 5 0	0	0	0	0		0
	PΙ		負担水準0.45以上0.5未満	5 6 0	0	0	0	0		(
-44-		負担調整率1.10	負担水準0.4以上0.45未満	5 7 0	0	0	0	0		(
農		貝担酮奎辛1.10	負担水準0.35以上0.4未満	5 8 0	0	0	0	0		0
			負担水準0.3以上0.35未満	5 9 0	0	0	0	0		0
			負担水準0.25以上0.3未満	6 0 0	0	0	0	0		0
			負担水準0.2以上0.25未満	6 1 0	0	0	0	0		0
地			負担水準0.15以上0.2未満	6 2 0	0	0	0	0		0
20			負担水準0.1以上0.15未満	6 3 0	0	0	0	0		0
			負担水準0.05以上0.1未満	6 4 0	0	0	0	0		0
			負担水準0.05未満	6 5 0	0	0	0	0		0
			計	6 6 0	0	0	0	0		0

地	地方公共団体コード									
2	2	1	0	0	7	4	9			

第49表 農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都道	府 県 🤋	名	静岡県
市町	村。	名	静岡市

								(1)		(2)		(3)		(4)		(5)	
		区	分	往	亍 耆	針 号	.	納税義務者数	ŧ	地積	決	定 価 格	課 税	標 準 額		筆	数
		· 		9			_1	2 (人)	24	(m²)	39	(千円)	54	(千円)	69		(筆)8
		本則	負担水準1.0以上 負担水準0.95以上1.0未満		_	2 0		5, 064		6, 536, 341		523, 148		522, 909			19, 297
		負担調整率1.025	負担水準0.9以上0.95未満		_	3 0	_	4		ა 1							
			負担水準0.85以上0.9未満			1 0		7		1							
		負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.85未満		_	5 0	_	1									1
		t. 1	負担水準0.75以上0.8未満		_	3 0		1									
		負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.75未満			7 0											
			負担水準0.65以上0.7未満		_	3 0											
_			負担水準0.6以上0.65未満		_) ()											
			負担水準0.55以上0.6未満		_) ()	_										
			負担水準0.5以上0.55未満	1		. 0)	1									
	田		負担水準0.45以上0.5未満	1	2	2 0											
		負担調整率1.10	負担水準0.4以上0.45未満	1	:	3 0)										
		貝担調金半1.10	負担水準0.35以上0.4未満	1	4	1 0)										
			負担水準0.3以上0.35未満	1		0)										
			負担水準0.25以上0.3未満	1	(0)										
			負担水準0.2以上0.25未満			7 0	_										
般			負担水準0.15以上0.2未満		_	3 0											
			負担水準0.1以上0.15未満			0											
			負担水準0.05以上0.1未満) ()	_										
			負担水準0.05未満			. 0	_										
		-I+ H(l	計 12 km 200 km			2 0	_	5, 075		6, 536, 345		523, 148		522, 909			19, 308
		本則	負担水準1.0以上			3 0	_	15, 777		79, 177, 919		3, 833, 073		3, 827, 716		1	52, 170
		負担調整率1.025	負担水準0.95以上1.0未満		_	1 0		119		3, 505		225		220			127
			負担水準0.9以上0.95未満 負担水準0.85以上0.9未満			5 0 5 0		39		25		1		1			40
農		負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.9未満		_	7 0		3		741		81		70			4
辰			負担水準0.75以上0.8未満		_	3 0		ა 1		(41		81		70			1
		負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.75未満		_) 0	_	1									-
			負担水準0.65以上0.73米禍) 0											
			負担水準0.6以上0.65未満		_	. 0	_										
			負担水準0.55以上0.6未満			2 0											
	Lee		負担水準0.5以上0.55未満			3 0		3									9
	畑		負担水準0.45以上0.5未満			1 0	_										
		A 10 = 10 + 10 - 10	負担水準0.4以上0.45未満		_	5 0	_										
地		負担調整率1.10	負担水準0.35以上0.4未満	3	(3 0	1	1		11		1					4
			負担水準0.3以上0.35未満	3	7	7 0		1									
			負担水準0.25以上0.3未満	3	8	3 0)	1									
			負担水準0.2以上0.25未満	3	Ć) ())	2		1, 239		141		34			3
			負担水準0.15以上0.2未満	4	() ())	1									
			負担水準0.1以上0.15未満			. 0											
			負担水準0.05以上0.1未満		_	2 0											
			負担水準0.05未満		_	3 0	_										
			計	4	4	1 0)	15, 950		79, 183, 441		3, 833, 522		3, 828, 041		1	52, 354

地1	方公	、共 🛚]体:	コー	ド	表都 7	番号
2	2	1	0	0	7	4	9

第49表 農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

_					(1)	(2)	(3)	(4)		(5)
		区	分	行番号	納税義務者数(人)	地 積 (m²)	決 定 価 格 39 (千円)	課 税 標 準 額 54 (千円)	全	新 (筆)80
		本則	負担水準1.0以上	4 5 0	20, 841	85, 714, 260	1 1 7 7			171, 467
			負担水準0.95以上1.0未満	4 6 0	124	3, 508				132
		負担調整率1.025	負担水準0.9以上0.95未満	4 7 0	43	26	1	1		44
		負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満	4 8 0	2	1	0	0		2
_		貝担調登半1.05	負担水準0.8以上0.85未満	4 9 0	4	741	81	70		4
		負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満	5 0 0	1	0	0	0		1
		貝坦明至平1.075	負担水準0.7以上0.75未満	5 1 0	0	0	0	0		0
			負担水準0.65以上0.7未満	5 2 0	0	0	0	0		0
般			負担水準0.6以上0.65未満	5 3 0	0	0	0	0		0
			負担水準0.55以上0.6未満	5 4 0	0	0	0	0		0
	計		負担水準0.5以上0.55未満	5 5 0	4	0	0	0		4
	РΙ		負担水準0.45以上0.5未満	5 6 0	0	0	0	0		0
rtts		負担調整率1.10	負担水準0.4以上0.45未満	5 7 0	0	0	0	0		0
農		貝匹剛歪平1.10	負担水準0.35以上0.4未満	5 8 0	1	11	1	0		2
			負担水準0.3以上0.35未満	5 9 0	1	0	0	0		1
			負担水準0.25以上0.3未満	6 0 0	1	0	0	0		1
			負担水準0.2以上0.25未満	6 1 0	2	1, 239	141	34		3
地			負担水準0.15以上0.2未満	6 2 0	1	0	0	0		1
			負担水準0.1以上0.15未満	6 3 0	0	0	0	0		0
			負担水準0.05以上0.1未満	6 4 0	0	0	0	0		0
			負担水準0.05未満	6 5 0	0	0	0	0		0
	I		<u> </u>	6 6 0	21,025	85, 719, 786	4, 356, 670	4, 350, 950		171, 662

- 地 1	方グ	表都 7	番号				
2	2	1	0	0	7	5	0

第50表 農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都道府県	: 名	静岡県
市町村	名	静岡市

						(1)	(2)	(3)	(4)		(5)
		区	分	行者	番 号	納税義務者数	地積	決 定 価 格	課 税 標 準 額	4	筆 数
		<u> </u>	23	9	<u>.</u>	12 (人)	24 (m²)	39 (千円)	64 (千円)	69	(筆)80
		本則	負担水準1.0以上	0	1 0	5, 064	6, 536, 341	523, 148	522, 909)	19, 297
		負担調整率1,025	負担水準0.95以上1.0未満		2 0		3	3	4 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		5
		只5两走平1.020	負担水準0.9以上0.95未満		3 0			1	4		4
		負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満		4 0		· ·	(0
		只应附正十1.00	負担水準0.8以上0.85未満		5 0		· ·	(1
		負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満		6 0			(0
		X12#13E 11 01 0	負担水準0.7以上0.75未満		7 0) (0
			負担水準0.65以上0.7未満		8 0		· ·	(· ·		0
			負担水準0.6以上0.65未満	_	9 0		· ·	(0
			負担水準0.55以上0.6未満		0 0	0	· ·		4		0
	田		負担水準0.5以上0.55未満		1 0	1	· ·	()			1
			負担水準0.45以上0.5未満		2 0	0	· ·	()			0
		負担調整率1.10	負担水準0.4以上0.45未満		3 0		· ·	()			0
_		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	負担水準0.35以上0.4未満		4 0			()			0
合			負担水準0.3以上0.35未満		5 0) (0
			負担水準0.25以上0.3未満		6 0						0
			負担水準0.2以上0.25未満		7 0	· ·	· ·				0
			負担水準0.15以上0.2未満 負担水準0.1以上0.15未満		8 0 9 0	·	· ·) ('		0
			負担水準0.05以上0.15未満		0 0		· ·		'		0
			負担水準0.05未満		1 0	·	· ·				0
			計		2 0		· ·	,	,		19, 308
		本則	負担水準1.0以上		3 0	/	79, 177, 919	/			152, 170
			負担水準0.95以上1.0未満		4 0	,					127
		負担調整率1.025	負担水準0.9以上0.95未満		5 0	39	/				40
		在 4□ 無事的 表 1 0	負担水準0.85以上0.9未満		6 0	2		1 () ()	2
		負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.85未満	2 '	7 0	3	741	1 81	7()	3
		A 知謝較求1 07F	負担水準0.75以上0.8未満	2 8	8 0	1	() ())	1
		負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.75未満	2 9	9 0	0	() (()	0
計			負担水準0.65以上0.7未満	3 (0 0	0	((()	0
			負担水準0.6以上0.65未満	3	1 0	0	() (()	0
			負担水準0.55以上0.6未満	3 :	2 0	0	()	()	0
	畑		負担水準0.5以上0.55未満	3 :	3 0	3	((3
	ΛЩ		負担水準0.45以上0.5未満	3 4	4 0	0	((4		0
		負担調整率1.10	負担水準0.4以上0.45未満	3	5 0	0	((0
		只远阴走十1.10	負担水準0.35以上0.4未満	3 (6 0	1	11				2
			負担水準0.3以上0.35未満		7 0		· ·	(1
			負担水準0.25以上0.3未満		8 0	1	,	(1		1
	I		負担水準0.2以上0.25未満		9 0	2	1, 239				3
	I		負担水準0.15以上0.2未満		0 0	1	((4		1
	I		負担水準0.1以上0.15未満		1 0	0	· ·	(0
	I		負担水準0.05以上0.1未満		2 0		· ·	()			0
	I		負担水準0.05未満		3 0		· ·) (0
I	1		計	4 4	4 : 0	15, 950	79, 183, 441	3, 833, 522	3, 828, 041		152, 354

地 1	地方公共団体コード									
2	2	1	0	0	7	5	0			

第50表 農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

		-			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区	分	行番号	納税義務者数(人)	地 積 m²)	決 定 価 格 39 (千円)	課 税 標 準 額 54 (千円)	筆	数 (筆)86
		本則	負担水準1.0以上	4 5 0	20, 841	85, 714, 260	4, 356, 221	4, 350, 625	69	171, 467
			負担水準0.95以上1.0未満	4 6 0	124	3, 508	225	220		132
		負担調整率1.025	負担水準0.9以上0.95未満	4 7 0	43	26	1	1		44
		負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満	4 8 0	2	1	0	0		2
		貝型兩金平1.00	負担水準0.8以上0.85未満	4 9 0	4	741	81	70		4
		負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満	5 0 0	1	0	0	0		1
合		只是阴正平1.010	負担水準0.7以上0.75未満	5 1 0	0	0	0	0		0
Ή.			負担水準0.65以上0.7未満	5 2 0	0	0	0	0		0
			負担水準0.6以上0.65未満	5 3 0	0	0	0	0		0
			負担水準0.55以上0.6未満	5 4 0	0	0	0	0		0
	計		負担水準0.5以上0.55未満	5 5 0	4	0	0	0		4
	н		負担水準0.45以上0.5未満	5 6 0	0	0	0	0		(
		負担調整率1.10	負担水準0.4以上0.45未満	5 7 0	0	0	0	0		(
		X12W12E 1111	負担水準0.35以上0.4未満	5 8 0	1	11	1	0		2
計			負担水準0.3以上0.35未満	5 9 0	1	0	0	0		
			負担水準0.25以上0.3未満	6 0 0	1	0	0	0]
			負担水準0.2以上0.25未満	6 1 0	2	1, 239	141	34		į.
			負担水準0.15以上0.2未満	6 2 0	1	0	0	ů]
			負担水準0.1以上0.15未満	6 3 0	0	0	0	0		(
			負担水準0.05以上0.1未満	6 4 0	0	0	0	0		(
			負担水準0.05未満	6 5 0	0	0	0	0		(
			計	6 6 0	21, 025	85, 719, 786	4, 356, 670	4, 350, 950		171, 662

地	方グ	大大	団体:	-	ド	表看 7	番号:
2	2	1	0	0	7	1	7

第17表 課税標準の特例等に関する調 (法定免税点以上のもの)

N	道系	于 県	名	静岡県
Ħ	町	村	名	静岡市

			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
	地 目	行 番 号	Ħ	畑	宅 地	山林	その他	計	課税標準の特例率	区 (わがまち特例) / (B)
区分		9 9	12 (千円)					***	78 (A)	80 (B) 81
法 第 349 条 の 3 第 9 項	評価額の1/2の額	0 1 0			487, 393	4	82, 833	570, 230		
(日本放送協会)	減額後の課税標準額	0 2 0			306, 523	4	57, 517	364, 044		
法 第 349 条 の 3 第 11 項	評価額の1/2の額	0 3 0						0		
(登録有形文化財等の敷地)	減額後の課税標準額	0 4 0						0		
法 第 349 条 の 3 第 18 項	評価額の1/4の額	0 5 0						0		
(特定地方交通線等)	減額後の課税標準額	0 6 0						0		
	評価額の1/3の額	0 7 0						0		
法 第 349 条 の 3 第 21 項	減額後の課税標準額							0		
(農業・食品産業技術総合研究機構)	評価額の1/6の額	0 9 0						0		
	減額後の課税標準額	1 0 0						0		
法 第 349 条 の 3 第 22 項	評価額の1/2の額	1 1 0						0		
(新関西国際空港㈱)	減額後の課税標準額	1 2 0						0		
法 第 349 条 の 3 第 25 項	評価額の1/2の額	1 3 0						0		
(中部国際空港㈱)	減額後の課税標準額	1 4 0						0		
法 第 349 条 の 3 第 30 項	評価額の1/2の額	1 5 0						0		
(認定生活困窮者就労訓練事業)	減額後の課税標準額	1 6 0						0		
法 第 349 条 の 3 第 33 項	評価額の1/3の額	1 7 0						0		
(世界遺産)	減額後の課税標準額	1 8 0						0		
	評価額の1/6の額	1 9 0						0		
法 第 349 条 の 3 の 3	減額後の課税標準額	2 0 0						0		
(被災住宅用地等)	評価額の1/3の額	2 1 0						0		
	減額後の課税標準額	2 2 0						0		

地	方グ	大大	団体:	-	ド	表看 7	番号:
2	2	1	0	0	7	1	7

第17表 課税標準の特例等に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

 都 道 府 県 名
 静岡県

 市 町 村 名
 静岡市

				(1)		(2)	(;	3)		(4)		(5)		(6)	(7)		(8)
区分	地目	行 番	号	田		畑	宅	地	Д		そ	.—		計		(A)	/ (B)	まち特例)
法附則第15条第9項	評価額の1/2の額	9	0	12 (千円)	23	(千円)	34	(千円)	45	(千円)	56	(千円)	67	(千円) 7	78 (A	.)	80	(B) 81
			_											(_		
(並行在来線)	減額後の課税標準額													(
	評価額の1/2の額													(
法附則第15条第16項(外貿埠頭公社の民党化に	減額後の課税標準額	2 6	0											(
(外貿埠頭公社の民営化に係る承継特例)	評価額の3/5の額	2 7	0											(
	減額後の課税標準額	2 8	0											(
法 附 則 第 15 条 第 19 項	評価額の1/2の額	2 9	0											(
(公益法人の所有する能楽堂の敷地)	減額後の課税標準額	3 0	0											(
法 附 則 第 15 条 第 31 項 (農地中間管理機構に賃貸権を設定し	評価額の1/2の額	3 1	0	239		738								977				
た農地) (存続期間10年以上)	減額後の課税標準額	3 2	0	239		738								977				
法 附 則 第 15 条 第 31 項 (農地中間管理機構に賃貸権を設定し	評価額の1/2の額	3 3	0			4, 619				38				4,654				
た農地) (存続期間15年以上)	減額後の課税標準額	3 4	0			4,619				38				4, 654				
法附則第15条第32項	評価額に特例率を乗 じ た 額	3 5	0											(2			3
(市民緑地)	減額後の課税標準額	3 6	0											(_		
	評価額の2/3の額	3 7	0											(_		
法 附 則 第 15 条 第 33 項 (地 域 福 利 増 進 事 業)	減額後の課税標準額	3 8	0					•						(
(地域福利増進事業)	評価額の3/4の額	3 9	0											(
》「细彩描准小杜周志(1)	減額後の課税標準額					7相人比此) #d=		よい、相 人 は		E. Thl7 >		*** T (

※「課税標準の特例率(わがまち特例)(7)(8)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、(1)~(6)が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

I	地 1	表番号						
	2	2	1	0	0	7	1	7

第17表 課税標準の特例等に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

 都 道 府 県 名
 静岡県

 市 町 村 名
 静岡市

					(1)		(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
区 分	地 目	行	番	号	田		畑	宅 地	山林	その他	計	(A)	率 (わがまち特例) / (B)
法 附 則 第 15 条 第 36 項	評価額に特例率を	9	1	0	12 (千円)	23	(千円)	34 (千円)	45 (千円)	56 (千円)	67 (千円) 77	78 (A) 2	80 (B) 81
(浸水被害軽減地区)	乗 じ た 額 減額後の課税標準額	4	2	0							0		
法 附 則 第 15 条 第 37 項	評価額に特例率を乗 じた額	4	3	0				173, 345			173, 345	1	2
(滞在快適性等向上施設)	減額後の課税標準額	4	4	0				105, 509			105, 509		
法 附 則 第 15 条 第 41 項	評価額に特例率を乗 じた額	4	5	0							0	-	-
(貯水機能保全区域)	減額後の課税標準額	4	6	0							0		
法 附 則 第 15 条 第 44 項	評価額の1/3の額	4	7	0							0		
(道路運送高度化事業)	減額後の課税標準額	4	8	0							0		
法附則第15条の2第2項	評価額の1/2の額	4	9	0							0		
(JR北海道・四国に係る特例)	減額後の課税標準額	5	0	0							0		
	評価額の3/5の額	5	1	0						3, 476, 568	3, 476, 568		
法附則第15条の3第1項	減額後の課税標準額	5	2	0						2, 089, 573	2, 089, 573		
(旅客会社等に係る承継特例)	評価額の3/10の額	5	3	0							0		
	減額後の課税標準額	5	4	0							0		
平成10年改正法附則第6条第9項による旧法附則第15条第19項	評価額の1/2の額	5	5	0							0		
(指定法人等大規模外貿埠頭)	減額後の課税標準額	5	6	0							0		
平成11年改正法附則第8条第8項による旧法第349条の3第27項	評価額の1/6の額	5	7	0							0		
(農業・食品産業技術総合研究機構)	減額後の課税標準額	5	8	0							0		
平成18年改正法附則第13条第9項による旧法第349条の3第31項	評価額の1/6の額	5	9	0							0		
(水資源開発機構)	減額後の課税標準額	6	0	0							0		
令和4年改正法附則第13条第8項による旧法第15条 第 37 項	評価額の2/3の額	6	1	0							0		
(立 地 誘 導 促 進 施 設) (協 定 有 効 期 間 5 年 以 上)	減額後の課税標準額	6	2	0							0		
令和4年改正法附則第13条第8項による旧法第15条 第 37 項	評価額の2/3の額	6	3	0							0		
(立地誘導促進施設)(協定有効期間10年以上)	減額後の課税標準額	6	4	0							0		
令和6年改正法附則第20条第6項による旧法第15 条 第 32 項	評価額に特例率を乗 じた額	6	5	0							0	1	3
(特定事業所內保育施設)	減額後の課税標準額	6	6	0							0		
令和7年改正法附則第9条第5項による旧法第15条	評価額の1/3の額	6	7	0							0		
第 33 項 (帰還環境整備推進法人)	減額後の課税標準額	6	8	0							0		
٨	評 価 額	6	9	0	239		5, 357	660, 738	39	3, 559, 401	4, 225, 774		
合 計	減額後の課税標準額	7	0	0	239		5, 357	412, 032	39	2, 147, 090	2, 564, 757		
※「課税標準の特例率(わた	ばまち蛙例) (7)(8)」 に				生	1 てい	ス提会は特色	別家を入力 制定	していたい場合け	「一」を入力する。	と。したがって、(1)~(6) # [0] #	旦今においても売畑

※「課税標準の特例率(わがまち特例)(7)(8)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、(1)~(6)が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地	方グ	大大	団体:	1 —	ド	表都 7	番号 8
2	2	1	0	0	7	1	7

第17表 課税標準の特例等に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都	道系	牙県	名	静岡県
市	町	村	名	静岡市

			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
区分	地 目	行番号 9 12	田 (千円) 23	烟 (千円)	宅 地 34 (千円)	山 林 45 (千円)	その他	計 57 (千円) 77	課税標準の特例率 (A) / 78 (A) 8	(わがまち特例)
法 附 則 第 16 条 の 2 第 1 項 (令和 2 年 7 月豪雨による	皮	7 1 0						0		
災住宅用地に係る特例措施	置減額後の課税標準額	7 2 0						0		
法附則第29条の5第7項	市街化区域農地	7 3 0						0		
(宅地化農地·徵収猶予)) 徴収猶予分に相当する 課 税 標 準 額	7 4 0						0		
法附則第29条の5第8項		7 5 0						0		
(宅地化農地・徴収猶予	課税標準額	7 6 0						0		
法 附 則 第 29 条 の 5 第 16 項		7 7 0						0		
(宅地化農地·減額)	課 税 標 準 額	7 8 0						0		
法附則第29条の5第17項		7 9 0						0		
(宅地化農地·減額)	減額分に相当する課税標準額	8 0 0						0		
法 附 則 第 55 条 第 4 項 (課税免除区域外となった土:	評 価 額	8 1 0						0		
及び家屋に係る特例措置)	減額分に相当する 課税 標準額	8 2 0						0		
法 附 則 第 55 条 第 6 項	Hh	8 3 0						0		
(課税免除区域外となった土 及び家屋に係る特例措置)	減額分に相当する 課税 標準額	8 4 0						0		
法 附 則 第 55 条 第 8 項 (課税免除区域外となった土:	; 評価額	8 5 0						0		
及び家屋に係る特例措置)	減額分に相当する 課税 標準額	8 6 0						0		

地方公共団体コード 表番											
1						7	8				
2	2	1	0	0	7	1	7				

第17表 課税標準の特例等に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都	道系	F 県	名	静岡県
市	町	村	名	静岡市

					(1)		(2)		(3)		(4)		(5)	(6)		(7)	(8)	
区分	地	目	行番号	ļ-	田		畑	宅		Д		そ	の他	計		課税標準の特例率 (A)	/ (B)	:例)
法附則第56条第1項	評 価	額	8 7	12	(千円)	23	(千円)	34	(千円)	45	(千円)	56	(千円)	67 (千	円)77 78	8 (A)	80 (B)	81
	減額後の課税	標準額	8 8	0											0			_
法 附 則 第 56 条 第 10 項 (東日本大震災による被災代替-	評価減額後の課税	額無無無	8 9												0			
法附則第56条第13項	評価	標準領額	9 1	0											0			_
(居住困難区域内住宅用地に	減額後の課税	標準額	9 2	0											0			

地	方名	×共F	団体	-	k	表征	F 등
2	2	1	0	0	7	1	8

第18表 介在農地、介在山林及び市街化区域農地に関する調

都	道所	于県	名	静岡県
市	BJ.	村	名	静岡市

_			-				(1) I	(2)	(3)	(4) 決	(5) 価	(6)	単位当方	(7)
	E	K	分	行	番	号	評価総地積	法定免税点 未満のもの	法定免税点	総額	法定免税点未満のもの	法定免税点 以上のもの	平均価格	最高価格
				9		_	12 (m²)(√)	23 (ní)	34 (m²)	46 (千円)(12)	57 (千円)	68 (千円)		80 (円/㎡) ₈₀
	介		在 田	0	1	0	24, 752	29	24, 723	472, 568	86	472, 482	19, 092	105, 695
	介		在 畑	0	2	0	437, 301	9, 486	427, 815	6, 602, 116	18, 096	6, 584, 020	15, 097	131, 559
宅	地	介	在 山 林	0	3	0	17, 006	1, 997	15, 009	16, 455	1,081	15, 374	968	37, 682
農	地	等	介在山林	0	4	0		0	0	0	0	0	0	0
	通		(令3以前参入分) 特定市農	0	5	0	194, 912	362	194, 550	5, 320, 704	3, 082	5, 317, 622	27, 298	106, 212
	*	H	(令4以後参入分)	0	6	0	3, 063	0	3, 063	185, 730	0	185, 730	60, 637	74, 884
			上記以外	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0
-	市		小 計 特定市 農	0	8	0	197, 975	362	197, 613	5, 506, 434	3, 082	5, 503, 352	27, 814	106, 212
市	街		(令3以前参入分) 特定市農	0	9	0	1, 889, 825	57, 719	1, 832, 106	33, 514, 823	84, 781	33, 430, 042	17, 734	186, 754
	化	畑	(令4以後参人分)	1	0	0	39, 709	220	39, 489	1, 012, 452	2, 056	1, 010, 396	25, 497	63, 314
	K		上記以外	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			小 計 特定市農	1	2	0	1, 929, 534	57, 939	1, 871, 595	34, 527, 275	86, 837	34, 440, 438	17, 894	186, 754
街	城		(令3以前参入分)	1	3	0	2, 084, 737	58, 081	2, 026, 656	38, 835, 527	87, 863	38, 747, 664	18, 629	186, 754
	農	計	(令4以後参入分)	1	4	0	42, 772	220	42, 552	1, 198, 182	2, 056	1, 196, 126	28, 013	74, 884
	地		上記以外	1	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			計	1	6	0	2, 127, 509	58, 301	2, 069, 208	40, 033, 709	89, 919	39, 943, 790	18, 817	186, 754
	H		特 定 市 農 (令3以前参入分) 特 定 市 農	1	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0
化	屋住	田	(令4以後参入分)	1	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	居		上記以外	1	9	0	0		0	0	0	0	0	0
	地		小 計 特定市 農	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	域		(令3以前参入分) 特定市農	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
区	内	畑	(令4以後参入分)	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	市街		上記以外	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	化		小 計 特定市農	2	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	K		(令3以前参入分) 特定市農	2	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	城	計	(令4以後参入分)	2	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0
域	農		上記以外	2	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地		計	2	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			(令3以前参入分) 特定市農	2	9	0	194, 912	362	194, 550	5, 320, 704	3, 082	5, 317, 622	27, 298	106, 212
		田	(令4以後参入分)	3	0	0	3, 063	0	3, 063	185, 730	0	185, 730	60, 637	74, 884
農			上記以外	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			小 計 特定市 夢	3	2	0	197, 975	362	197, 613	5, 506, 434	3, 082	5, 503, 352	27, 814	106, 212
			(令3以前参入分) 特定市農	3	3	0	1, 889, 825	57, 719	1, 832, 106	33, 514, 823	84, 781	33, 430, 042	17, 734	186, 754
	計	畑	(令4以後参入分)	3	4	0	39, 709	220	39, 489	1, 012, 452	2, 056	1, 010, 396		63, 314
	I IT		上記以外	3	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地			小 計 特定市農	3	6	0	1, 929, 534	57, 939	1, 871, 595	34, 527, 275	86, 837	34, 440, 438	17, 894	186, 754
			(令3以前参入分) 特定市農	3	7	0	2, 084, 737	58, 081	2, 026, 656	38, 835, 527	87, 863	38, 747, 664	18, 629	186, 754
		計	(令4以後参入分)	3	8	0	42, 772	220	42, 552	1, 198, 182	2, 056	1, 196, 126	28, 013	74, 884
			上記以外	3	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			計	4	0	0	2, 127, 509	58, 301	2, 069, 208	40, 033, 709	89, 919	39, 943, 790	18, 817	186, 754

地	地方公共団体コード表番号									
2	2	1	0	0	7	1	8			

第18表 介在農地、介在山林及び市街化区域農地に関する調 (つづき)

都	道系	f 県	名	静岡県
市	町	村	名	静岡市

_	—			(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)			
							課程		推 額	3		<u> </u>
		X	分	行 9	番	号	総額 (千円)	法定免税点 未満のもの (千円)	法定免税点 以上のもの (千円)	総数(筆)	法定免税点 未満のもの (筆)	法定免税点 以上のもの ^(筆) 71
	介		在 田	0	1	1	326, 705	60	326, 645	144	1	143
	介		在 畑	0	2	1	4, 549, 101	12, 628	4, 536, 473	3, 012	122	2, 890
宅	地	介	在 山 林	0	3	1	11, 676	774	10, 902	97	16	81
農	地	等	介在山林	0	4	1	0	0	0	0	0	0
	通		特定市農 (令3以前参入分)	0	5	1	1, 772, 675	1, 027	1, 771, 648	712	10	702
		H	特 定 市 農 (令4以後参入分)	0	6	1	26, 096	0	26, 096	10	3	7
	常		上記以外	0	7	1	0	0	0	0	0	0
	市		小計	0	8	1	1, 798, 771	1, 027	1, 797, 744	722	13	709
市	街		特 定 市 農 (令3以前参入分) 特 定 市 農	0	9	1	11, 151, 301	28, 099	11, 123, 202	10, 257	581	9, 676
	化	畑	(令4以後参入分)	1	0	1	148, 153	274	147, 879	133	15	118
	K		上記以外	1	1	1	0	0	0	0	0	0
			小 計 特定市農	1	2	1	11, 299, 454	28, 373	11, 271, 081	10, 390	596	9, 794
街	城		(令3以前参入分)	1	3	1	12, 923, 976	29, 126	12, 894, 850	10, 969	591	10, 378
	農	計	(令4以後参入分)	1	4	1	174, 249	274	173, 975	143	18	125
	地		上記以外	1	5	1	0	0	0	0	0	0
			特定市農	1	6	1	13, 098, 225	29, 400	13, 068, 825	11, 112	609	10, 503
<i>a</i> .	田		(令3以前参入分) 格 定 市 農	1	7	1	0	0	0	0	0	0
化	配住	田	(令4以後参入分)	1	8	1	0		0	0	0	0
	居		上記以外	1	9	1	0	0	0	0	0	0
	地	_	小 計 特定市農	2	0	1			0	0	0	0
	城		(令3以前参入分) 特 定 市 農	2	2	1	0		0	0	0	0
区	内市	畑	(令4以後参入分) 上 記 以 外	2	3	1	0		0	0	0	0
	街		小 計	2	4	1	0		0	0	0	0
	化		特定市農	2	5	1	0		0	0	0	0
	×		(令3以前参入分) 特定市農	2	6	1	0	0	0	0	0	0
hili	城農	81	(令4以後参入分) 上記以外	2	7	1	0	0	0	0	0	0
	地		#	2	8	1	0	0	0	0	0	0
			特 定 市 農 (令3以前参入分)	2	9	1	1, 772, 675	1,027	1, 771, 648	712	10	702
			特定市農 (令4以後参入分)	3	0	1	26, 096	0	26, 096	10	3	7
		田	上記以外	3	1	1	0	0	0	0	0	0
農			小 計	3	2	1	1, 798, 771	1, 027	1, 797, 744	722	13	709
			特 定 市 農 (令3以前参入分)	3	3	1	11, 151, 301	28, 099	11, 123, 202	10, 257	581	9, 676
			特定市農 (令4以後参入分)	3	4	1	148, 153	274	147, 879	133	15	118
	計	畑	上記以外	3	5	1	0	0	0	0	0	0
地			小 計	3	6	1	11, 299, 454	28, 373	11, 271, 081	10, 390	596	9, 794
			特定市農 (令3以前参人分)	3	7	1	12, 923, 976	29, 126	12, 894, 850	10, 969	591	10, 378
			特 定 市 農 (令4以後参入分)	3	8	1	174, 249	274	173, 975	143	18	125
		計	上記以外	3	9	1	0	0	0	0	0	0
			計	4	0	1	13, 098, 225	29, 400	13, 068, 825	11, 112	609	10, 503

第18表 介在農地、介在山林及び市街化区域農地に関する調 (つづき)

都追	住府 県	名	静岡県
市	町村	名	静岡市

_							(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)
							各	税 区 分	親別	務市街化区域拠地に供	者 (る実数 (街定免税点米	数滴のものを含む。)
	[X	分	行	番	号	総数	法定免税点 未満のもの		田·畑別	適用区分別	全 体
	介		在 田	9	1	2	97	zı (人)	30 (人) 96	39 (人)	48 (人)	57 (人) 66
	介		在 畑	0	2	2	1, 976	96	1, 880			
宇			在山林	0	3	2	74	12	62			
農			介在山林	0	4	2	0	0	0			
		Ť	特定市農	0	5	2	321	8	313			
	通		(令3以前参入分) 特定市農 (令4以後参入分)	0	6	2	5	0	5			
	常	田	上記以外	0	7	2	0	0	0			
	市			0	8	2						
市	街		特定市農 (令3以前参入分)	0	9	2	3, 329	237	3, 092			
	田		特 定 市 農 (令4以後参入分)	1	0	2	45	0	45			
	化	畑	上記以外	1	1	2	0	0	0			
	区			1	2	2						
44-	域		特定市農 (令3以前参入分)	1	3	2						
街	農		特 定 市 農 (令4以後参入分)	1	4	2						
		計	上記以外	1	5	2						
	地			1	6	2						
	田		特 定 市 農 (令3以前参入分)	1	7	2	0	0	0			
化	園		特 定 市 農 (令4以後参人分)	1	8	2	0	0	0			
	住口	田	上記以外	1	9	2	0	0	0			
	居地			2	0	2						
	城		特 定 市 農 (令3以前参入分)	2	1	2	0	0	0			
区	内	畑	特 定 市 農 (令4以後参入分)	2	2	2	0	0	0			
	市	744	上記以外	2	3	2	0	0	0			
	街化			2	4	2						
	X		特 定 市 農 (令3以前参入分)	2	5	2						
	城	計	特 定 市 農 (令4以後参入分)	2	6	2						
城	農		上記以外	2	7	2						
	地		特定市農	2	8	2						
			特 定 市 農 (令3以前参入分) 特 定 市 農	2	9	2	321	8	313			
		田	(令4以後参入分)	3	0	2	5	0	5			
農			上記以外	3	1	2	0	0	0		1	
			特定市農	3	2	2	0.000			324		
			(令3以前参入分) 特定市農 (令4以後参入分)	3	3	2	3, 329	237	3, 092			
	計	畑	(令4以後参入分)	3	4 5	2	45	0	45			
			上配以外	3	6	2	0	0	0	3, 359	1	
地			特定市農	3	7	2				0, 309	3, 513	
			(令3以前参入分) 特定市農	3	8	2					3, 513	
		計	(令4以後参入分) 上記以外	3	9	2					0	
			- No 85 7F	4	0	2						3, 544
(注)	17 ~ :	19列の各欄の数(の数値の単純合	計数値ではない	١,			3,01

州	力を	大人	団体:	コー	ド	表者 7	§号 8
2	2	1	0	0	7	1	9

第19表 負担調整措置等による軽減額に関する調

都 道 府 県 名 静岡県 市 町 村 名 静岡市

_			-			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	
	区	分	行 9	番	号	評価総地積 (㎡)(イ)	決 定 個 総 額		千 円) 法定免税点 以上のもの (二)	軽 減 課税標準の 特例によるも の (ホ)	額 (千 負担調整措 置によるもの (へ) 87	円) 特定市街化区 域農地に係る もの (ト)	軽減額合計 (千円) (ハ)+(ホ)+ (ヘ)+(ト) (チ)	提示平均価額 (円/㎡) 又は (円/千㎡) 132 (リ)	単位当たり 平均価格 (円/㎡) (ロ)/(イ) (ヌ)
評	_	般 田	0	1	0	7, 271, 959	581, 772	58, 624	523, 148	239	0		58, 863	80, 141	80
点	_	般畑	0	2	0	86, 284, 639	4, 119, 758	286, 236	3, 833, 522	5, 357	124		291, 717	47, 841	48
式評	9	さ 地 A・Bを除く)	0	3	0	69, 560, 273	4, 056, 944, 281	4, 572, 632	4, 052, 371, 649	2, 192, 946, 670	455, 240, 924		2, 652, 760, 226	58, 638	58, 323
価	_	般山林	0	4	0	582, 655, 570	5, 631, 339	344, 860	5, 286, 479	39	0		344, 899	9, 676	10
法	/,	小 計	0	5	0	745, 772, 441	4, 067, 277, 150	5, 262, 352	4, 062, 014, 798	2, 192, 952, 305	455, 241, 048		2, 653, 455, 705		5, 454
	宅地A 用地・ 費)	(農業用施設 農地+造成	0	6	0	176, 063	872, 155	3, 229	868, 926	443, 674	0		446, 903		4, 954
そ	宅地B 区内の +造成	(生産緑地地 宅地・農地等 費)	0	7	0	12, 338	61, 537	1, 645	59, 892	30, 406	0		32, 051		4, 988
の	一般市	街化区域農地	0	8	0	0	0	0	0	0	0		0		0
他		己以外の目の計	0	9	0	26, 699, 511	341, 449, 164	273, 686	341, 175, 478	16, 955	106, 320, 097	26, 853, 931	133, 464, 669		12, 789
	/,	小 計	1	0	0	26, 887, 912	342, 382, 856	278, 560	342, 104, 296	491, 035	106, 320, 097	26, 853, 931	133, 943, 623		12, 734
	合	計		1			4,409,660,006			2, 193, 443, 340			2, 787, 399, 328		5, 707

- (注) 1. 「宅地A」欄には、固定資産評価基準第1章第3節四に基づくもの(ただし書に基づくものは、「評点式評価法・宅地」欄に計上すること)を計上すること。
 - 2. 「宅地B」欄には、固定資産評価基準第1章第3節五に基づくもの(ただし書に基づくものは、「評点式評価法・宅地」欄に計上すること)を計上すること。

地 1	方公	、共 🛚]体:	コー	K	表都 7	番号 8
2	2	1	0	0	7	1	3

						(1)	(2)	(3)	(4)		(5)
		区	行	番	무	納税義務者数	地積	決定価格	課税標準額	筆	数
		,	9	ш	,,	12 (人)	24 (m²)	39 (千円)	54 (千円)	69	(筆)80
令		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	0	1	0	451	193, 211	5, 297, 171	1, 765, 723		696
3 3		負担水準0.95以上1.0未満	0	2	0	1	294	2, 015	672		1
		負担水準0.9以上0.95未満	0	3	0	1	363	6, 724	2, 214		1
以		負担水準0.85以上0.9未満	0	4	0	1	76				1
24.		負担水準0.8以上0.85未満		5		1	42	1,034	307		1
前		負担水準0.75以上0.8未満		6							
Ø		負担水準0.7以上0.75未満		7		2	564	9, 996	2, 524		2
1		負担水準0.65以上0.7未満		8							
課		負担水準0.6以上0.65未満		9							
~1/		負担水準0.55以上0.6未満		0							
税	田	負担水準0.5以上0.55未満	1								
分		負担水準0.45以上0.5未満		2							
),		負担水準0.4以上0.45未満		3							
カュ		負担水準0.35以上0.4未満		4							
		負担水準0.3以上0.35未満		5							
ら		負担水準0.25以上0.3未満 負担水準0.2以上0.25未満		6							
新		負担水準0.15以上0.25木綱 負担水準0.15以上0.2未満		7							
757		負担水準0.1以上0.15未満		9							
た		負担水準0.05以上0.1未満		0							
		負担水準0.05未満		1							
に		東追小年V. Vo不順 計		2		457	194, 550	5, 317, 622	1, 771, 648		702
市		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの		3		4, 635	,	, ,			9, 562
1112		負担水準0.95以上1.0未満		4		45		, ,			53
街		負担水準0.9以上0.95未満		5		13			, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		14
		負担水準0.85以上0.9未満		6		7	1, 127				7
化		負担水準0.8以上0.85未満	2	7	0	6	1, 126	11, 378	3, 316		6
区		負担水準0.75以上0.8未満	2	8	0	9	2, 104	62, 921	17, 483		9
		負担水準0.7以上0.75未満	2	9	0	6	1, 373	19, 434	5, 035		6
域		負担水準0.65以上0.7未満	3	0	0	4	915	11,661	2,840		4
		負担水準0.6以上0.65未満	3	1	0	4	1, 258	21, 278	4, 781		4
農		負担水準0.55以上0.6未満	3	2	0	2	454	17, 022	3, 623		2
地	畑	負担水準0.5以上0.55未満	3	3	0	2	194	6, 470	1, 213		4
TIE.	ДЩ	負担水準0.45以上0.5未満	3	4	0	1	167	1, 270	223		1
ح		負担水準0.4以上0.45未満		5							
		負担水準0.35以上0.4未満		6		2	690				3
な		負担水準0.3以上0.35未満		7		1	11	. 399	50		1
2		負担水準0.25以上0.3未満		8							
		負担水準0.2以上0.25未満		9							
た		負担水準0.15以上0.2未満		0							
		負担水準0.1以上0.15未満		1							
£		負担水準0.05以上0.1未満	4								
		負担水準0.05未満		3		,	1 005	00.400	11 100		
の		計	4	4	0	4, 737	1, 832, 106	33, 430, 042	11, 123, 202		9, 676

地 1	方公	、共 🖯]体:	ュー	ド	表看 7	香号 8
2	2	1	0	0	7	1	3

都道府県	名	静岡県
市町村	名	静岡市

						(1)	(2)	(3)	(4)		(5)
		区分	行	* 番	号	納税義務者数(人)	地 積 (m²)	決 定 価 格 39 (千円)	課 税 標 準 額 54 (千円)	筆	数 (筆) 80
_		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	4	5	0	5, 086	2, 002, 554			69	10, 258
令 3		負担水準0.95以上1.0未満		6	-	46	11, 271	232, 370	77, 457		54
以	ŀ	負担水準0.9以上0.95未満		7	-	14	2, 730	40, 643	13, 359		15
前の	ľ	負担水準0.85以上0.9未満		8		8	1, 203	13, 528	4, 193		8
課	ŀ	負担水準0.8以上0.85未満	4	9	0	7	1, 168	12, 412	3, 623		7
税		負担水準0.75以上0.8未満	5	0	0	9	2, 104	62, 921	17, 483		9
分か		負担水準0.7以上0.75未満	5	1	0	8	1, 937	29, 430	7, 559		8
<i>b</i>		負担水準0.65以上0.7未満	5	2	0	4	915	11, 661	2, 840		4
新	ľ	負担水準0.6以上0.65未満	5	3	0	4	1, 258	21, 278	4, 781		4
たに		負担水準0.55以上0.6未満	5	4	0	2	454	17, 022	3, 623		2
市	計	負担水準0.5以上0.55未満	5	5	0	2	194	6, 470	1, 213		4
街	рΙ	負担水準0.45以上0.5未満	5	6	0	1	167	1, 270	223		1
化区		負担水準0.4以上0.45未満	5	7	0	0	0	0	0		0
域		負担水準0.35以上0.4未満	5	8	0	2	690	41, 217	6, 101		3
農地		負担水準0.3以上0.35未満	5	9	0	1	11	399	50		1
표 と		負担水準0.25以上0.3未満	6	0	0	0	0	0	0		0
な		負担水準0.2以上0.25未満	6	1	0	0	0	0	0		0
った	L	負担水準0.15以上0.2未満		2		0	0	0	0		0
<i>*</i> 5		負担水準0.1以上0.15未満	6	3	0	0	0	0	0		0
Ø.	L	負担水準0.05以上0.1未満		4		0	0	0	0		0
		負担水準0.05未満		5	-	0	0	0	0		0
		計	6	6	0	5, 194	2, 026, 656	38, 747, 664	12, 894, 850		10, 378

地	方々	大人]体:	コー	ド	表都 7	番号 8
2	2	1	0	0	7	1	4

都 道 府 県	名	静岡県
市町村	名	静岡市

		_				(1)		(2)	(3)	(4)	(5)
		区	行	番号	라	納税義務者数		地 積	決定価格	課税標準額	筆 数
		Ľ.	9	100 /	7	12 (人)	24	(m²)	39 (千円)	54 (千円) 6	(筆)
令		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの		1		1		1, 032	46, 524	12, 406	
ন 4		負担水準0.95以上1.0未満		2							
4		負担水準0.9以上0.95未満	0	3	0						
の		負担水準0.85以上0.9未満	0	4	0						
		負担水準0.8以上0.85未満	0	5	0						
課		負担水準0.75以上0.8未満	0	6	0						
		負担水準0.7以上0.75未満		7							
税		負担水準0.65以上0.7未満	0	8	0						
		負担水準0.6以上0.65未満	0	9	0						
分		負担水準0.55以上0.6未満	1	0	0						
,	田	負担水準0.5以上0.55未満	1	1	0						
カュ	Щ	負担水準0.45以上0.5未満	1	2	0						
ح		負担水準0.4以上0.45未満	1	3	0						
6		負担水準0.35以上0.4未満	1	4	0						
新		負担水準0.3以上0.35未満		5							
751		負担水準0.25以上0.3未満	1	6	0		ĺ				
た		負担水準0.2以上0.25未満	1	7	0		ĺ				
/_		負担水準0.15以上0.2未満	1	8	0		ĺ				
に		負担水準0.1以上0.15未満	1	9	0						
, –		負担水準0.05以上0.1未満	2	0	0						
市		負担水準0.05未満	2	1	0						
		計	2	2	0	1		1,032	46, 524	12, 406	
街		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	2	3	0	7		2, 440	58, 106	15, 495	
		負担水準0.95以上1.0未満	2	4	0		ĺ				
化		負担水準0.9以上0.95未満	2	5	0		ĺ				
		負担水準0.85以上0.9未満	2	6	0						
区		負担水準0.8以上0.85未満	2	7	0						
		負担水準0.75以上0.8未満		8							
域		負担水準0.7以上0.75未満	2	9	0						
.44.		負担水準0.65以上0.7未満	3	0	0						
農		負担水準0.6以上0.65未満	3	1	0		ĺ				
Lile		負担水準0.55以上0.6未満	3	2	0		ĺ				
地	.lam	負担水準0.5以上0.55未満	3	3	0		ĺ				
٤	畑	負担水準0.45以上0.5未満	3	4	0		ĺ				
C		負担水準0.4以上0.45未満	3	5	0						
な		負担水準0.35以上0.4未満	3	6	0						
14		負担水準0.3以上0.35未満	3	7	0						
2		負担水準0.25以上0.3未満		8							
		負担水準0.2以上0.25未満		9							
た		負担水準0.15以上0.2未満		0							
,_		負担水準0.1以上0.15未満		1							
ŧ		負担水準0.05以上0.1未満		2			l			†	
		負担水準0.05未満		3						 	
の		計		4		7		2, 440	58, 106	15, 495	
		 行乃78930行「木則にトス(価故の3分の1)調税がわされたも						,	,	,	

地1	方グ	大人]体:	-	ド	表都 7	昏号 8
2	2	1	0	0	7	1	4

都道府県	名	静岡県
市町村	名	静岡市

	区 分	納税義務者数	地 積	決定価格	課 税 標 準 額	筆 数
	<u>K</u>	(人)	(m²)	(千円)	(千円)	(筆)
令	本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	8	3, 472	104, 630	27, 901	12
4	負担水準0.95以上1.0未満	0	0	0	0	(
の	負担水準0.9以上0.95未満	0	0	0	0	
課	負担水準0.85以上0.9未満	0	0	0	0	
税	負担水準0.8以上0.85未満	0	0	0	0	
分,	負担水準0.75以上0.8未満	0	0	0	0	
から	負担水準0.7以上0.75未満	0	0	0	0	
新	負担水準0.65以上0.7未満	0	0	0	0	
た	負担水準0.6以上0.65未満	0	0	0	0	
に	負担水準0.55以上0.6未満	0	0	0	0	
市	負担水準0.5以上0.55未満	0	0	0	0	
街	負担水準0.45以上0.5未満	0	0	0	0	
化	負担水準0.4以上0.45未満	0	0	0	0	
区	負担水準0.35以上0.4未満	0	0	0	0	
域	負担水準0.3以上0.35未満	0	0	0	0	
農地	負担水準0.25以上0.3未満	0	0	0	0	
논	負担水準0.2以上0.25未満	0	0	0	0	
な	負担水準0.15以上0.2未満	0	0	0	0	
2	負担水準0.1以上0.15未満	0	0	0	0	
た	負担水準0.05以上0.1未満	0	0	0	0	
4	負担水準0.05未満	0	0	0	0	
の	≅ †	8	3, 472	104, 630	27, 901	1

	地 1	方グ	大人]体:	コー	ド	表都 7	番号 8
I	2	2	1	0	0	7	1	4

都道府県	名	静岡県
市町村	名	静岡市

	<u> </u>					(1)		(2)	(3)	(4)	(5)	
		区 分	行	番	무	納税義務者数		地 積	決 定 価 格	課 税 標 準 額	筆 数	
		<u>⊳</u>	9	Ħ	7	12 (人)	24	(m^2)	39 (千円)	54 (千円) 6	9 (筆	80 (ž
		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの		5		1		158	897	179		
令		負担水準0.95以上1.0未満	4	6	0							
5		負担水準0.9以上0.95未満			0							
	ĺ	負担水準0.85以上0.9未満	4	8	0							
の	ĺ	負担水準0.8以上0.85未満	4	9	0							
	ĺ	負担水準0.75以上0.8未満	5	0	0							
課	ĺ	負担水準0.7以上0.75未満	5	1	0							
税	ſ	負担水準0.65以上0.7未満	5	2	0							
允	ĺ	負担水準0.6以上0.65未満	5	3	0							
分	ĺ	負担水準0.55以上0.6未満	5	4	0							
~ _B		負担水準0.5以上0.55未満	5	5	0							
カュ	П	負担水準0.45以上0.5未満	5	6	0							
	l	負担水準0.4以上0.45未満	5	7	0							
6	l	負担水準0.35以上0.4未満	5	8	0							
	l	負担水準0.3以上0.35未満	5	9	0							
新	l	負担水準0.25以上0.3未満	6	0	0							
. 2.	ı	負担水準0.2以上0.25未満	6	1	0							
た	ı	負担水準0.15以上0.2未満	6	2	0							
に	ı	負担水準0.1以上0.15未満	6	3	0							
(_	ı	負担水準0.05以上0.1未満	6	4	0							_
市	ı	負担水準0.05未満	6	5	0							
.,,•	ı	計	6	6	0	1		158	897	179		
街		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	6	7	0	22		14, 574	299, 529	59, 906		36
	ı	負担水準0.95以上1.0未満	6	8	0							
化		負担水準0.9以上0.95未満	6	9	0							_
	l	負担水準0.85以上0.9未満	7	0	0							
区	l	負担水準0.8以上0.85未満	7	1	0							
4-4	l	負担水準0.75以上0.8未満	7	2	0							
域	l	負担水準0.7以上0.75未満	7	3	0							
農	l	負担水準0.65以上0.7未満	7	4	0							
辰	ı	負担水準0.6以上0.65未満	7	5	0							_
地	ı	負担水準0.55以上0.6未満	7	6	0							_
_		負担水準0.5以上0.55未満	7	7	0							_
と	Щ	負担水準0.45以上0.5未満	7	8	0							_
	ı	負担水準0.4以上0.45未満	7	9	0							
な		負担水準0.35以上0.4未満	8	0	0							
_	ľ	負担水準0.3以上0.35未満	8	1	0							
つ	ľ	負担水準0.25以上0.3未満			0							
+-	ı	負担水準0.2以上0.25未満		3								_
た	ı	負担水準0.15以上0.2未満		4								_
ŧ		負担水準0.1以上0.15未満		5								_
O	ľ	負担水準0.05以上0.1未満			0							
Ø	ŀ	負担水準0.05未満			0							_
-/	ŀ	計			0	22		14, 574	299, 529	59, 906		3
		┃						,		,		

地方公共団体コード表番号78									
2	2	1	0	0	7	1	4		

		区 分	納税義務者数	地 積	決定価格	課税標準額	筆 数
		E n	(人)	(m²)	(千円)	(千円)	(筆)
令		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	23	14, 732	300, 426	60, 085	37
5		負担水準0.95以上1.0未満	0	0	0	0	0
の		負担水準0.9以上0.95未満	0	0	0	0	0
課		負担水準0.85以上0.9未満	0	0	0	0	0
税		負担水準0.8以上0.85未満	0	0	0	0	0
分,		負担水準0.75以上0.8未満	0	0	0	0	C
から		負担水準0.7以上0.75未満	0	0	0	0	C
新		負担水準0.65以上0.7未満	0	0	0	0	(
た		負担水準0.6以上0.65未満	0	0	0	0	(
に		負担水準0.55以上0.6未満	0	0	0	0	(
市	計	負担水準0.5以上0.55未満	0	0	0	0	(
街	рі	負担水準0.45以上0.5未満	0	0	0	0	(
化		負担水準0.4以上0.45未満	0	0	0	0	0
区		負担水準0.35以上0.4未満	0	0	0	0	0
域 農		負担水準0.3以上0.35未満	0	0	0	0	(
展 地		負担水準0.25以上0.3未満	0	0	0	0	(
논		負担水準0.2以上0.25未満	0	0	0	0	(
な		負担水準0.15以上0.2未満	0	0	0	0	(
2		負担水準0.1以上0.15未満	0	0	0	0	C
た		負担水準0.05以上0.1未満	0	0	0	0	0
4		負担水準0.05未満	0	0	0	0	0
の		} †	23	14, 732	300, 426	60, 085	37

地	方グ	大人]体:	コー	K	表看 7	香号 8
2	2	1	0	0	7	1	5

都道	府 県	名	静岡県
市町	村	名	静岡市

	——					(1)		(2)	(3)	(4)	(5)
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	4=	番	п	納税義務者数		地 積	決定価格	課 税 標 準 額	筆 数
		区 分	1丁	番	方	12 (人)				54 (千円) 69	(筆) 80
		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	0	1	0			885	64, 350	8, 580	(7)
令		負担水準0.95以上1.0未満			0				,	-,	
6		負担水準0.9以上0.95未満			0						
		負担水準0.85以上0.9未満			0						
の		負担水準0.8以上0.85未満	_		0						
		負担水準0.75以上0.8未満			0						
課		負担水準0.7以上0.75未満			0						
er)/		負担水準0.65以上0.7未満	0	8	0						
税		負担水準0.6以上0.65未満	0	9	0						
分		負担水準0.55以上0.6未満	1	0	0						
N		負担水準0.5以上0.55未満			0						
か	田	負担水準0.45以上0.5未満	1	2	0						
/3		負担水準0.4以上0.45未満	1	3	0						
6		負担水準0.35以上0.4未満		4							
		負担水準0.3以上0.35未満	1	5	0						
新		負担水準0.25以上0.3未満	1	6	0						
		負担水準0.2以上0.25未満	1	7	0						
た		負担水準0.15以上0.2未満	1	8	0						
17		負担水準0.1以上0.15未満	1	9	0						
に		負担水準0.05以上0.1未満	2	0	0						
市		負担水準0.05未満	2	1	0						
113		計	2	2	0	1		885	64, 350	8, 580	
街		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの			0			14, 832	434, 398	57, 920	40
		負担水準0.95以上1.0未満	2	4	0						
化		負担水準0.9以上0.95未満	2	5	0						
		負担水準0.85以上0.9未満	2	6	0						
区		負担水準0.8以上0.85未満	2	7	0						
1-45		負担水準0.75以上0.8未満	2	8	0						
域		負担水準0.7以上0.75未満	2	9	0						
農		負担水準0.65以上0.7未満	3	0	0						
/IX		負担水準0.6以上0.65未満	3	1	0						
地		負担水準0.55以上0.6未満	3	2	0						
_	畑	負担水準0.5以上0.55未満	3	3	0						
と	冮	負担水準0.45以上0.5未満	3	4	0						
		負担水準0.4以上0.45未満	3	5	0						
な		負担水準0.35以上0.4未満	3	6	0						
2		負担水準0.3以上0.35未満			0						
ر٠		負担水準0.25以上0.3未満	3	8	0						
た		負担水準0.2以上0.25未満			0						
/_		負担水準0.15以上0.2未満	4	0	0						
£		負担水準0.1以上0.15未満			0						
		負担水準0.05以上0.1未満	4	2	0						
の		負担水準0.05未満			0						
		11-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1			0			14, 832	434, 398	57, 920	46
	010)行及び230行「本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	1 771	+	Γ/ 3 Ε	タの9公の1~注照即	空10	タの2の軽減変	一つ細鉛がわせれた	- 1 n t. At.	

地	方グ	大人]体:	コー	K	表看 7	香号 8
2	2	1	0	0	7	1	5

都	道系	牙 県	名	静岡県
市	町	村	名	静岡市

	区 分	納税義務者数(人)	地 積 (㎡)	決 定 価 格 (千円)	課 税 標 準 額 (千円)	筆 数 (筆)
令	本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	22	15, 717	498, 748	66, 500	4
6	負担水準0.95以上1.0未満	0	0	0	0	
の	負担水準0.9以上0.95未満	0	0	0	0	
課	負担水準0.85以上0.9未満	0	0	0	0	
税	負担水準0.8以上0.85未満	0	0	0	0	
分	負担水準0.75以上0.8未満	0	0	0	0	
から	負担水準0.7以上0.75未満	0	0	0	0	
新	負担水準0.65以上0.7未満	0	0	0	0	
た	負担水準0.6以上0.65未満	0	0	0	0	
に	負担水準0.55以上0.6未満	0	0	0	0	
市計	負担水準0.5以上0.55未満	0	0	0	0	
街	負担水準0.45以上0.5未満	0	0	0	0	
化	負担水準0.4以上0.45未満	0	0	0	0	
区	負担水準0.35以上0.4未満	0	0	0	0	
域	負担水準0.3以上0.35未満	0	0	0	0	
農地	負担水準0.25以上0.3未満	0	0	0	0	
논	負担水準0.2以上0.25未満	0	0	0	0	
な	負担水準0.15以上0.2未満	0	0	0	0	
2	負担水準0.1以上0.15未満	0	0	0	0	
た	負担水準0.05以上0.1未満	0	0	0	0	
4	負担水準0.05未満	0	0	0	0	
の	計	22	15, 717	498, 748	66, 500	

地	方を	大人]体:	ュー	K	表看 7	番号
2	2	1	0	0	7	1	5

都道	府 県	名	静岡県
市町	村	名	静岡市

	———							(1)		(2)	(3)		(4)		(5)	
		区	分		行	番	무	納税義務者数		地 積	決	定 価 格	課利	说標準額	筆	数
			<i>)</i> 3		9		7	12 (人)	24	(m²)	39	(千円)	54	(千円)	69	(筆)
	本則に	こよる(価格の3分	の1)課税がなされたもの		4	5	0	1		988		73, 959		4, 931		
ŕ	負担	水準0.95以上1.0末	卡満		4	6	0									
7	負担	水準0.9以上0.95未	⋛満		4	7	0									
	負担	水準0.85以上0.9末	卡満		4	8	0									
)	負担	水準0.8以上0.85末	卡満		4	9	0									
	負担	水準0. 75以上0. 8末	≒満		5	0	0									
果		水準0. 7以上0. 75末			5	1	0									
ź	負担	水準0.65以上0.7未	≒満		5	2	0									
L		水準0.6以上0.65末			5	3	0									
·	負担	水準0.55以上0.6末	⋛満		5	4	0									
′ I _⊞		水準0.5以上0.55未			5	5	0									
, _{III}	負担	水準0. 45以上0. 5末	⋛満		5	6	0									
	負担	水準0.4以上0.45未	⋛満		5	7	0									
	負担	水準0. 35以上0. 4末	≒満		5	8	0									
	負担	水準0.3以上0.35未	卡満			9										
	負担	水準0.25以上0.3未	- 満		6	0	0									
	負担	水準0.2以上0.25末	卡満		6	1	0									
	負担	水準0. 15以上0. 2末	- 満		6	2	0									
	負担	水準0.1以上0.15末	- 満		6	3	0									
	負担	水準0.05以上0.1末	- 満		6	4	0									
	負担	水準0.05未満			6	5	0									
			計		6	6	0	1		988		73, 959		4, 931		
	本則に	こよる(価格の3分	の1)課税がなされたもの		6	7	0	17		7,643		218, 363		14, 558		
	負担	水準0.95以上1.0未	- 満		6	8	0									
	負担	水準0.9以上0.95未	- 満		6	9	0									
	負担	水準0.85以上0.9末	- 満		7	0	0									
	負担	水準0.8以上0.85末	- 満		7	1	0									
	負担	水準0. 75以上0. 8末	卡満		7	2	0									
	負担	水準0.7以上0.75末	- 満		7	3	0									
	負担	水準0.65以上0.7末	- 満		7	4	0									
	負担	水準0.6以上0.65未	卡満		7	5	0									
	負担	水準0.55以上0.6末	- 満		7	6	0									
	負担	水準0.5以上0.55未	や満		7	7	0									
畑		水準0.45以上0.5末			7	8	0									
	負担	水準0.4以上0.45末	や満		7	9	0									
	負担を	水準0.35以上0.4末			8	0	0									
	負担	水準0.3以上0.35末	や満		8	1	0									
	負担を	水準0.25以上0.3末	卡満		8	2	0									
	負担	水準0.2以上0.25末	卡満		8	3	0									
		水準0.15以上0.2末	44.14		8	4	0		Ī							
		水準0.1以上0.15未				5			Г							
		水準0.05以上0.1末				6			t							
)		水準0.05未満	**		_	7	_		t							
			il			8		17		7, 643		218, 363		14, 558		
	0/- 7	Popot: [-Hall) = h	る(価格の3分の1)課税がな	ナルナナカ									3 00			

地	方グ	大人]体:	コー	K	表看 7	番号
2	2	1	0	0	7	1	5

都	道系	f 県	名	静岡県
市	町	村	名	静岡市

	区 分	納税義務者数	地積	決定価格	課税標準額	筆 数
	<u>Б</u>	(人)	(m^2)	(千円)	(千円)	(筆)
令	本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	18	8, 631	292, 322	19, 489	2
7	負担水準0.95以上1.0未満	0	0	0	0	
の	負担水準0.9以上0.95未満	0	0	0	0	
課	負担水準0.85以上0.9未満	0	0	0	0	
税	負担水準0.8以上0.85未満	0	0	0	0	
分	負担水準0.75以上0.8未満	0	0	0	0	
から	負担水準0.7以上0.75未満	0	0	0	0	
新	負担水準0.65以上0.7未満	0	0	0	0	
た	負担水準0.6以上0.65未満	0	0	0	0	
に	負担水準0.55以上0.6未満	0	0	0	0	
市計	負担水準0.5以上0.55未満	0	0	0	0	
街	負担水準0.45以上0.5未満	0	0	0	0	
化	負担水準0.4以上0.45未満	0	0	0	0	
区	負担水準0.35以上0.4未満	0	0	0	0	
域	負担水準0.3以上0.35未満	0	0	0	0	
農地	負担水準0.25以上0.3未満	0	0	0	0	
<u>الله</u>	負担水準0.2以上0.25未満	0	0	0	0	
な	負担水準0.15以上0.2未満	0	0	0	0	
2	負担水準0.1以上0.15未満	0	0	0	0	
た	負担水準0.05以上0.1未満	0	0	0	0	
£	負担水準0.05未満	0	0	0	0	
の	計	18	8,631	292, 322	19, 489	

地1	方グ	共民]体:	コー	ĸ	表都 7	番号 8
2	2	1	0	0	7	1	6

都	道系	牙 県	名	静岡県
市	町	村	名	静岡市

		_					(1)		(2)		(3)	(4)		(5)
		X	分	行	番	므	納税義務者数		地 積	決	定 価 格	課税	票 準 額	筆	数
			N	9	田	ク	12 (人)	24	(m²)	39	(千円)	54	(千円)	69	(筆)80
		本則による(価格の3分の1)課税	がなされたもの	0	1	0	455		196, 274		5, 482, 901		, 791, 819		70
		負担水準0.95以上1.0未満		0	2	0	1		294		2,015		672		
		負担水準0.9以上0.95未満		0	3	0	1		363		6, 724		2, 214		
		負担水準0.85以上0.9未満		0	4	0	1		76		682		208		
		負担水準0.8以上0.85未満		0	5	0	1		42		1, 034		307		
合		負担水準0.75以上0.8未満		0	6	0	0		0		0		0		
		負担水準0.7以上0.75未満		0	7	0	2		564		9, 996		2, 524		
		負担水準0.65以上0.7未満		0	8	0	0		0		0		0		
		負担水準0.6以上0.65未満		0	9	0	0		0		0		0		
		負担水準0.55以上0.6未満		1	0	0	0		0		0		0		
	⊞	負担水準0.5以上0.55未満		1	1	0	0		0		0		0		
	Щ	負担水準0.45以上0.5未満		1	2	0	0		0		0		0		
		負担水準0.4以上0.45未満		1	3	0	0		0		0		0		
		負担水準0.35以上0.4未満		1	4	0	0		0		0		0		
		負担水準0.3以上0.35未満			5		0		0		0		0		
		負担水準0.25以上0.3未満		1	6	0	0		0		0		0		
		負担水準0.2以上0.25未満		1	7	0	0		0		0		0		
		負担水準0.15以上0.2未満		1	8	0	0		0		0		0		
		負担水準0.1以上0.15未満		1	9	0	0		0		0		0		
		負担水準0.05以上0.1未満		2	0	0	0		0		0		0		
		負担水準0.05未満		2	1	0	0		0		0		0		
		ii p	+	2	2	0	461		197, 613		5, 503, 352		, 797, 744	:	70
		本則による(価格の3分の1)課税	がなされたもの	2	3	0	4, 702		1, 848, 832		33, 970, 268	1	, 134, 501		9, 68
		負担水準0.95以上1.0未満		2	4	0	45		10, 977		230, 355		76, 785		5
		負担水準0.9以上0.95未満		2	5	0	13		2, 367		33, 919		11, 145		1
		負担水準0.85以上0.9未満		2	6	0	7		1, 127		12, 846		3, 985		
		負担水準0.8以上0.85未満		2	7	0	6		1, 126		11, 378		3, 316	i	
		負担水準0.75以上0.8未満		2	8	0	9		2, 104		62, 921		17, 483		
		負担水準0.7以上0.75未満		2	9	0	6		1, 373		19, 434		5, 035		
		負担水準0.65以上0.7未満		3	0	0	4		915		11,661		2,840		
		負担水準0.6以上0.65未満		3	1	0	4		1, 258		21, 278		4, 781		
		負担水準0.55以上0.6未満		3	2	0	2		454		17, 022		3, 623		
	畑	負担水準0.5以上0.55未満		3	3	0	2		194		6, 470		1, 213		
	ДЩ	負担水準0.45以上0.5未満		3	4	0	1		167		1, 270		223		
		負担水準0.4以上0.45未満		3	5	0	0		0		0		0		
		負担水準0.35以上0.4未満		3	6	0	2		690		41, 217		6, 101		
		負担水準0.3以上0.35未満		3	7	0	1		11		399		50		
ا د		負担水準0.25以上0.3未満		3	8	0	0		0		0		0		
計		負担水準0.2以上0.25未満		3	9	0	0		0		0		0		
		負担水準0.15以上0.2未満		4	0	0	0		0		0		0		
		負担水準0.1以上0.15未満		4	1	0	0		0		0		0		
		負担水準0.05以上0.1未満		4	2	0	0		0		0		0		
		負担水準0.05未満		4	3	0	0		0		0		0		
1	1	11	†	4	4	0	4, 804		1, 871, 595		34, 440, 438	1	, 271, 081		9, 79

地	方公	、共 🛚]体:	ュー	k	表都 7	番号 8
2	2	1	0	0	7	1	6

						(1)		(2)	(3)	(4)		(5)
		区 分	行	番	护	納税義務者数	ţ	地積	決 定 価 格	課 税 標 準 額	刍	É 数
			9				24	(m^2)			69	(筆) 80
		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの		5		5, 157		2, 045, 106	39, 453, 169			10, 383
		負担水準0.95以上1.0未満		6		46		11, 271	232, 370	77, 457		54
		負担水準0.9以上0.95未満		7		14		2,730	40, 643	13, 359		15
		負担水準0.85以上0.9未満	4	8	0	8		1, 203	13, 528	4, 193		8
合		負担水準0.8以上0.85未満	4	9	0	7		1, 168	12, 412	3, 623		7
		負担水準0.75以上0.8未満	5	0	0	9		2, 104	62, 921	17, 483		9
		負担水準0.7以上0.75未満	5	1	0	8		1, 937	29, 430	7, 559		8
		負担水準0.65以上0.7未満	5	2	0	4		915	11, 661	2,840		4
		負担水準0.6以上0.65未満	5	3	0	4		1, 258	21, 278	4, 781		4
		負担水準0.55以上0.6未満	5	4	0	2		454	17, 022	3, 623		2
	計	負担水準0.5以上0.55未満	5	5	0	2		194	6, 470	1, 213		4
	計	負担水準0.45以上0.5未満	5	6	0	1		167	1, 270	223		1
		負担水準0.4以上0.45未満	5	7	0	0		0	0	0		0
		負担水準0.35以上0.4未満	5	8	0	2		690	41, 217	6, 101		3
		負担水準0.3以上0.35未満		9		1		11	399	50		1
		負担水準0.25以上0.3未満	_	0		0		0	0	0		0
		負担水準0.2以上0.25未満	6	1	0	0		0	0	0		0
計		負担水準0.15以上0.2未満	6	2	0	0		0	0	0		0
		負担水準0.1以上0.15未満	_	3		0		0	0	0		0
		負担水準0.05以上0.1未満	6	4	0	0		0	0	0		0
		負担水準0.05未満		5		0		0	0	0		0
		計	6	6	0	5, 265		2, 069, 208	39, 943, 790	13, 068, 825		10, 503

2 家屋

地	方公	洪国	団体	コー	- ド	表看	昏号
2	2	1	0	0	7	2	1

第21表 納税義務者数に関する調

都道府県名	静岡県
市町村名	静岡市

						(1)	(2)	(3)
個人・法人の別	区 分	行	番	뭉	総数	(人)	法定免税点未満のもの(人)	法定免税点以上のもの(人)
個	Λ.	9	1	0	12	211, 819	7, 366	27 34 204, 453
法	\	0	2	0		8, 948	274	8, 674
計		0	3	0		220, 767	7, 640	213, 127

地	方公	:共区	団体	コー	- ド	表看	昏号
2	2	1	0	0	7	72	28

第22表 総 括 表

都 道 府 県 名 静岡県 — — — 市 町 村 名 静岡市

						(1)		(2)	(3)	
⊵	区 分	行	番	号	棟	数	床	面 積 (m ⁱ	· 決定	価 格 (千円)	単位当たり価格 (円)
木	総数	90	1	0	12 ア	236, 179	20 工	20, 789, 10	31 [*] 567	, 966, 254	27, 320
	法定免税点未満のもの	0	2	0	イ	10, 117	オ	430, 42	⁷	577, 237	1, 341
造	法定免税点以上のもの	0	3	0	ウ	226, 062	カ	20, 358, 68	ا ⁵ 567	, 389, 017	27, 870
木	総数	0	4	0	п	98, 510	ス	25, 471, 48	3 g 1, 173	, 847, 063	46, 085
造以	法定免税点未満のもの	0	5	0	サ	1, 265	セ	29, 88	2 F	221, 377	7, 408
外	法定免税点以上のもの	0	6	0	シ	97, 245	ソ	25, 441, 60	3 ["] 1, 173	, 625, 686	46, 130
	総数	0	7	0		334, 689		46, 260, 59	1,741	, 813, 317	37, 652
計	法定免税点未満のもの	0	8	0		11, 382		460, 30	7	798, 614	1, 735
	法定免税点以上のもの	0	9	0		323, 307		45, 800, 28	7 7 7 7 7 7 7 1 , 741	, 014, 703	38, 013
非態	果 税 家 屋	1	0	0		2,837		2, 098, 18			

(参考)

実際免税点の額 200,000 円

地;	方公	共E	団体	コー	- ド	表看	昏号
2	2	1	0	0	7	⁷ 2	3

第23表 所有者区分による家屋に関する調

	(1)		(2)	(3)	(4)		(5)	(6)				
					個人	が 月	有 ~	r 5	家 屋	法人が所す	すする家屋	
	区 分	行	番	号	棟 数	床面積(㎡)	決定価格	課税標準額	単位当たり価格	棟 数	床面積(㎡)	
木	総数	90	1	0	230, 347	20, 150, 529	³⁰ 549, 224, 380	⁴² 549, 221, 669	27, 256	5, 832	62 638, 577	
	法定免税点未満のもの	0	2	0	9, 949	421, 580	533, 115	533, 020	1, 265	168	8, 845	
造	法定免税点以上のもの	0	3	0	220, 398	19, 728, 949	548, 691, 265	548, 688, 649	27, 811	5, 664	629, 732	
木	総数	0	4	0	75, 889	12, 944, 801	547, 731, 669	547, 731, 555	42, 313	22, 621	12, 526, 687	
造以	法定免税点未満のもの	0	5	0	1, 113	24, 687	103, 365	103, 365	4, 187	152	5, 195	
外	法定免税点以上のもの	0	6	0	74, 776	12, 920, 114	547, 628, 304	547, 628, 190	42, 386	22, 469	12, 521, 492	
	総 数	0	7	0	306, 236	33, 095, 330	1, 096, 956, 049	1, 096, 953, 224	33, 145	28, 453	13, 165, 264	
計	法定免税点未満のもの	0	8	0	11, 062	446, 267	636, 480	636, 385	1, 426	320	14, 040	
	法 定 免 税 点 以 上 の も の	0	9	0	295, 174	32, 649, 063	1, 096, 319, 569	1, 096, 316, 839	33, 579	28, 133	13, 151, 224	
				→	(7)	(8)		(9)	(10)	(11)		
					法人が	所 有 す	る家屋		- 合		計	
	区 分	行	番	号	決定価格	課税標準額	単位当たり価格	棟 数	床面積(㎡)	決 定 価 格 (「FP)	課税標準額	単位当たり価格
木	総数	90	1	1	18, 741, 874	18, 677, 199	29, 349	³⁶ 236, 179	20, 789, 106	⁵⁴ 567, 966, 254	⁶⁶ 567, 898, 868	27, 320
	法定免税点未満のもの	0	2	1	44, 122	11,706	4, 988	10, 117	430, 425	577, 237	544, 726	1, 341
造	法定免税点以上のもの	0	3	1	18, 697, 752	18, 665, 493	29, 692	226, 062	20, 358, 681	567, 389, 017	567, 354, 142	27, 870
木	総数	0	4	1	626, 115, 394	619, 772, 836	49, 983	98, 510	25, 471, 488	1, 173, 847, 063	1, 167, 504, 391	46, 085
造以	法定免税点未満のもの	0	5	1	118, 012	13, 075	22, 716	1, 265	29, 882	221, 377	116, 440	7, 408
外	法定免税点以上のもの	0	6	1	625, 997, 382	619, 759, 761	49, 994	97, 245	25, 441, 606	1, 173, 625, 686	1, 167, 387, 951	46, 130
	総数	0	7	1	644, 857, 268	638, 450, 035	48, 982	334, 689	46, 260, 594	1, 741, 813, 317	1, 735, 403, 259	37, 652
計	法定免税点未満のもの	0	8	1	162, 134	24, 781	11, 548	11, 382	460, 307	798, 614	661, 166	1, 735
	法定免税点以上のもの	0	9	1	644, 695, 134	638, 425, 254	49, 022	323, 307	45, 800, 287	1, 741, 014, 703	¹ 1, 734, 742, 093	38, 013

地	方公	:共区	団体	コー	- ド	表看	昏号
12	2	1	0	0	7	7	4

第24表 木造家屋に関する調(その1)

都 道 府 県 名 静岡県 — — — 市 町 村 名 静岡市

_				-				(1)			(2)					(3)		
		⊵	<u> </u>	分					桐	Į.			3	数 I				
家屋	の 種	類	\		行番号		号	総	数	法未			点 の	法以	定上	免の	税も	点の
戸	建形	式	住	宅	90	1	0	12	186, 246	22		4,	351	32			181	, 895
集	合 形	式	住	宅	0	2	0		4, 144				4				4	, 140
併	住 宅	部	分	1	0	3	0		9, 849				398				9	, 451
住 上	その他の	り用し	の部	分 2	0	4	0		9, 849				398				9	, 451
宅	計(棟数 1の	に 数 値	つい 直を	ては 記入	0	5	0		9, 849				398				9	, 451
ホ ・	テル	•	旅	館	0	6	0		262				3					259
事	務所	•	店	舗	0	7	0		4, 014				163				3	8, 851
劇	場 •	折	苪	院	0	8	0		211				1					210
工	場 •	1	倉	庫	0	9	0		4, 696				992				3	3, 704
跻	寸 属	; i	家		1	0	0		26, 757			4,	205				22	2, 552
	合	1	H		1	1	0	ア	236, 179	1		10,	117	ウ			226	6, 062

地	表番号						
¹ 2	2	1	0	0	7	72	4

第24表 木造家屋に関する調(その2)

都 道 府 県 名 静岡県 ——————— 市 町 村 名 静岡市

						-	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)			
							床	面	積	決	定 価	格	単 位	当たり	価 格
		区	分		番	号	総数	法定免税点	法定免税点	√/\\ 45	法定免税点	法定免税点	(=)	(ホ)	(~)
家。	屋 の 種	類				-	松 毅	未満のもの	以上のもの	総額	未満のもの	以上のもの	(イ)	(口)	(/\)
	·> =	- //		$oxed{oxed}$			(m²) (1)	(m²) (口)	(m²) (ハ)	(千円) (二)	(千円) (ホ)	(千円) (へ)	(円)(ト)	(円) (チ)	(円) (リ)
戸	建形	式(主宅	90	1	1	¹² a 17, 542, 707	²³ 263, 264	³⁴ 17, 279, 443	⁴⁵ 506, 963, 747	⁵⁶ 320, 735	⁶⁷ 506, 643, 012	28, 899	1, 218	29, 321
集	合 形	式(主宅	0	2	1	b 902, 382	229	902, 153	31, 365, 269	641	31, 364, 628	34, 758	2, 799	34, 766
併	住宅	部(分 1	0	3	1	878, 931	20, 055	858, 876	13, 216, 307	32, 955	13, 183, 352	15, 037	1,643	15, 350
用住	その他の	の用の	部分 2	0	4	1	39, 432	0	39, 432	700, 006	0	700, 006	17, 752	0	17, 752
宅	(1 +	- 2)	計	0	5	1	c 918, 363	20, 055	898, 308	13, 916, 313	32, 955	13, 883, 358	15, 153	1, 643	15, 455
ホ	テル	• 方	を 館	0	6	1	d 31, 935	125	31, 810	421, 891	383	421, 508	13, 211	3, 064	13, 251
事	務 所	· /-	店 舗	0	7	1	e 302, 641	6, 939	295, 702	9, 039, 868	45, 379	8, 994, 489	29, 870	6, 540	30, 417
劇	場 •	病	院	0	8	1	f 37, 026	21	37, 005	1, 622, 539	18	1, 622, 521	43, 822	857	43, 846
エ	場 •	倉	庫	0	9	1	g 320, 406	40, 616	279, 790	1, 047, 001	37, 664	1, 009, 337	3, 268	927	3, 607
	附属	4	家	1	0	1	h 733, 646	99, 176	634, 470	3, 589, 626	139, 462	3, 450, 164	4, 893	1, 406	5, 438
	合	計		1	1	1	[±] 20, 789, 106	* 430, 425	²⁰ , 358, 681	[*] 567, 966, 254	⁷ 577, 237	567, 389, 017	27, 320	1, 341	27, 870

地	方公	:共区	団体	コー	- ド	表看	昏号
12	2	1	0	0	7	72	8 5

第25表 木造以外の家屋に関する調 (1)事務所、店舗

			>	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
区分					村			数	
	行	番	号	総	数数	法定免税点	未満のもの	法定免税点	以上のもの
構造別	1,1	тш	<i>,</i> ,	棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟 数	主たる用途 以外の棟数
鉄骨鉄筋コンクリート造	9 ()	1	0	221	19 52	0	33 0	221	47 53 52
鉄筋コンクリート造	0	2	0	1, 243	405	0	0	1, 243	405
鉄 骨 造	0	3	0	7, 462	1,936	3	0	7, 459	1, 936
軽 量 鉄 骨 造	0	4	0	1, 409	171	25	0	1, 384	171
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	0	52	2	1	0	51	2
そ の 他	0	6	0	8	0	0	0	8	0
計	0	7	0	10, 395	2, 566	29	0	10, 366	2, 566

			>	(7)	(8)	(9)		(10)	(11)	(12)			
				床	面	積		決	定 価	格	単 位	当たり	価 格
体 造 別	行	番	号	総 数 (㎡) (イ)	法定免税点 未満のもの (㎡) (口)	法定免税点以上のもの(㎡)(ハ)		総 額 (千円) (二)	法 定 免 税 点 未 満 の も の (千円)(ホ)	法定免税点 以上のもの (千円) (へ)	<u>(二)</u> (イ) (円) (ト)	<u>(ホ)</u> (ロ) (円) (チ)	<u>(へ)</u> (ハ) (円) (リ)
鉄骨鉄筋コンクリート造	9 ()	1	1	12 T 818, 862	23	818, 862	45	66, 705, 282	56	66, 705, 282	81, 461	0	81, 461
鉄筋コンクリート造	0	2	1	⁷ 756, 259	0	756, 259		41, 999, 564	0	41, 999, 564	55, 536	0	55, 536
鉄 骨 造	0	3	1	[†] 3, 486, 507	1, 674	3, 484, 833		216, 377, 671	105, 006	216, 272, 665	62, 061	62, 728	62, 061
軽 量 鉄 骨 造	0	4	1	140, 744	484	140, 260		5, 187, 256	3, 261	5, 183, 995	36, 856	6, 738	36, 960
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	1	オ 3, 209	12	3, 197		73, 457	132	73, 325	22, 891	11,000	22, 936
その他	0	6	1	^д 309	0	309		10, 565	0	10, 565	34, 191	0	34, 191
計	0	7	1	5, 205, 890	2, 170	5, 203, 720		330, 353, 795	108, 399	330, 245, 396	63, 458	49, 953	63, 463

地	方公	:共区	団体	コー	・ド	表看	番号
2	2	1	0	0	7	72	6

第26表 木造以外の家屋に関する調 (2)住宅用建物

都 道 府 県 名 静岡県 市 町 村 名 静岡市

					<u> </u>		(1)	(2)		(3)	(4)		(5)	(6)
	Þ	7 /\							棟			数		
	<u> </u>	区 分	 行	番	문		総	数		法定免税点	未満のもの	法	定免税点	以上のもの
構造別			1,1	ш	,,	棟	数	主たる用途 以外の棟数	全女	棟 数	主たる用意以外の棟数	<u>\$</u>	棟 数	主たる用途 以外の棟数
鉄骨鉄筋=	コンク	フリート造	9 0	1	0	12	1, 195	19 1	17	26 0	33	0 40	1, 195	47 53 17
鉄筋コン	/ ク:	リート造	0	2	0		9, 050	14	13	1		0	9, 049	143
鉄	骨	造	0	3	0		16, 122	63	33	4		0	16, 118	633
軽 量	鉄	骨 造	0	4	0		24, 687	2	25	42		0	24, 645	25
れ ん コンクリー	ノートラ	が 造 ブロック造	0	5	0		301		0	10		0	291	0
そ	の	他	0	6	0		61		0	1		0	60	0
	計		0	7	0		51, 416	81	18	58		0	51, 358	818

-			▶	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)			
				床	面	積	決	定 価	格	単 位	当 た り	価 格
区 分 構造別	行	番	号	総 数 (㎡) (イ)	法定免税点 未満のもの (㎡)(ロ)	法定免税点以上のもの(㎡)(ハ)	総 額 (千円) (二)	法定免税点 未満のもの (千円) (ホ)	法定免税点 以上のもの (千円)(へ)	<u>(二)</u> (イ) (円) (ト)	<u>(ホ)</u> (ロ) (円) (チ)	<u>(へ)</u> (ハ) (円) (リ)
鉄骨鉄筋コンクリート造	90	1	1	12 * 354, 146	23	354, 146	45	56	67 23, 364, 319			65, 974
鉄筋コンクリート造	0	2	1	4, 582, 461	22	4, 582, 439	307, 913, 587	171	307, 913, 416	67, 194	7, 773	67, 194
鉄 骨 造	0	3	1	3, 004, 037	621	3, 003, 416	125, 340, 752	494	125, 340, 258	41, 724	795	41, 733
軽 量 鉄 骨 造	0	4	1	3, 548, 362	845	3, 547, 517	138, 243, 749	4, 428	138, 239, 321	38, 960	5, 240	38, 968
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	1	⁺ 13, 192	151	13, 041	229, 224	1,021	228, 203	17, 376	6, 762	17, 499
その他	0	6	1	<i>≥</i> 648	7	641	17, 423	94	17, 329	26, 887	13, 429	27, 034
計	0	7	1	11, 502, 846	1, 646	11, 501, 200	595, 109, 054	6, 208	595, 102, 846	51, 736	3, 772	51, 743

地	方公	:共区	引体	コー	- ド	表看	昏号
¹ 2	2	1	0	0	7	72	78

第27表 木造以外の家屋に関する調 (3)病院、ホテル

都 道 府 県 名 静岡県 市 町 村 名 静岡市

			•	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
					村			数	
区分	 行	番	号	総	数	法定免税点	未満のもの	法定免税点	以上のもの
構造別	11	тш	,,	棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟数	主たる用途 以外の棟数	棟数	主たる用途 以外の棟数
鉄骨鉄筋コンクリート造	9 ()	1	0	12 27	19	26	33 0	40 27	47 53 1
鉄筋コンクリート造	0	2	0	230	39	0	0	230	39
鉄 骨 造	0	3	0	436	69	0	0	436	69
軽 量 鉄 骨 造	0	4	0	29	6	1	0	28	6
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	0	4	0	0	0	4	0
そ の 他	0	6	0	0	0	0	0	0	0
計	0	7	0	726	115	1	0	725	115

		→		(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)			
				床	面	積	決	定 価	格	単 位	当たり	価 格
構造別	行	番	号	総数	法定免税点未満のもの	以上のもの	総額	未満のもの	法定免税点以上のもの	(=) (1)	<u>(</u>) (口)	<u>(^)</u> (/)
				(m²) (1)	(m²) (ロ)	(m²) (ハ)	(千円) (二)	(千円) (ホ)	(千円) (へ)	(円) (ト)	(円) (チ)	(円) (リ)
鉄骨鉄筋コンクリート造	9 ()	1	1	105, 182	0	105, 182	⁴⁵ 7, 770, 510	56 0	67 7, 770, 510	73, 877	0	73, 877
鉄筋コンクリート造	0	2	1	287, 472	0	287, 472	23, 154, 579	0	23, 154, 579	80, 546	0	80, 546
鉄 骨 造	0	3	1	⁺ 295, 100	0	295, 100	25, 592, 936	0	25, 592, 936	86, 726	0	86, 726
軽 量 鉄 骨 造	0	4	1	5,001	32	4, 969	244, 433	194	244, 239	48, 877	6, 063	49, 153
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	1	z 69	0	69	1,057	0	1, 057	15, 319	0	15, 319
その他	0	6	1	[*] 0	0	0	(0	0	0	0	0
計	0	7	1	692, 824	32	692, 792	56, 763, 515	194	56, 763, 321	81, 931	6, 063	81, 934

地	方公	:共区	団体	コー	・ド	表看	番号
2	2	1	0	0	7	2	8

第28表 木造以外の家屋に関する調 (4)工場、倉庫

		-	•	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
					村			数	
区分	一行	番	号	総	数	法定免税点	未満のもの	法定免税点	以上のもの
構造別	11	Œ	7	棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟数	主たる用途 以外の棟数	棟数	主たる用途 以外の棟数
鉄骨鉄筋コンクリート造	9 0	1	0	120	19 0	0	33 0	120	47 53 O
鉄筋コンクリート造	0	2	0	706	11	14	0	692	11
鉄 骨 造	0	3	0	11, 448	252	20	0	11, 428	252
軽 量 鉄 骨 造	0	4	0	2, 112	9	73	0	2, 039	9
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	0	315	0	32	0	283	0
その他	0	6	0	0	0	0	0	0	0
計	0	7	0	14, 701	272	139	0	14, 562	272

		→		(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)			
				床	面	積	決	定 価	格	単 位	当たり	価 格
区 分 構造別	行	番	号	総数	法定免税点未満のもの	以上のもの	700 0月	法定免税点未満のもの	以上のもの	(=) (1)	<u>(</u> 本)	<u>(\(\)</u> (\(\)
				(㎡) (イ)	(m²) (□)	(m²) (ハ)	(千円) (二)	(千円) (ホ)	(千円) (へ)	(円) (ト)	(円) (チ)	(円) (リ)
鉄骨鉄筋コンクリート造	9 ()	1	1	174, 007	0	174, 007	6, 737, 499	0	6, 737, 499	38, 720	0	38, 720
鉄筋コンクリート造	0	2	1	605, 800	398	605, 402	19, 171, 961	1, 465	19, 170, 496	31, 647	3, 681	31, 666
鉄 骨 造	0	3	1	5, 514, 188	626	5, 513, 562	129, 225, 793	2, 562	129, 223, 231	23, 435	4, 093	23, 437
軽 量 鉄 骨 造	0	4	1	227, 261	2, 404	224, 857	1, 787, 095	8, 979	1, 778, 116	7, 864	3, 735	7, 908
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	1	13, 615	891	12, 724	91, 505	2, 996	88, 509	6, 721	3, 363	6, 956
その他	0	6	1	т О	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	7	1	6, 534, 871	4, 319	6, 530, 552	157, 013, 853	16, 002	156, 997, 851	24, 027	3, 705	24, 041

地	方公	:共区	団体	コー	- ド	表看	昏号
2	2	1	0	0	7	72	8 9

第29表 木造以外の家屋に関する調 (5)その他

				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
					柜	į	ž	数	• •
区分	行	番	무	総	数	法定免税点	未満のもの	法定免税点	以上のもの
構造別	11	ш	,,	棟数	主たる用途 以外の棟数	棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟数	主たる用途 以外の棟数
鉄骨鉄筋コンクリート造	90	1	0	12 21	19 7	26 0	33 0	40 21	47 53 7
鉄筋コンクリート造	0	2	0	2, 913	39	27	0	2, 886	39
鉄 骨 造	0	3	0	5, 916	574	42	0	5, 874	574
軽 量 鉄 骨 造	0	4	0	10, 105	46	873	0	9, 232	46
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	0	2,070	0	92	0	1, 978	0
そ の 他	0	6	0	247	0	4	0	243	0
計	0	7	0	21, 272	666	1,038	0	20, 234	666

				(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)			
				床	面	積	決	定 価	格	単 位	当たり	価 格
体 造 別	行	番	号	総 数 (㎡) (イ)	法定免税点 未満のもの (㎡) (ロ)	法定免税点以上のもの(㎡)(ハ)	総 額 (千円)(二)	法定免税点表のもの(千円)(ホ)	法定免税点 以上のもの (千円)(へ)	<u>(二)</u> (イ) (円) (ト)	<u>(ホ)</u> (ロ) (円) (チ)	<u>(へ)</u> (ハ) (円) (リ)
鉄骨鉄筋コンクリート造	9 ()	1	1	12 ¬ 45, 118	23	³⁴ 45, 118		56	2, 684, 875			59, 508
鉄筋コンクリート造	0	2	1	124, 024	366	123, 658	4, 271, 184	3, 031	4, 268, 153	34, 438	8, 281	34, 516
鉄 骨 造	0	3	1	866, 731	1, 227	865, 504	24, 637, 390	5, 434	24, 631, 956	28, 426	4, 429	28, 460
軽 量 鉄 骨 造	0	4	1	[×] 463, 351	18, 983	444, 368	2, 628, 915	75, 327	2, 553, 588	5, 674	3, 968	5, 747
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	1	33, 865	1,074	32, 791	329, 015	6, 334	322, 681	9, 715	5, 898	9, 841
そ の 他	0	6	1	⁷ 1,968	65	1,903	55, 467	448	55, 019	28, 184	6, 892	28, 912
### ###	0	7	1	1, 535, 057	21, 715	1, 513, 342	34, 606, 846	90, 574	34, 516, 272	22, 544	4, 171	22, 808

地	方公	:共区	団体	コー	- ド	表看	昏号
2	2	1	0	0	7	73	8

計

0 7 1

25, 471, 488

29, 882

第30表 木造以外の家屋に関する調(6)合計

 都 道 府 県 名
 静岡県

 市 町 村 名
 静岡市

		→	•	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(e)			
	<u> </u>			(1)				(3) 数	(6)			
区分		_		総	数		未満のもの	法定免税点	以上のもの			
構造別	行	番	号	棟数	主たる用途 以外の棟数	棟数	主たる用途以外の棟数	棟 数	主たる用途 以外の棟数			
鉄骨鉄筋コンクリート造	90	1	0	1, 584	19 77	26	33 0	1, 584	47 53 77			
鉄筋コンクリート造	0	2	0	14, 142	637	42	0	14, 100	637			
鉄 骨 造	0	3	0	41, 384	3, 464	69	0	41, 315	3, 464			
軽 量 鉄 骨 造	0	4	0	38, 342	257	1, 014	0	37, 328	257			
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	0	2, 742	2	135	0	2, 607	2			
そ の 他	0	6	0	316	0	5	0	311	0			
計	0	7	0	98, 510	4, 437	⁺ 1, 265	0	97, 245	4, 437			
		—	•	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	-		
		-	•	(7) 床	(8) 面	(9) 積	(10) 決	(11) 定 価	(12) 格	単位	当たり	価格
区 分 構造別	行	番	号	床 総 数	面 法定免税点 未満のもの	積 法定免税点 以上のもの	決 総 額	定 価 法定免税点 未満のもの	格 法定免税点 以上のもの	(=) (1)	<u>(</u> 本) (ロ)	<u>(^)</u>
構造別	行	番	号 号	床 総 数 (㎡) (イ)	面 法定免税点 未満のもの (㎡)(ロ)	積 法 定 免 税 点 以 上 の も の (㎡) (ハ)	決 総 額 (千円) (二)	定 価 法定免税点 未満のもの (千円)(ホホ)	格 法 定 免 税 点 以 上 の も の (千円)(へ)	(二)	(ホ)	(^)
	行 ⁹ 0		号 1	床 総 数	面 法定免税点 未満のもの (㎡)(ロ)	積 法定免税点 以上のもの	決 総 額 (千円)(二)	定 価 法定免税点 未満のもの	格 法定免税点 以上のもの (千円)(へ)	(=) (1)	<u>(</u> ホ) (ロ) (円) (チ)	<u>(^)</u>
構造別	9	1		床 総 数 (㎡) (イ)	面 法定免税点 未満のもの (㎡)(ロ)	積 法定免税点 以上のもの (㎡) (ハ)	決 総 額 (千円)(二)	定 法定免税点 未満のもの (千円)(ホ)	格 法定免税点以上のもの(千円)(へ)	<u>(二)</u> (イ) (円) (ト)		<u>(へ)</u> (ハ) (円) (リ)
構造別鉄骨鉄筋コンクリート造	90	1 2	1	床 総数 (㎡) (イ) 12 1,497,315	面 法定免税点 未満のもの (㎡)(ロ) 23 0 786	積 法定免税点以上のもの (㎡) (ハ) 34 1,497,315 6,355,230	決 総額 (千円)(二) ⁴⁵ 107, 262, 485 396, 510, 875	定 法定免税点 未満のもの (千円)(ホ)	格 法定免税点以上のもの (千円)(へ) 67 107, 262, 485 396, 506, 208	(二) (イ) (円) (ト) 71,637 62,384	(ホ) (ロ) (円) (チ) 0 5,938	(へ) (ハ) (円) (リ) 71,637
構造別 鉄骨鉄筋コンクリート造 鉄筋コンクリート造	90	1 2 3	1	床 総数 (㎡)(イ) 12 1,497,315 6,356,016	面 法定免税点 未満のもの (㎡)(ロ) 23 0 786 4,148	積 法定免税点以上のもの (㎡)(ハ) 34 1,497,315 6,355,230 13,162,415	決 総額 (千円)(二) ⁴⁵ 107, 262, 485 396, 510, 875	定 法定免税点 未満のもの (千円)(ポ) 56 0 4,667	格 法定免税点以上のもの (千円)(へ) ⁶⁷ 107, 262, 485 396, 506, 208 521, 061, 046	(二) (イ) (円) (ト) 71,637 62,384 39,583	(ホ) (ロ) (円) (チ) 0 5,938 27,362	(へ) (ハ) (円) (リ) 71, 637 62, 391
構造別 鉄骨鉄筋コンクリート造 鉄筋コンクリート造 鉄 骨 造	90	1 2 3	1	床 総数 (㎡)(イ) 12 1,497,315 6,356,016 13,166,563	面 法定免税点 未満のもの (㎡)(ロ) 23 0 786 4,148 22,748	積 法定免税点以上のもの(㎡)(ハ) 34 1,497,315 6,355,230 13,162,415 4,361,971	決 総額 (千円) (二) ⁴⁵ 107, 262, 485 396, 510, 875 521, 174, 542 ^a 148, 091, 448	定 価 法定免税点 未満のもの (千円)(ホ) 56 0 4,667 113,496 92,189	格 法定免税点以上のもの (千円)(へ) ⁶⁷ 107, 262, 485 396, 506, 208 521, 061, 046 147, 999, 259	(二) (イ) (円) (ト) 71,637 62,384 39,583 33,774	(ホ) (ロ) (円) (チ) 0 5,938 27,362 4,053	(へ) (ハ) (円) (リ) 71,637 62,391 39,587

25, 441, 606 1, 173, 847, 063

221, 377 1, 173, 625, 686

46, 085

7,408

46, 130

地	方公	洪区	団体	コー	・ド	表看	昏号
2	2	1	0	0	7	73	8 1

第31表 新増分家屋に関する調 (1)木造家屋

					(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)		
	区分				棟	数	床 正	積	再建築費	事 評 点 数	決定	価 格	単位当たり 再建築費評点数	単位当たり価格
家屋	産の種類	行	番	号	総数	うち増築分	総 数 (㎡) (イ)	うち増築分	総 点 数 (千点)(ロ)	うち増築分	総 額 (千円)(ハ)	うち増築分	<u>(ロ)</u> (イ) (点)	<u>(ハ)</u> (イ) (円)
	戸建形式住宅	90	1	0	1, 701	18 31	²⁴ a 179, 313	879	⁴¹ 20, 481, 958	94, 185	⁶⁰ 16, 221, 709	⁷⁰ 74, 594	114, 225	90, 466
新	集合形式住宅	0	2	0	53	1	^b 16, 967	95	1, 839, 602	9, 158	1, 456, 965	7, 252	108, 422	85, 871
721	併 用 住 宅	0	3	0	16	0	^c 2, 169	0	223, 814	0	177, 261	0	103, 188	81, 725
増	ホテル・旅館	0	4	0	1	0	^d 151	0	14, 757	0	11, 687	0	97, 728	77, 397
旧相	事 務 所 ・ 店 舗	0	5	0	66	3	e 8, 383	85	714, 632	7, 388	565, 988	5, 851	85, 248	67, 516
	劇場・病院	0	6	0	5	0	1, 245	0	115, 923	0	91, 811	0	93, 111	73, 744
分	工場・倉庫	0	7	0	3	0	^g 596	0	52, 871	0	41, 873	0	88, 710	70, 257
	附 属 家	0	8	0	46	0	1,370	0	109, 756	0	86, 676	0	80, 114	63, 267
	合 計	0	9	0	i 1,891	k 35	210, 194	1,059	23, 553, 313	110, 731	18, 653, 970	9 87, 697	112, 055	88, 746

地	方公	:共区	団体	コー	- ド	表都	昏号
2	2	1	0	0	7	⁷ 3	2

第32表 新増分家屋に関する調 (2)木造以外の家屋(その1)

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)		
		区 分		_		棟	数	床	積 積	再建築	費 評 点 数	決定	価 格	単位当たり 再建築費評点数	単位当たり価格
家屋の	種類	構造別	行	番	号	総数	うち増築分	(111) (1)	うち増築分	(1 //// (-)	うち増築分		うち増築分	(<u>口)</u> (イ) (点)	<u>(ハ)</u> (円)
	事	鉄骨鉄筋コンクリート造	g	1	0	0	18 0	24 7 0	33 0	41 0	51 0	0	70 79 ₀	0	0
	務	鉄筋コンクリート造	0	2	0	1	1	ر 125	125	24, 476	24, 476	26, 592	26, 592	195, 808	212, 736
	所	鉄 骨 造	0	3	0	37	3	[†] 18, 761	2, 044	1, 775, 340	206, 719	1, 916, 317	222, 885	94, 629	102, 144
	וללו	軽 量 鉄 骨 造	0	4	0	18	1	[±] 6, 508	9	415, 468	1, 557	444, 969	1, 667	63, 840	68, 373
新	· 店	れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	0	0	0	7 0	0	0	0	0	0	0	0
7121		その他	0	6	0	0	0	^力 0	0	0	0	0	0	0	0
	舗	計	0	7	0	56	5	25, 394	2, 178	2, 215, 284	232, 752	2, 387, 878	251, 144	87, 237	94, 033
	戸	鉄骨鉄筋コンクリート造	0	8	0	0	0	+ 0	0	0	0	0	0	0	0
	建	鉄筋コンクリート造	0	9	0	23	0	² , 584	0	289, 364	0	254, 639	0	111, 983	98, 545
	~	鉄 骨 造	1	0	0	11	1	ر 1, 749	15	200, 032	1,064	176, 028	936	114, 369	100, 645
増	形	軽 量 鉄 骨 造	1	1	0	249	0	28, 256	0	3, 202, 849	0	2, 818, 507	0	113, 351	99, 749
	式	れ ん が 造 コンクリートブロック造	1	2	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0
	住	その他	1	3	0	0	0	^ک 0	0	0	0	0	0	0	0
	宅	計	1	4	0	283	1	32, 589	15	3, 692, 245	1,064	3, 249, 174	936	113, 297	99, 702
	集	鉄骨鉄筋コンクリート造	1	5	0	0	l "I		0	0	0	0	0	0	0
分	合	鉄筋コンクリート造	1	6	0	42	0	^t 53, 072	0	7, 408, 730	0	6, 519, 682	0	139, 598	122, 846
		鉄 骨 造	1	7	0	32	0	^y 22, 575	0	2, 506, 128	0	2, 205, 392	0	111, 013	97, 692
	形业	軽 量 鉄 骨 造	1	8	0	23	0	⁹ 9, 175	0	977, 609	0	860, 295	0	106, 551	93, 765
	式住	れ ん が 造 コンクリートブロック造	1	9	0	0	Ů		0	0	0	0	0	0	0
	l	その他	2	0	0	0	0	ッ 0	0	0	0	0	0	0	0
	宅	計	2	1	0	97	0	84, 822	0	10, 892, 467	0	9, 585, 369	0	128, 416	113, 006

地	方公	:共区	団体	コー	- ド	表看	昏号
2	2	1	0	0	7	⁷ 3	2

第32表 新増分家屋に関する調 (2)木造以外の家屋(その2)

		——				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)		
	$\overline{}$	✓ 区分				棟	数	床	面 積	再建築費	費 評 点 数	決 定	価格	単位当たり	単位当たり価格
家屋の	種類		行	番	号	総数	うち増築分		うち増築分		うち増築分	総 額 (千円) (ハ)	うち増築分	再建築費評点数 (<u>口)</u> (イ)	<u>(ハ)</u> (円)
	病	鉄骨鉄筋コンクリート造	⁹ 2	2	0	12 0	18 0	24 テ 0	33 0	41 0	51 0		70 79 ₀		0
	院	鉄筋コンクリート造	2	3	0	0	0	٠ 0	0	0	0	0	0	0	0
	-	鉄 骨 造	2	4	0	2	0	⁺ 1,797	0	220, 128	0	237, 297	0	122, 497	132, 052
	•	軽 量 鉄 骨 造	2	5	0	0	0	= 0	0	0	0	0	0	0	0
新	ホテ	れ ん が 造 コンクリートブロック造	2	6	0	0	0	3 0	0	0	0	0	0	0	0
利		その他	2	7	0	0	0	ネ 0	0	0	0	0	0	0	0
	ル	計	2	8	0	2	0	1, 797	0	220, 128	0	237, 297	0	122, 497	132, 052
	Т.	鉄骨鉄筋コンクリート造	2	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		鉄筋コンクリート造	3	0	0	3	0	^ 46, 703	0	3, 983, 970	0	4, 304, 360	0	85, 304	92, 165
	場	鉄 骨 造	3	1	0	28	3	74, 996	791	4, 294, 482	45, 995	4, 615, 751	49, 435	57, 263	61, 547
増		軽 量 鉄 骨 造	3	2	0	11	1	3, 463	229	114, 159	10, 389	120, 964	10, 920	32, 965	34, 930
	倉	れ ん が 造 コンクリートブロック造	3	3	0	0	0	^ 0	0	0	0	0	0	0	0
	庫	その他	3	4	0	0	0	[†] 0	0	0	0	0	0	0	0
	严	計	3	5	0	42	4	125, 162	1, 020	8, 392, 611	56, 384	9, 041, 075	60, 355	67, 054	72, 235
		鉄骨鉄筋コンクリート造	3	6	0	0	0	۵ (0	0	0	0	0	0	0
分	そ	鉄筋コンクリート造	3	7	0	4	0	³ 408	0	256, 332	0	276, 946	0	628, 265	678, 789
		鉄 骨 造	3	8	0	15	0	1,023	0	123, 811	0	133, 072	0	121, 027	130, 080
	の	軽 量 鉄 骨 造	3	9	0	119	3	3, 409	68	101, 825	2, 639	106, 833	2, 774	29, 869	31, 339
		れ ん が 造 コンクリートブロック造	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	他	その他	4	1	0	7	7	⁵ 37	37	2,034	2,034	2, 137	2, 137	54, 973	57, 757
		計	4	2	0	145	10	4, 877	105	484, 002	4, 673	518, 988	4, 911	99, 242	106, 415
		合 計	4	3	0	e 625	g 20	^y 274, 641	3, 318	25, 896, 737	294, 873	²⁵ , 019, 781	¹² 317, 346	94, 293	91, 100

地	地方公共団体コード						表番号		
1 2	2	1	0	0	7	3	3		

第33表 減少分家屋に関する調 (1)木造家屋

		(1)	(2)	(3)	
区分	行番号	棟数	床面積	決 定 価 格	単位当たり価格
家屋の種類	行番号	総数	総 数 (m²) (イ)	総 額 (千円) (ロ)	<u>(ロ)</u> (イ) (円)
戸 建 形 式 住 宅	9 1 0	2, 179	145, 029	1, 905, 800	13, 141
集合形式住宅	0 2 0	38 74	45 10, 360	54 63 147, 955	14, 281
併 用 住 宅	0 3 0	12 219	19 17, 465	149, 596	8, 565
ホテル・旅館	0 4 0	38	45 484	54 63 4, 882	10, 087
事 務 所 · 店 舗	0 5 0	12 57	3, 592	78, 451	21, 840
劇 場 ・ 病 院	0 6 0	38	45 0	54 63 O	0
工場・倉庫	0 7 0	70	5, 175	8, 164	1, 578
附 属 家	0 8 0	38 461	45 11, 411		3, 186
合 計	0 9 0	3, 063	193, 516	28 37 2, 331, 205	12, 047

地	地方公共団体コード					表番号	
2	2	1	0	0	7	73	8 4

第34表 減少分家屋に関する調 (2)木造以外の家屋

		(1)	(2)	(3)	
K ?	行番号	棟数	床 面 積	決 定 価 格	単位当たり価格
家屋の種類	11 留 万	総数	総 数 (㎡) (イ)	総 額 (千円) (ロ)	(ロ) (イ) (円)
事 務 所 ・ 店 舗	⁹ 0 1 0	134	¹⁹ 38, 529	1, 314, 711	34, 123
住 宅 用 建 物	0 2 0	38 347	⁴⁵ 55, 093	1, 380, 941	25, 066
病院・ホテル	0 3 0	7	2, 209	75, 490	34, 174
工場・倉庫	0 4 0	38 165	45 40, 742	⁵⁴ 255, 243	6, 265
その他	0 5 0	12 269	19 10, 739	101, 675	9, 468
合 計	0 6 0	922	45 147, 312	54 63 3, 128, 060	21, 234

地	方公	:共區	団体	コー	- ド	表看	番号
2	2	1	0	0	7	3	8 5

第35表 課税標準額等に関する調 (その1)

 都 道 府 県 名
 静岡県

 市 町 村 名
 静岡市

		→					(1) (2) (3)
							課 税 標 準_(A)
		区	特例率	1	- 来	. 早	法定免税点以上のもの の特例率(B)
		<u> </u>	付別学	1 J	田	- 15	(わがまち特例)
				١			(千円) (A) (B)
		決 定 価 格 (A)		0	1	0	12 7 1, 741, 014, 703
課		第9項(日本放送協会)	1/2	0	2	0	23 643, 827 33
	法	第10項(日本原子力研究開発機構)	1/3	_		0	
税	に答		2/3			0	
"		第 11 項 (登録有形文化財等)	$\frac{1/2}{1/3}$			0	
標	三	第 15 項 (宇宙航空研究開発機構)	$\frac{1/3}{2/3}$			0	
175			1/3			0	
244-	よ四	第16項(海洋研究開発機構)	2/3		: 9		12 0
準	+	第17項(水資源機構)	1/2	1	0	0	23 0 33
	儿		3/4	1		0	
の	る条	第18項(特定地方交通線)	1/4	_		0	23 0 33
	0 //	第20項(科子技術振興機構)	1/2	1	-	0	
特	の	第22項(新関西国際空港株式会社)	1/2	1	4		23 0 33
'		第23項(信用協同組合等) 第25項(中部国際空港)	$\frac{3/5}{1/2}$			0	12 2, 338, 576 23 0 33
例	も三	第27項(家庭的保育事業)	-	1	-	_	12 0 1 3
1911	D	第28項(居宅訪問型保育事業)	_	_	<u> </u>	0	
	0)	第29項(事業所內保育事業)	-	1	<u> </u>	•	12 0 1 3
に	の規	第30項(認定生活困窮者就労訓練事業)	1/2	2	0	0	23 () 33
	/90	第32項(量子科学技術研究開発機構)	1/3	2	1	0	12 0
よ	定		2/3		2		
		第33項(世界遺産)	1/3			0	
l n	法	第1項(総合効率化に資する倉庫等)	1/2		4		23 282, 586 33
1"	附	第9項(並行在来線の譲受資産)	1/2			0	0
l.,	則	第13項 (PFIによる公共施設等の整備等) (都市利便施設(都市再生緊急整備地域))	1/2	2		0	23 0 33 1 12 0 3 5
減	第	第14項 (特定都市再生緊急整備地域))	_		8		23 0 33 1 2
	_	第15項(都市鉄道施設)	2/3		9		12 0
額	五.		1/2			0	23 () 33
	条	第16項(外貿埠頭公社の民営化に係る承継特例)	3/5		1	0	12 0
に	の	第17項(鉄道事業再構築事業)	1/4			0	23 0 33
1,0	規	第19項(公益法人の所有する能楽堂)	1/2	3	3	0	12 0
	定	第20項 (国際戦略港湾等の荷さばき施設等 (国際戦略港湾))	1/2		•	0	23 () 33
な	に	(特定国際拠点港湾))	2/3			0	
	ょ	第22項 (津波防災地域づくり法の指定避難施設)	_			0	23 0 33 2 3
る	る	(津波防災地域つくり法の協定避難施設)	- 2/2			0	
	4	第24項(駅のバリアフリー化施設) 第27項(特定貨物取扱埠頭の港湾施設)	$\frac{2}{3}$		-	0	
額	0	第37項 (滞在快適性等向上施設)	Z/3 -	_		0	
中尺	_ ~/	20.0.2 7曲 下区隔 [1.4] 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14	L	<u>4</u>			0 00 1

^{※「}課税標準の特例率(わがまち特例)(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。 したがって、(1)が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地	方公	洪国	団体	コー	- F	表看	番号
2	2	1	0	0	7	3	6

第36表 課税標準額等に関する調 (その2)

 都道府県名
 静岡県

 市町村名
 静岡市

										
_		→						(1)	(2)	(3)
					Т			1	課税標	
									の特例	
		区	分	特例率	行	釆	무	法定免税点以上のもの		
		<u> </u>	23	10 103 77] ,,	ш	,,		(わがま	とち特例)
					١.			(千円)	(A)	(B)
課	法附則第一五条の二	第2項	(TR北海道・四国に係る特例)※法附則第15条の3の適用のないも	\mathcal{D} 1/2	90	1	0	12 ()		
10木		第1項	(旅客会社等に係る承継特例)	3/5		2			_	
	法附則第一五条の三	77 1 -70	(//)※法附則第15条の2第2項の適用のあるもの	3/10		3				
e)/	昭四七年附則第八条	第3項	(地下道等)	1/2		4		23 () 33		
税	昭六一年附則第三条	第10項		1/4		5				
	平成三年附則第八条	第3項	(都市基盤整備公団)	1/3		6				
	- 从	第3項	(都市基盤整備公団)	1/3		7	_			
標				1/3		8		23 () 33		
		第5項	(農業・生物系特定産業技術研究機構)	1/6		9				
	平成七年附則第六条	"	(日本電気計器検定所)	1/6	_	0		23 0 33		
進	一 从 L 一 的 刻 另 八 未		(日本消防検定協会)	1/6		1				
1 '		"	(小型船舶檢查機構)	1/6		2		23 () 33		
1		"	(軽自動車検査協会)	1/6		3				
の		第5項	(都市基盤整備公団)	1/0		4				
Ι ້	平成十年附則第六条	第9項	(指定法人等の大規模外貿埠頭)	1/2		5		12 0		
	平成十三年附則第八条	第8項	(高圧ガス保安協会)	1/6		6		23 0 33		
Adt.	- 展 中 的 奶 另 八 来	第9項	(日本電気計器検定所)	1/3		7				
特		77 3 - 7	(日本消防検定協会)	1/3		8		23 () 33		
	平成十五年附則第十一条	- "	(小型船舶検査機構)	1/3		9				
Part 1	T M T M M M T M		(軽自動車検査協会)	1/3		0				
例		第11項		1/3		1		12 ()		
		第9項	(社会保険診療報酬支払基金)	1/6		2				
	平成十七年附則第七条	第10項		1/6		3				
に	平成十九年附則第六条	第2項	(高圧ガス保安協会)	1/2		4				
	1 794 1 1 2 1 10 20 20 1 1 20	第4項	(日本電気計器検定所)	1/2		5		-	_	
		11	(日本消防検定協会)	1/2		6				
よ	平成二十年附則第十条	"	(小型船舶検査機構)	1/2		7				
		"	(軽自動車検査協会)	1/2	2	8	0	23 0 33		
		第19項		1/2		9				
n	平成二十二年附則第十一条	第20項	(PFI一般廃棄物処理施設)	1/2	3	0	0	23 () 33		
_		第6項	(社会保険診療報酬支払基金)	1/3	3	1	0	12 ()		
	平成二十三年附則第七条	第7項	(自動車安全運転センター)	1/3	3	2	0	23 () 33		
減		第8項	(郵便貯金・簡易生命保険管理機構)	1/2	3	3	0	12 0		
1000		第25項	(スーパー中枢港湾)	1/2	3	4	0	23 () 33		
	平成二十六年附則第十二条	第7項	(スーパー中枢港湾)	1/2	3	5	0	12 ()		
額		第8項	(指定会社等の特定用途港湾施設)	1/2	3	6	0	23 () 33		
)	平成二十八年附則第十八条	第17項	(東日本大震災により滅失又は損壊した特定地方交通線の代替家)	屋) 1/4	3	7	0	12 ()		
		第7項	(総合効率化に資する倉庫等)	1/2	3	8	0	12 2, 615, 609		
],_		第11項		1/2		9		23 0 33		
に	令和二年附則第十四条	71.	(国際戦略港湾等の荷さばき施設等(国際戦略港湾))	1/2		0		12 ()		
		第13項	(特定国際拠点港湾))	2/3	_	1	-	23 0 33		
Ι.		第17項		-		2			4	5
な	令和三年附則第十二条	第5項		2/3		3				
	令和三年附則第十三条	カッタ	(新型コロナ先端設備等)	2/3		4			0	0
		第4項	(心身障害者多数雇用事業所)	5/6	_			23 0 33	0	+ "
る	令和五年附則第十六条					5		_	1	9
	令和六年附則第二十条	第6項			_	6	-		1	J
			計 (B)			7		6, 272, 610 33		
額			課 税 標 準 額 (A)-(B)		4	8	0	1, 734, 742, 093		
	1					: :		, , ==,		

^{※「}課税標準の特例率(わがまち特例)(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、(1)が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地	方公	:共区	団体	コー	- ド	表看	番号
2	2	1	0	0	7	3	8 7

第37表 軽減税額等に関する調(その1)

都 道 府 県 名 静岡県 市 町 村 名 静岡市

									(1)		(2)	(3)	(4)	(5)
注 第 352 条 の 3 第 1項 無疑等性診室等 1/2 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0										総	***************************************	数	減	頁 (A)
接 第 352 条 の 3 第 1項 實與等代替家屋等 1/2 の 1 0 1 0 2 0 1 3 0 0 0 0 0 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1		ᅜ		^		乍	亚	口.					割台	(B)
接 閉 352 条 の 3 第1項 需要任宅		兦		カ	割合	11	甾	75	個 数	F	末 面 積	軽 減 税 額	(わがま	ち特例)
接附則第15条の8 第1項 新築住宅 中高層耐火建築物) 1/2 0 2 0 4,291 376,230 225,120 25 1 1 1 1 2 1 1 2 1 2 0 4 0 4,291 376,230 225,120 3 1 1 1 2 1 2 1 2 1 3 1 3 1 1 2 1 1 2 1 1 2 1 1 3 1 3											(m²)	(千円)		
接所則第15条の7 第2項 新築住宅 (中高層耐火建築物) 1/2 0 3 0 4.984 241.382 179.275 第1項 新築住宅 (中高層耐火建築物) 1/2 0 5 0 5.404 566.149 340.870 第2項 認定長期優良住宅 (中高層耐火建築物) 1/2 0 5 0 266 23.134 17.245 第1項 市街地再開発事業 第1項 市台地再開発事業 第1項 市台地再開発事業 第1項 市台地再開発事業 第1項 市台地再開発事業 第2項 サービス付き高齢者向け住宅 191 2 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	法第352条の3	第1項	震災等代替家屋等		1/2	9()	1	0	12	() 21	0	31 ()	40	42 44
法 所 則 第 15 条 の 7	注明年15名のC	第1項	新築住宅		1/2	0	2	0	4, 29	1	376, 230	225, 120		
接所則第15条の8 第2項 認定長期優良住宅(中高層耐水建築物)	佐門則第10年の0	第2項	新築住宅(中高層耐	火建築物)	1/2	0	3	0	4, 98	4	241, 382	179, 275		
第2項 部正長助慢良任宅(午高層耐火棒率砂) 1/2 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	ナ 『4 EI 笠 1 E 冬 の 7	第1項	認定長期優良住宅		1/2	0	4	0	5, 40	4	566, 149	340, 870		
第1項 市街地再開発事業 第1項 市街地再開発事業 第2種 住宅以外 1/4 0 7 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	佐門則第10年の1	第2項	認定長期優良住宅(中高層耐火建築物)	1/2	0	5	0	28	6	23, 134	17, 245		
第1項 市街地再開発事業 第1項 市街地再開発事業 第2種 住宅 (居住部分) 2/3 0 9 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0				第1種 住宅(居住部分)	2/3	0	6	0		0	0	0		
議附則第15条の8 第2項 サービス付き高齢者向け住宅				第1種 住宅(非居住部分)	1/4	0	7	0		0	0	0		
接附則第15条の8		笠1 1	士华地市用水市米	第1種 住宅以外	1/4	0	8	0		0	0	0		
第2種 住宅以外		舟 Ⅰ 垻	印街地丹州宪尹耒	第2種 住宅(居住部分)	2/3	0	9	0		0	0	0		
接附則第15条の8 第2項 サービス付き高齢者向け住宅				第2種 住宅(非居住部分)	1/3	1	0	0		0	0	0		
### (中国・田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田				第2種 住宅以外	1/3	1	1	0		0	0	0		
# 第 3 項 防災街区整備事業	法附則第15条の8	第2項	サービス付き高齢者	向け住宅	-	1	2	0	22	8	9, 584	8, 117	2	3
住宅以外 1/3 1 5 0 0 0 0 0 0 0 0 0				住宅(居住部分)	2/3	1	3	0		0	0	0		
住宅(特定居住用部分)		第3項	防災街区整備事業	住宅(非居住部分)	1/3	1	4	0		0	0	0		
### 第 世紀 住宅 (非特定居住用部分) 1/3 1 7 0 0 0 0 0 0 0 0 0				住宅以外	1/3	1	5	0		0	0	0		
指生に以外			支担权旧 比	住宅(特定居住用部分)	2/3	1	6	0		0	0	0		
指生に以外		第4項	向規俗堤凹 敷儘車業	住宅(非特定居住用部分)	1/3	1	7	0		0	0	0		
接州則第15条の9の2 第1項 耐震改修(区分所有以外) 1/3 2 0 0 2 200 20 20 第5項 バリアフリー改修(区分所有以外) 1/3 2 1 0 1 76 23 第10項 省エネ改修(区分所有以外) 1/3 2 2 0 7 567 71 第10項 省エネ改修(区分所有以外) 1/3 2 2 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0			並開ず未	住宅以外	1/3	1	8	0		0	0	0		
法附則第15条の9 第5項 バリアフリー改修(区分所有) 1/3 2 1 0 1 76 23 第9項 省エネ改修(区分所有以外) 1/3 2 2 0 7 567 71 第10項 省エネ改修(区分所有以外) 1/3 2 3 0 0 0 0 0 0 0 0 第1項 耐震改修(認定長期優良住宅化) 2/3 2 4 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		第1項	耐震改修 (住宅)		1/2	1	9	0	14	9	10, 449	1,024		
第9項 省エネ改修(区分所有以外)		第4項	バリアフリー改修(区分所有以外)	1/3	2	0	0		2	200	20		
第10項 省エネ改修(区分所有)	法附則第15条の9	第5項	バリアフリー改修(区分所有)	1/3	2	1	0		1	76	23		
第1項 耐震改修(認定長期優良住宅化)		第9項	省エネ改修(区分所	有以外)	1/3	2	2	0		7	567	71		
第1項 耐震改修(通行障害・認定長期優良住宅化:1年目) 2/3 2 5 0 0 0 0 0 0 0 0 第1項 耐震改修(通行障害・認定長期優良住宅化:2年目) 1/2 2 6 0 0 0 0 0 0 0 0 第4項 省エネ改修(区分所有以外・認定長期優良住宅化) 2/3 2 7 0 1 82 13 第5項 省エネ改修(区分所有・認定長期優良住宅化) 2/3 2 8 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		第10項	省エネ改修(区分所	有)	1/3	2	3	0		0	0	0		
法附則第15条の9の2 第1項 耐震改修(通行障害・認定長期優良住宅化:2年目) 1/2 2 6 0 0 0 0 0 0 0 第4項 省エネ改修(区分所有以外・認定長期優良住宅化) 2/3 2 7 0 1 82 13 第5項 省エネ改修(区分所有以外・認定長期優良住宅化) 2/3 2 8 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		第1項	耐震改修(認定長期	優良住宅化)	2/3	2	4	0		0	0	0		
第4項 省エネ改修(区分所有以外・認定長期優良住宅化) 2/3 2 7 0 1 82 13 第5項 省エネ改修(区分所有・認定長期優良住宅化) 2/3 2 8 0 0 0 0 0 0 法附則第15条の9の3 第1項 マンションの大規模修繕 - 2 9 0 59 4,392 1,381 1 3 法附則第15条の10 第1項 耐震改修(住宅以外) 1/2 3 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		第1項	耐震改修(通行障害・	認定長期優良住宅化:1年目)	2/3	2	5	0		0	0	0		
第5項 省エネ改修(区分所有・認定長期優良住宅化) 2/3 2 8 0 0 0 0 0 0 0 1 1 2 2 1 3 1 2 2 1 3 1 3 2 1 3 1 3 3 1 3 1	法附則第15条の9の2	第1項	耐震改修(通行障害・	認定長期優良住宅化:2年目)	1/2	2	6	0		0	0	0		
法附則第15条の9の3 第1項 マンションの大規模修繕 - 2 9 0 59 4,392 1,381 1 3 法附則第15条の10 第1項 耐震改修(住宅以外) 1/2 3 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		第4項	省エネ改修(区分所有	以外・認定長期優良住宅化)	2/3	2	7	0		1	82	13		
法附則第15条の10 第1項 耐震改修(住宅以外)		第5項	省エネ改修(区分所	有・認定長期優良住宅化)	2/3	2	8	0		0	0	0		
法附則第15条の11 第1項 改修実演芸術公演施設 1/3 3 1 0 0 0 0 0 0 は 所則第16条の2 第10項 令和2年7月豪雨 被災代替家屋 1/2 3 2 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	法附則第15条の9の3	第1項	マンションの大規模	修繕	-	2	9	0	5	9	4, 392	1, 381	1	3
法 附 則 第 16 条 の 2 第 10 項 令和 2 年 7 月 豪雨 被災代替家屋 1/2 3 2 0	法附則第15条の10	第1項	耐震改修(住宅以外	.)	1/2	3	0	0		0	0	0		
令和7年改正法附則第9条 第7項 平成28年熊本地震 被災代替家屋 1/2 3 3 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	法附則第15条の11	第1項	改修実演芸術公演施	設	1/3	3	1	0		0	0	0		
令和7年改正法附則第9条 第8項 平成30年7月豪雨 被災代替家屋 1/2 3 4 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	法附則第16条の2	第10項	令和2年7月豪雨	被災代替家屋	1/2	3	2	0						
合計 3 5 0 15,412 1,232,245 773,159 うち個人 3 6 0 12,471 1,080,091 662,154 うち法人 3 7 0 2,941 152,154 111,005	令和7年改正法附則第9条	7,1		被災代替家屋	1/2	3	3	0		0	0	0		
合計 うち個人 3 6 0 12,471 1,080,091 662,154 うち法人 3 7 0 2,941 152,154 111,005	令和7年改正法附則第9条	第8項	平成30年7月豪雨	被災代替家屋	1/2	3	4	0		0	0	0		
うち法人 3 7 0 2,941 152,154 111,005		_				3	5	0	15, 41	2	1, 232, 245	773, 159		
	合	計				3	6	0	12, 47	1	1,080,091	662, 154		
						3	7	0	2, 94	1	152, 154	111, 005		

地	方公	:共区	団体	コー	- K	表看	昏号
2	2	1	0	0	7	⁷ 3	7 8

第37表 軽減税額等に関する調(その2)

 都道府県名
 静岡県

 市町村名
 静岡市

						((6)		(7)		(8)	(9)		(10)	(-	11)
			減額	i		令和7	年度に新	新たに	軽減対象	東とな	ったもの	令和 7	年度	で軽源	対期間の 対	終了す	るもの
	区	分	割合	` 行 [;] 	番号	個	数	床	面積(㎡)		減 税 額 ^(千円)	個	数	床	(m²)	(₹	. 税 額 FP)
法第352条の3	第1項 震災等代替家屋等		1/2	90	1 1	12	0	21	0	31	0	40	0	49	0	59	670
法附則第15条の6	第1項 新築住宅		1/2	0	2 1	ア	1,033	イ	90, 631	ウ	57, 262		1, 790		160, 516		88, 940
位所則第10米00	第2項 新築住宅(中高層而	大建築物	1/2	0	3 1	工	1,082	オ	68, 762	力	54, 383		764		36, 401		24, 297
 法附則第15条の7	第1項 認定長期優良住宅		1/2	0	4 1		1, 161		122, 423		79, 338		943		99, 583		55, 016
17 HI WI WI 10 W 02 I	第2項 認定長期優良住宅		1/2	0	5 1		64		5, 178		4, 383		25		2, 931		1,625
		第1種 住宅(居住部分)	2/3	0	6 1		0		0		0		0		0		0
		第1種 住宅(非居住部分)	1/4	0	7 1		0		0		0		0		0		0
	第1項 市街地再開発事業	第1種 住宅以外	1/4	0	8 1		0		0		0		0		0		0
	新工具 印闪地行两元事来	第2種 住宅(居住部分)	2/3	0	9 1		0		0		0		0		0		0
		第2種 住宅(非居住部分)	1/3	1	0 1		0		0		0		0		0		0
		第2種 住宅以外	1/3	1	1 1		0		0		0		0		0		0
法附則第15条の8	第2項 サービス付き高齢者		_	1	2 1		10		325		309		0		0		0
		住宅(居住部分)	2/3	1	3 1		0		0		0		0		0		0
	第3項 防災街区整備事業	住宅(非居住部分)	1/3	1	4 1		0		0		0		0		0		0
		住宅以外	1/3	1	5 1		0		0		0		0		0		0
	宣田牧 担陆	住宅(特定居住用部分)	2/3	1	6 1		0		0		0		0		0		0
	第4項 高規格堤防 整備事業	住宅(非特定居住用部分)	1/3	1	7 1		0		0		0		0		0		0
	正州尹禾	住宅以外	1/3	1	8 1		0		0		0		0		0		0
	第1項 耐震改修(住宅)	-	1/2	1	9 1		149		10, 449		1,024		149		10, 449		1,024
		(区分所有以外)	1/3	2	0 1		2		200		20		2		200		20
法附則第15条の9	第5項 バリアフリー改修	(区分所有)	1/3	2	1 1		1		76		23		1		76		23
	第9項 省エネ改修(区分所	有以外)	1/3	2	2 1		7		567		71		7		567		71
	第10項 省エネ改修(区分所	(有)	1/3	2	3 1		0		0		0		0		0		0
	第1項 耐震改修(認定長期	優良住宅化)	2/3	2	4 1		0		0		0		0		0		0
	第1項 耐震改修 (通行障害・	認定長期優良住宅化:1年目)	2/3	2	5 1		0		0		0						
法附則第15条の9の2	第1項 耐震改修(通行障害・	認定長期優良住宅化:2年目)	1/2	2	6 1								0		0		0
	第4項 省工ネ改修(区分所有	可以外・認定長期優良住宅化)	2/3	2	7 1		1		82		13		1		82		13
	第5項 省エネ改修(区分所	「有・認定長期優良住宅化)	2/3	2	8 1		0		0		0		0		0		0
法附則第15条の9の3	第1項 マンションの大規模	修繕	-	2	9 1		59		4, 392		1, 381		59		4, 392		1, 381
法附則第15条の10	第1項 耐震改修(住宅以外	·)	1/2	3	0 1		0		0		0		0		0		0
法附則第15条の11	第1項 改修実演芸術公演施	設	1/3	3	1 1		0		0		0		0		0		0
法附則第16条の2	第10項 令和2年7月豪雨	被災代替家屋	1/2	3	2 1				_				_		_		
令和7年改正法附則第9条	第7項 平成28年熊本地震	被災代替家屋	1/2	3	3 1		0		0		0		0		0		0
令和7年改正法附則第9条	第8項 平成30年7月豪雨	被災代替家屋	1/2	3	4 1		0		0		0		_		_		
				3	5 1		3, 569		303, 085		198, 207		3, 741		315, 197		172, 410
合	計	うち個人		3	6 1		2, 898		242, 697		154, 335		3, 158		283, 137		159, 284
		うち法人		3	7 1		671		60, 388		43, 872		583		32, 060		13, 126

地:	方公	:共区	団体	コー	- ド	表看	昏号
2	2	1	0	0	7	3	8

第38表 建築年次区分による家屋に関する調

都	道系	牙県	名	静岡県
市	町	村	名	静岡市

				-			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)			
							木 造	家 屋	木造以外	トの家屋	Ē	+	単 位	当たり	価 格
建	築	年	次	行	番	号	床 面 積 (㎡) (イ)	決定価格	床 面 積 (㎡) (ハ)	決 定 価 格 (千円) (二)	床 面 積 (㎡) (ホ)	決 定 価 格 (千円) (〜)	<u>(口)</u> (イ) (円)	<u>(二)</u> (ハ) (円)	<u>(へ)</u> (ホ) (円)
昭 和 38	年 1 .	月 1 目	1 以前	90	1	0	¹² 2, 110, 771	²³ 4, 545, 090		45 6, 283, 069	⁵⁶ 2, 800, 469	⁶⁷ 10, 828, 1 ⁷⁷ 9	2, 153	9, 110	3, 867
昭和38年1月	月2日~	昭和41	年1月1日	0	2	0	365, 729	1, 950, 039	332, 112	3, 159, 708	697, 841	5, 109, 747	5, 332	9, 514	7, 322
昭和41年1月	月2日~	昭和44	年1月1日	0	3	0	540, 481	4, 123, 072	697, 590	8, 219, 418	1, 238, 071	12, 342, 490	7, 629	11, 783	9, 969
昭和44年1月	月2日~	昭和47	年1月1日	0	4	0	701, 978	7, 576, 011	945, 054	12, 878, 810	1, 647, 032	20, 454, 821	10, 792	13, 628	12, 419
昭和47年1月	月2日~	昭和50	年1月1日	0	5	0	819, 710	11, 491, 144	1, 238, 500	21, 183, 747	2, 058, 210	32, 674, 891	14, 019	17, 104	15, 875
昭和50年1月	月2日~	昭和53	年1月1日	0	6	0	932, 861	14, 325, 792	985, 215	18, 140, 382	1, 918, 076	32, 466, 174	15, 357	18, 413	16, 926
昭和53年1月	月2日~	昭和56	年1月1日	0	7	0	1, 030, 776	16, 600, 518	1, 172, 132	28, 421, 952	2, 202, 908	45, 022, 470	16, 105	24, 248	20, 438
昭和56年1月	月2日~	昭和59	年1月1日	0	8	0	904, 507	14, 969, 045	1, 153, 833	33, 261, 278	2, 058, 340	48, 230, 323	16, 549	28, 827	23, 432
昭和59年1月	月2日~	昭和62	年1月1日	0	9	0	879, 551	14, 906, 884	1, 444, 464	41, 297, 054	2, 324, 015	56, 203, 938	16, 948	28, 590	24, 184
昭和62年1	月2日~	平成2	年1月1日	1	0	0	1, 027, 884	18, 335, 997	1, 772, 695	55, 903, 114	2, 800, 579	74, 239, 111	17, 839	31, 536	26, 508
平成2年1月	月2日~	平成5年	年1月1日	1	1	0	1, 052, 040	20, 036, 612	1, 795, 704	64, 649, 484	2, 847, 744	84, 686, 096	19, 045	36, 002	29, 738
平成5年1月	12日~	平成8年	年1月1日	1	2	0	1, 233, 830	25, 109, 696	1, 576, 330	65, 314, 794	2, 810, 160	90, 424, 490	20, 351	41, 435	32, 178
平成8年1月	2日~	平成11:	年1月1日	1	3	0	1, 203, 684	25, 431, 948	1, 841, 234	95, 018, 374	3, 044, 918	120, 450, 322	21, 128	51, 606	39, 558
平成11年1月	月2日~	平成14	年1月1日	1	4	0	1, 085, 266	26, 119, 502	1, 444, 948	72, 521, 173	2, 530, 214	98, 640, 675	24, 067	50, 189	38, 985
平成14年1月	月2日~	平成17	年1月1日	1	5	0	1, 032, 424	28, 994, 006	1, 433, 885	82, 212, 497	2, 466, 309	111, 206, 503	28, 083	57, 335	45, 090
平成17年1月	月2日~	平成20	年1月1日	1	6	0	1, 027, 342	37, 838, 045	1, 497, 331	91, 062, 824	2, 524, 673	128, 900, 869	36, 831	60, 817	51, 056
平成20年1月	月2日~	平成23	年1月1日	1	7	0	904, 938	38, 133, 993	1, 133, 958	81, 299, 152	2, 038, 896	119, 433, 145	42, 140	71, 695	58, 577
平成23年1月	月2日~	平成26	年1月1日	1	8	0	900, 791	47, 193, 423	1, 298, 621	103, 526, 692	2, 199, 412	150, 720, 115	52, 391	79, 720	68, 527
平成26年1月	月2日~	平成29	年1月1日	1	9	0	907, 871	51, 692, 567	984, 659	87, 587, 430	1, 892, 530	139, 279, 997	56, 938	88, 952	73, 595
平成29年1	月2日~	令和2	年1月1日	2	0	0	864, 675	57, 105, 410	805, 317	78, 683, 610	1, 669, 992	135, 789, 020	66, 043	97, 705	81, 311
令和2年1月	12日~	令和5年	年1月1日	2	1	0	813, 316	61, 700, 625	703, 268	70, 464, 579	1, 516, 584	132, 165, 204	75, 863	100, 196	87, 147
令和5年1月	12日~	令和6年	年1月1日	2	2	0	238, 487	21, 132, 865	250, 299	27, 738, 141	488, 786	48, 871, 006	88, 612	110, 820	99, 984
令和6年1月		令和7 ⁴ 分	年1月1日	2	3	0	[†] 210, 194	18, 653, 970	274, 641	²⁵ , 019, 781	484, 835	43, 673, 751	88, 746	91, 100	90, 080
合計(令和			価額等)	2	4	0	[±] 20, 789, 106	[*] 567, 966, 254	² 25, 471, 488	ح 1, 173, 847, 063	46, 260, 594	1, 741, 813, 317	27, 320	46, 085	37, 652

地	方公	:共区	団体	コー	- ド	表看	昏号
2	2	1	0	0	7	73	8 9

第39表 家屋の変動に関する調

 都 道 府 県 名
 静岡県

 市 町 村 名
 静岡市

-	>			(1)	(2)	(3)	(4)
				木 造	家屋	木 造 以 タ	外の家屋
摘 要	行	番	号	床 面 積 (㎡)	決 定 価 格 (千円)	床 面 積 (㎡)	決 定 価 格 (千円)
令和6年度の概要調書(修正前) (1)	90	1	0	20, 770, 460	551, 576, 324	25, 329, 524	1, 148, 936, 405
令 R 5. 1. 1以前の減少分、 (2) そ の 他 の 捕 捉 誤 り	0	2	0	2,007	29, 251	2, 232	29, 564
年 R5. 1. 1以前の新築分及び 度 増築分の捕捉漏れ	0	3	0	2, 769	43, 165	1, 317	25, 499
概 要 調 V 分の捕捉誤り (4)	0	4	0	3, 083	87, 788	5, 300	183, 331
書 R 5 . 1 . 2 ~ R 6 . 1 . 1 の 改築分、その他の捕捉誤り (5)	0	5	0	0	0	0	0
正 R5. 1. 2 ~ R6. 1. 1の 新築分及び増築分の捕捉漏れ (6)	0	6	0	3, 873	134, 730	20, 774	3, 205, 044
令和6年度の概要調書(修正後) (1) - (2) + (3) - (4) + (5) + (6) (7)	0	7	0	20, 772, 012	551, 637, 180	25, 344, 083	1, 151, 954, 053
減 少 分 家 屋 (8)	0	8	0	193, 516	2, 331, 205	147, 312	3, 128, 060
減 価 分 家 屋 (9)	0	9	0				
不均衡是正による増減額等 (10)	1	0	0	()	0	()	0
改 築 分 等 家 屋 (11)	1	1	0		1,057		0
課税・非課税変更分家屋 (12)	1	2	0	416	5, 252		ŕ
在 来 分 家 屋 (13)	1	3	0	(7) - (8) + (12) 20, 578, 912	(7)-(8)-(9)+(10)+(11)+(12) 549, 312, 284	(7) - (8) + (12) 25, 196, 847	(7)-(8)-(9)+(10)+(11)+(12) 1, 148, 827, 282
新 築 分 家 屋 (14)	1	4	0	209, 135	18, 566, 273	271, 323	24, 702, 435
増 築 分 家 屋 (15)	1	5	0	1, 059	87, 697	3, 318	317, 346
令和7年度の決定価格等 (16) (13) + (14) + (15)	1	6	0	[±] 20, 789, 106	[‡] 567, 966, 254	25, 471, 488	1, 173, 847, 063

地	方公	:共区	団体	コー	- F	表看	昏号
2	2	1	0	0	7	⁷ 4	0

第40表 法附則第15条の6第1項及び第2項による軽減税額等の 床面積区分に関する調 (令和7年度に新たに軽減の対象となったものについて)

都道府県名 静岡県 市町村名 静岡市

-						(1)		(2)	(3)	(4			(5)	(6)	(7))		(8)		(9)
						1		個	当		た	_	ŋ	Я	₹	Ī	面		積	
区	分	行	番	号	5 (貸)	0 ㎡ 以 家の用に供る	し 上される‡	100 m 場合は40 m ²	㎡ 以 下 以上100㎡以下)	100	m²	超	120 m²	以下	120	m²	超	140 n	i 以	下
					1	固数 (個)	床	面積(㎡)	軽減税額	個	数(個)	床	面積(㎡)	軽減税額	個	数(個)		面積(㎡		成税額 (千円)
第1項・	・3年間適用	90	1	0	12	649	17	48, 217	31, 242	33	285	38	30, 534	18, 851	54	59	59	7, 617	67	4, 324
第2項・	・5年間適用	0	2	0		1, 058		66, 076	52, 135		17		1,846	1, 573		1		124	:	97
合	計	0	3	0		1,707		114, 293	83, 377		302		32, 380	20, 424		60		7, 741		4, 421
	•					(10)		(11)	(12)	(1:			(14)	(15)	(16			(17)		(18)
						1		個	当		た	-	ŋ	Б	₹	Ī	面		積	
区	分	行	番	号	1	.40 m²	超	160 m²	以下	160	m²	超	200 m ²	以下	200	m²	超	240 n	i 以	下
						固数 _(個)		面積(㎡)	軽減税額	個	数 (個)	床	(m²)	軽減税額	個	数 (個)	床	面積(㎡)	軽源	成税額 (FP)
第1項・	・3年間適用	9 0	1	1	12	24	17	3, 547	1,744	33	13	38	2, 304	894	54	2	59	434	67	134
第2項・	・5年間適用	0	2	1		2		290	189		4		721	389		0		(0
合	計	0	3	1		26		3, 837	1, 933		17		3, 025	1, 283		2		434	:	134
						(19)		(20)	(21)	(2:	2)		(23)	(24)						
					1	個 当		り月	面 積		-									
区	分	行	番	号	2	240 m²	超	280 m²	以下				計							
					1	固数 (個)	床	面積(㎡)	軽減税額	個	数 (個)	床	面積(㎡)	軽減税額						
第1項・	・3年間適用	90	1	2	12	1	17	265	73	33 T	1, 033	38	92, 918	57, 262						
第2項・	・5年間適用	0	2	2		0		0	0	工	1, 082		69, 057	⁷ 54, 383						
合	計	0	3	2		1		265	73		2, 115		161, 975	111, 645						

地	方公	:共区	団体	コー	- ド	表看	昏号
2	2	1	0	0	7	⁷ 4	8 1

第41表 法附則第15条の6及び第15条の7の減額適用を 受けなかった住宅の個数に関する調 (令和7年度に新たに課税の対象となったものについて)

 都 道 府 県 名
 静岡県

 市 町 村 名
 静岡市

		→ (1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		A 床	面 積 要	件を満	たさな	い住宅
区 分	行番号	50 ㎡ (貸家の 場合40㎡) 未 満(個)	280 ㎡ 超 300 ㎡ 以下	300 m ² 超 320 m ² 以下	320 ㎡ 超	計
第 1 項	90 1 0	12 234	(個) 17 0	(個) 22 0	27 0	(個) 32 36 234
第 2 項	0 2 0	96	0	0	0	96
合 計	0 3 0	330	0	0	0	330

					>	(6)			(7)		(8)	3)		(9)			(10)		(1	1)		(12)		(13)	
					Ε	3	居	住	割	合	が	1/2	未	満	Ø	併	用	住	宅	等	A・Bo 額の通	の要件を満 通用 を 受	iたさな けなか	いたいった	めに減 : 住宅
X		分	行 番	号		計	(個)	う 50 ㎡ (1 40 ㎡)	1. \44	。 易合 (個)	床 面 280 ㎡ 起 以	積 300 ㎡ 下 _(個)		0 m²超3	を 第20 ㎡ 下 _(個)	た 320	さ m²	な 超 (個)	い 住 小	宅 計 (個)	個	数	床	面	積 (㎡)
第	1	項	9 1	1	12		0	17		0	22	C	27		0	32		0	37	0	42	234	47		6, 475
第	2	項	0 2	1			0			0		C			0			0		0		96			2,634
合		計	0 3	1			0			0		0			0			0		0		330			9, 109

地	方公	:共区	団体	コー	- ド	表看	昏号
2	2	1	0	0	7	⁷ 4	28

第42表 法附則第15条の7第1項及び第2項による軽減税額等の 床面積区分に関する調 (令和7年度に新たに軽減の対象となったものについて)

都道府県名 静岡県 市町村名 静岡市

						(1)		(2)	(3)		(4			(5)	(6		(7			(8)		(9))
						1		個		当		た	-	り		庌	₹	1	面		積		
区	分	行	番	号	50 (貸家)	m ² り の用に供る	した される場	100 m 場合は40㎡	㎡ 以 以上100㎡	下 以下)	100	m²	超	120 m²	以	下	120	m²	超	140	m²	以	下
					個	数 (個)		面積(㎡)	軽減和	税 額 ^(千円)	個	数 (個)	Б	末 面 積	軽 減	税 額 ^(千円)	個	数 (個)		面積	į (m²)	軽 減	税 額 (千円)
第1項·	5年間適用	90	1	0	12	372	17	34, 233	25	22, 984	33	554	38	59, 990	46	38, 772	54	153	59	19, 5	31 6	7	11, 479
第2項·	7年間適用	0	2	0		54		3, 993		3, 561		2		225		149		1		1	.35		101
合	計	0	3	0		426		38, 226	4	26, 545		556		60, 215		38, 921		154		19, 6	666		11, 580
						(10)	((11)	(12)			3)		(14)	(15		(1			(17)		(1	8)
						1		個		当		た	-	ŋ		月	₹	Ī	面		積		
区	分	行	番	号	140	0 m²	超	160 m²	以	下	160	m²	超	200 m²	以	下	200	m²	超	240	m²	以	下
					個	数 (個)		面積(㎡)	軽減和	(千円)	個	数 _(個)		末 面 積	軽 減	税 額 ^(千円)	個	数 (個)	床		(m²)	軽 減	(千円)
第1項・	5年間適用	9 0	1	1	12	40	17	5, 962	25	3, 008	33	30	38	5, 190	46	2, 199	54	9	59	1, 9	983	7	675
第2項・	7年間適用	0	2	1		2		310		164		4		712		330		1		2	808		78
合	計	0	3	1		42		6, 272		3, 172		34		5, 902		2, 529		10		2, 1	.91		753
					((19)		(20)	(21)		(2	2)		(23)	(24	4)							
					1	個 当	た	り 京	面	積				3 1									
区	分	行	番	号	240	0 m²	超	280 m²	以	下				計									
					個	数 _(個)	床	面積(㎡)	軽減和	税 額 ^(千円)	個	数 (個)	Я	末 面 積	軽 減	税 額 ^(千円)							
第1項·	5年間適用	90	1	2	12	3	17	773	25	221	33	1, 161	38	127, 662	46	79, 338							
第2項・	7年間適用	0	2	2		0		0		0		64		5, 583		4, 383							
合	計	0	3	2		3		773		221		1, 225		133, 245		83, 721							

地	方公	·共団体	コー	・ド	表都	昏号
12	2	1 0	0	7	⁷ 4	3

第43表 新築住宅に関する調

						((1)		(2)			(3)		(4)				
		区分		行	番	号	棟	数	住	居	数	Į	床面積(㎡)	決	定価を		床面積住居数	決定価格 床面積(円)
木	戸	戸 建 形 式 住 宅	(1)	9 0	1	0	12	1,670	18		1,696	24	178, 150	32	16, 147,	114	105	90, 638
造	建	併 用 住 宅	(2)	0	2	0	42	16	48		17	54	1, 429	62	117,	830	84	82, 456
家		集合形式住宅	(3)	0	3	0	12	52			449	24	16, 035	32	1, 449,	712	36	90, 409
屋	Ī	計 (1) + (2) + (3)	(4)	90	4	0	42	1, 738	48		2, 162		195, 614		17, 714,	656	90	90, 559
	戸	鉄骨鉄筋コンクリート造	(5)	0	5	0	12	0	18			24		32		0	0	0
木	建	鉄筋コンクリート造	(6)	9 ()	6	0	42	23	48		23	54	2, 559	62	254,	639	111	99, 507
//	_	鉄 骨 造	(7)	0	7	0	12	10	18		11	24	1, 564	32	175,	092	142	111, 951
造	形	軽 量 鉄 骨 造	(8)	9 ()	8	0	42	249	48		256		28, 220		2, 818,	5 8 6	110	99, 876
坦		れ ん が 造 コンクリートブロック造	(9)	0	9	0	12	0				24				0	0	0
DI.	住!	そ の 他	(10)	⁹ 1	0	0	42	0	48			54	0	62		⁷ ∂	0	0
	宅	小計 (5) + (6) + (7) + (8) + (9) + (10)	(11)	1	1	0	12	282	18		290				3, 248,	237	112	100, 431
h.	集	鉄骨鉄筋コンクリート造	(12)	⁹ 1	2	0	42	0	48		0	54	0			⁷ 0	0	0
<i>9</i> 1	合	鉄筋コンクリート造	(13)	1	3	0	12	42	18		913		52, 696	32	6, 519,	681	58	123, 723
	形	鉄 骨 造	(14)	9 1	4	0	42	32	48		348	54	22, 442	62	2, 205,	392	64	98, 271
		軽 量 鉄 骨 造	(15)	1	5	0	12	23	18		191	24	8, 747	32	860,	295	46	98, 353
家	式	れ ん が 造 コンクリートブロック造	(16)	9 1	6	0	42	0	48		0		0	62		71 0	0	0
3		そ の 他	(17)	1	7	0	12	0			0	24	0	32		0	0	0
	宅	小計 (12) + (13) + (14) + (15) + (16) + (17)	(18)	9 1	8	0	42	97	48		1, 452		83, 885		9, 585,	368	58	114, 268
屋		寄 宿 舎	(19)	1	9	0	12	0	18			24				0	0	0
	ii p	十 (11) + (18) + (19)	(20)	92	0	0	42	379	48		1,742	54	116, 228	62	12, 833,	605	67	110, 417
	合	計 (4) + (20)	(21)	2	1	0	12	2, 117	18		3, 904	24	311, 842	32	30, 548,	261	80	97, 961

地	方公	:共区	団体	コー	・ド	表看	昏号
2	2	1	0	0	7	⁷	4

第44表 法附則第56条の規定による軽減税額等に関する調(その1)

都道府県名	静岡県
市町村名	静岡市

	—							(1)			(2)		(3)	(4)		(5)	(6)
									糸			娄	女	令和7年度1	こ新たり	こ軽減の対	象となったもの
	区 分					号	個	国 数		床	面	積 (㎡)	軽減税額 (千円)	個 数	床	だ面積 (m ²	軽減税額
		法附則第15条の6等の適用のあるも <i>の</i>	1/2	9	1	0	12		0	19		0	0	37	0 44	(53 6
	東日本大震災		1/3	0	2	0			0			0	0				
	第11項 (滅失・損壊家屋の 代替取得家屋)	法附則第15条の6等の適用のないも <i>の</i>	1/2	0	3	0			0			0	0		0	(0
	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	佐門則第13米の0寺の週用のないの	1/3	0	4	0			0			0	0				
法附則第56条		合 計		0	5	0			0			0	0		0	(0
		法附則第15条の6等の適用のあるも <i>0</i>	1/2	0	6	0			0			0	0		0	(0
	東日本大震災	伝門則第13米の0等の適用のあるもの	1/3	0	7	0			0			0	0				
	第14項 (居住困難区域内家	法附則第15条の6等の適用のないも <i>0</i>	1/2	0	8	0			0	·		0	0		0	(0
	屋の代替取得家屋)	公門別第10末の0寺の適用のないもの	1/3	0	9	0			0			0	0				
	合			1	0	0			0			0	0		0	(0
	合 計					0			0			0	0		0	(0

地	地方公共団体コード									
2	2	1	0	0	7	⁷	4			

第44表 法附則第56条の規定による軽減税額等に関する調(その2)

都道府県名	静岡県
市町村名	静岡市

	——							(7)		(8)	(9)	(10)	(11)	(12)
							令和 7	年度で第1	5条の6	i等のみ軽減期	間の終了するもの	令和7年度~	で軽減期間の	終了するもの
	区 分					号	個	数	床	話面積 (m²)	軽減税額 (千円)	個 数	床面積 (㎡)	軽 減 税 額 (千円)
		1/2			1	1	12	(19		28	37		53 61
	東日本大震災	法附則第15条の6等の適用のあるもの		0	2	1		(0	0	0	0	0
	第11項 (滅失・損壊家屋の 代替取得家屋)	法附則第15条の6等の適用のないもの		0	3	1					//	0	0	0
		27,000		0	4	1			_			0	0	0
法附則第56条		合 計		0	5	1		(0	0	0	0	0
		法附則第15条の6等の適用のあるもの	1/2	0	6	1		(0	0	0	0	0
	東日本大震災	佐門則第13米の0等の適用のあるもの	1/3	0	7	1		(0	0	0	0	0
	第14項 (居住困難区域内家	法附則第15条の6等の適用のないもの	1/2	0	8	1						0	0	0
	屋の代替取得家屋)	佐門則第10米の0寺の週用のよいもの	1/3	0	9	1						0	0	0
	合 計				0	1		(0	0	0	0	0
	合	計		1	1	1		(0	0	0	0	0

地	方公	表番号					
2	2	1	0	0	7	4	8 5

第45表 法附則第55条の規定による減額課税等に関する調

 都 道 府 県 名
 静岡県

 市 町 村 名
 静岡市

	——					(1)	(2)	(3)
						Á	谷	数
	区	分	行	番	号	個 数	床 面 積 (㎡)	軽減税額 (千円)
		法附則第15条の6等の適用のあるもの	9	1		0	0	28 36 0
	第 4 項 減額課税初年度区域	法附則第15条の6等の適用のないもの	0	2	0	0	0	0
		合 計	0	3	0	0	0	0
		法附則第15条の6等の適用のあるもの	0	4	0	0	0	0
法附則第55条	第6項 減額課税第二年度区域	法附則第15条の6等の適用のないもの	0	5	0	0	0	0
		合 計	0	6	0	0	0	0
		法附則第15条の6等の適用のあるもの	0	7	0	0	0	0
	第8項 減額課税第三年度区域	法附則第15条の6等の適用のないもの	0	8	0	0	0	0
		合 計	0	9	0	0	0	0
	合	計	1	0	0	0	0	0

地	方公	表番号					
2	2	1	0	0	7	⁷ 4	8 6

第46表 都市再生特別措置法第88条第3項に規定する勧告を受けた 住宅に関する調 (令和6年1月2日以降に新築されたものについて)

都 道 府 県 名 静岡県 ----------------------市 町 村 名 静岡市

	_																															
					(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)																						
					都市再生特別	措置法第88条	第3項の規定	による勧告に	従わないで新	築されたもの																						
		l	行番号				<i></i>		<i>/</i> - = -		<i></i>												<i>4</i> − σε π		7 = 0			作	固	23	数	
区	分			号	総 数 (個)	(出水等)	地すべり防止 区 域 (個)	警 戒 区 域	浸水被害防止 区 域 (個)	危険区域																						
法 附 則 第 15 条 の 減額適用を受けた	よかったもの	9 0	1	0	0	17 0	0	0	31 0	36 40 ()																						
法附則第15条の減額適用を受けた		0	2	0	0	0	0	0	0	0																						
合	計	0	3	0	0	0	0	0	0	0																						
				-	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)																						
	→			•	(7) 都市再生特別	(8)	(9) 第3項の規定	(10) による勧告に	(11) 従わないで新	(12) 築されたもの																						
	→						第3項の規定																									
区	分		番		都市再生特別 総数 (m²)	措置法第88条 床 災害危険区域 (出水等)	第3項の規定 地すべり防止 区 域 (㎡)	による勧告に 面 土砂災害特別 警 戒 区 域	従わないで新 積 浸水被害防止 区 域	築されたもの 急傾斜地崩壊 危 険 区 域																						
区 法附則第15条の 減額適用を受けた	り6第1項の	9			都市再生特別総数	措置法第88条 床 災害危険区域 (出水等)	第3項の規定	による勧告に 面 土砂災害特別 警 戒 区 域	従わないで新 積 浸水被害防止 区 域	築されたもの 急傾斜地崩壊 危 険 区 域																						
法附則第15条0	の 6 第 1 項 の なかったもの の 6 第 2 項 の	9 0	1		都市再生特別 総数 (m²)	措置法第88条床 災害危険区域 (出水等) (㎡)	第3項の規定 地すべり防止 区 域 (m²) 21 0	による勧告に 主砂災害特別 警戒区域 (㎡)	従わないで新 積 浸水被害防止 区 域 (㎡)	築されたもの 急傾斜地崩壊 危険区域 (㎡)																						

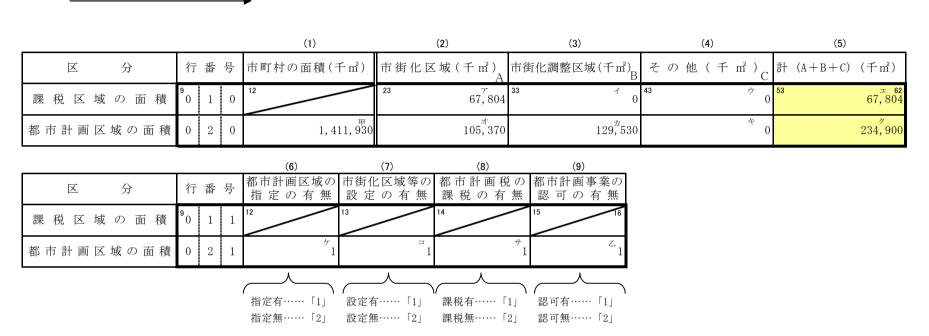
3 都市計画税



令和7年度 都市計画税に関する調

第51表 都市計画区域及び課税区域に関する調

都	道系	牙 県	名	静岡県
市	町	村	名	静岡市



地	方公	:共区	団体	コー	ド	表看	番号
2	2	1	0	0	7	7 5	8 2

第52表 納税義務者数に関する調

_						(1)		(2)	(3)
₫	区 分		番	号	総数	(,	人)	法定免税点未満のもの(人)	法定免税点以上のもの(人)
	個 人	90	1	0	12		173, 288	3, 875	³² 169, 4 ¹ / ₁ 3
土地	法人	0	2	0			7, 263	150	7, 113
	計	0	3	0			180, 551	4, 025	176, 526
	個人	0	4	0			186, 820	3, 572	183, 248
家 屋	法 人	0	5	0			8, 098	175	7, 923
	計	0	6	0			194, 918	3, 747	191, 171
	個人	0	7	0			233, 556	5, 046	228, 510
実 数	法人	0	8	0			9, 674	261	9, 413
	計	0	9	0			243, 230	5, 307	237, 923

坩	地方公共団体コード								
2	2	7 5	3						

第53表 地積及び床面積等に関する調 (法定免税点以上のもの)

(1) (3) (4) 行番号 そ 計 区 分 市街 化 区 域 市街化調整区域 \mathcal{O} 他 58, 369 ⁹0 1 0 宅 地 58, 369 土 5, 167 0 2 0 その他 5, 167 地 63, 536 小 計 0 3 0 \mathcal{O} 63,536 地 地 0 4 0 3, 943 3, 943 農 積 計 0 5 0 67, 479 67, 479 (千m²) 木 造 家 屋 0 6 0 17, 215, 498 17, 215, 498 家床 木造以外の家屋 0 7 0 屋面 24, 357, 896 24, 357, 896 の積 計 0 8 0 41, 573, 394 41, 573, 394 (m^2) 398, 556 0 9 0 宅 地 398, 556 土 1 0 0 その他 25, 673 地 25,673 地 1 1 0 424, 229 小 計 \mathcal{O} 424, 229 筆 1 2 0 農 地 15,004 15,004 計 1 3 0 439, 233 439, 233 (筆) 木 造 家 屋 1 4 0 186, 495 186, 495 屋 \mathcal{O} 1 5 0 木造以外の家屋 86, 482 86, 482 棟 数 1 6 0 計 272, 977 272, 977 (棟)

地方:	表番号	
2 2	1 0 0 7	⁷ 5 4

第54表 決定価格及び課税標準額に関する調 (法定免税点以上のもの)

								(1)	(2)	(3)	(4)
	区		分		行	番	是	決	定	価	格
					11	ш	,,		市街化調整区域(千円)	そ の 他 (千円)	計 (千円)
		住	小規:用	個人	9	1	0	2, 109, 636, 217		0	45 ± 57 2, 109, 636, 217
		宅	模地	法人	0	2	0	142, 111, 003	0	0	142, 111, 003
	宅	用	一 住 宅	個人	0	3	0	320, 897, 902	0	0	320, 897, 902
土		粗	用 般 地	法人	0	4	0	7, 189, 537	0	0	7, 189, 537
	地	非用住	個 人 住 宅)		0	5	0	552, 646, 835	0	0	552, 646, 835
		宅地	法 人住宅	. 非用地	0	6	0	745, 481, 302	0	0	745, 481, 302
地		小	計		0	7	0	3, 877, 962, 796	0	0	3, 877, 962, 796
		農	地		0	8	0	40, 131, 793	0	0	40, 131, 793
	7	÷ 0,) 他	L	0	9	0	273, 300, 443	0	0	273, 300, 443
		計	<u> </u>		1	0	0	4, 191, 395, 032	0	0	4, 191, 395, 032
家	木	造	家	屋	1	1	0	508, 966, 264	0	0	508, 966, 264
屋	木造	造 以 外	トの家	屋	1	2	0	1, 116, 630, 793	0	0	1, 116, 630, 793
产		ŧ	<u> </u>		1	3	0	1, 625, 597, 057	0	0	1, 625, 597, 057
	合		計		1	4	0	5, 816, 992, 089	⁷ 0	a 0	5, 816, 992, 089

地	地方公共団体コード							
2	2	1	0	0	7	7 5	4	

第54表 決定価格及び課税標準額に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

								(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
	区		分		行	番	号	市街化区域(千円)	税 市街化調整区域(千円)		額 計 (千円) A		調定見込額
		住	小住	個	9	1	1	12 702, 907, 708	25		計 (千円) _A 47 702,907,708	B 61	A×B (千円) 69 79/
		宅	規模地	法人	0	2	1	47, 347, 504	0	0	47, 347, ⁵ 504		
	宅	用	一 住宅	個人	0	3	1	213, 826, 989	0	0	213, 826, 989		
土		地	用 般 地	法人	0	4	1	4, 792, 823	0	0	4, 792, 823		
	地	非用住	個 人 住宅戶	非用地	0	5	1	368, 808, 747	0	0	368, 808, ^Ž		
		宅 地	法 人住宅戶	非用地	0	6	1	489, 769, 415	0	0	489, 769, $\overset{}{4}$ 15		
地		小	計		0	7	1	1, 827, 453, 186	0	0	1, 827, 453, 186		
		農	地		0	8	1	26, 325, ^き 654	0	0	26, 325, 654		
	Ä	そ の	他		0	9	1	175, 577, 664	0	0	175, 577, 664		
		計	•		1	0	1	2, 029, 356, 504	0	0	2, 029, 356, 504		
家	木	造	家	屋	1	1	1	508, 686, 067	0	0	508, 686, 067		
屋	木並	告 以 外	の家	屋	1	2	1	1, 101, 968, 062	0	0	1, 101, 968, 062		
) 上		計	•		1	3	1	1, 610, 654, 129		0	1, 610, 654, 129		
	合		計		1	4	1	3, 640, 010, 633	Ξ 0	ь 0	3, 640, 010, 633	0.300 %	10, 920, 032

地方公共団体コード							表番号		
2	2	1	0	0	7	⁷ 5	5		

第55表 三大都市圏の特定市に所在する市街化区域内の 農地に関する調 (法定免税点以上のもの)

都	道系	牙 県	名	静岡県
市	町	村	名	静岡市

					(5)					
		区 分	47	番	ц	納税義務者	地積	決定価格	課税標準額	筆 数
		<u>Б</u> 77				(人)	(千m²)	(千円)	(千円)	(筆)
	令	本則による(価格の3分の2)課税がなされたもの	9 0	1	0	5, 086	2, 003	38, 257, 043	25, 504, 695	69 80 10, 258
	市	負担水準0.95以上1.0未満	0	2	0	46	11	232, 370	154, 913	54
theke		負担水準0.9以上0.95未満	0	3	0	14	3	40, 643	26, 716	15
特		負担水準0.85以上0.9未満	0	4	0	8	1	13, 527	8, 388	8
	街 3	負担水準0.8以上0.85未満	0	5	0	7	1	12, 413	7, 245	7
	3	負担水準0.75以上0.8未満	0	6	0	9	2	62, 921	34, 966	Ĝ
		負担水準0.7以上0.75未満		7		8	2	29, 430	15, 117	8
定	化年	負担水準0.65以上0.7未満	0	8	0	4	1	11, 661	5, 679	4
/~		負担水準0.6以上0.65未満	0	9	0	4	1	21, 278	9, 561	4
		負担水準0.55以上0.6未満	1	0	0	2	1	17, 022	7, 246	2
		負担水準0.5以上0.55未満		1		2		6, 469	2, 426	4
		負担水準0.45以上0.5未満		2		1		1, 270	446	1
市		負担水準0.4以上0.45未満		3						
	域前	負担水準0.35以上0.4未満		4		2	1	41, 217	12, 203	3
		負担水準0.3以上0.35未満		5		1		399	101	1
	糸	負担水準0.25以上0.3未満		6						
街		負担水準0.2以上0.25未満		7						
12-1		負担水準0.15以上0.2未満		8						
		負担水準0.1以上0.15未満		9						
		負担水準0.05以上0.1未満		0						
	の	負担水準0.05未満		1	-					
化		計		2		5, 194	2, 027	38, 747, 663	25, 789, 702	10, 378
		本則による(価格の3分の2)課税がなされたもの		3		70	43	1, 196, 126	347, 948	125
		負担水準0.95以上1.0未満		4						
		負担水準0.9以上0.95未満		5						
区		負担水準0.85以上0.9未満		6						
	dt:	負担水準0.8以上0.85未満		7						
	街 4	負担水準0.75以上0.8未満		8						
		負担水準0.7以上0.75未満		9						
		負担水準0.65以上0.7未満		0						
域		負担水準0.6以上0.65未満		1						
		負担水準0.55以上0.6未満		2						
		負担水準0.5以上0.55未満		3						
		負担水準0.45以上0.5未満 負担水準0.4以上0.45未満		4	_					
農	-	負担水準0.35以上0.45米満		5 6						
/IX		負担水準0.3以上0.35未満		7			-			
		負担水準0.25以上0.35木綱 負担水準0.25以上0.3未満		8						
	参	負担水準0.2以上0.25未満	_	9						
		負担水準0.15以上0.2未満		0	_					
地		負担水準0.1以上0.15未満	_	1						
		負担水準0.05以上0.1未満	_	2						
		負担水準0.05未満		3			1			
		計·	_	4	-	70	43	1, 196, 126	347, 948	125
		н		• •	· ·		10	1, 100, 120	01.,010	150

地方公共団体コード表番号								
2	2	1	0	0	7	⁷ 5	5 5	

第55表 三大都市圏の特定市に所在する市街化区域内の 農地に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都	道系	牙県	名	静岡県
市	町	村	名	静岡市

					(1)	(2)	(3)	(4)		(5)
	区 分	行	番	号	納税義務者	地	積 (千㎡)	決 定 価 格 (千円)	課税標準額(千円)	筆	数 (筆)
	本則による(価格の3分の2)課税がなされたもの	9 4	5	0	5, 156	24	2, 046	³⁹ 39, 453, 169		69	10, 383
	負担水準0.95以上1.0未満	4	6	0	46		11	232, 370	154, 913		54
	負担水準0.9以上0.95未満	4	7	0	14		3	40, 643	26, 716		15
	負担水準0.85以上0.9未満	4	8	0	8		1	13, 527	8, 388		8
	負担水準0.8以上0.85未満	4	9	0	7		1	12, 413	7, 245		7
	負担水準0.75以上0.8未満		0		9		2	62, 921	34, 966		Ć
合	負担水準0.7以上0.75未満	5	1	0	8		2	29, 430	15, 117		3
Ц	負担水準0.65以上0.7未満		2		4		1	11, 661	5, 679		4
	負担水準0.6以上0.65未満		3		4		1	21, 278	9, 561		2
	負担水準0.55以上0.6未満	5	4	0	2		1	17, 022	7, 246		4
	負担水準0.5以上0.55未満	5	5	0	2		0	6, 469	2, 426		4
	負担水準0.45以上0.5未満	5	6	0	1		0	1, 270	446		
	負担水準0.4以上0.45未満	5	7	0	0		0	0	0		-
	負担水準0.35以上0.4未満	5	8	0	2		1	41, 217	12, 203		
⇒ 1	負担水準0.3以上0.35未満	5	9	0	1		0	399	101		
計	負担水準0.25以上0.3未満	6	0	0	0		0	0	0		
	負担水準0.2以上0.25未満		1		0		0	0	0		-
	負担水準0.15以上0.2未満		2		0		0	0	0		-
	負担水準0.1以上0.15未満	6	3	0	0		0	0	0		
	負担水準0.05以上0.1未満		4		0		0	0	0		(
	負担水準0.05未満	6	5	0	0		0	0	0		(
	計	6	6	0	5, 264	ð.	2,070	39, 943, 789	[†] 26, 137, 650	世	10, 50
第 63	表のうち生産緑地に係るもの	6	7	0	1, 404	そ	1,873	た 188,004	^t 5 188, 004		4, 50

地	表看	昏号					
2	2	1	7	7 5	6		
							_

第56表 課税標準の特例等に関する調 (法定免税点以上のもの)

担 日 等	(7)	(6)	(5)	(4)	(3)	(2)	(1)						
日本	標 準 (A)	課税標	安 昆	그 +사 ⇒그	#L 144	地 等	宅 均						
展店 表 第9項 (日本放送協会)		の特例	多 鱼	工地計	辰 地	その他	宅 地	在亚口		目 等	地		
接								付 番 芳			· 分	マーゲ	1
療法 第9項(日本放送協会) 評価額 1/2 0 1 0 2 487,393 2 82,826 2 2 570,219 2 2 632,689 3 7 7 510 363,472 632,689 3 7 7 510 3 7 7 510 3 7 7 510 3 7 7 510 3 7 7 510 3 7 7 510 3 7 7 7 510 3 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	(B)		(手田)	(壬田)	(手田)	(手田)	(壬田)		'	_	~	L 7.	l '
接 1	64 65	62	52	42		22	12	9	$\vdash \vdash$	証 /正 始		! 法	課法
照りています。 第10項 (日本原子力研究開発機構)									1/2				
# 10項 (日本原子力研究開発機構)			632, 689	363, 472		57, 510	305, 962				法	魚第 │ 法	税第
標 7 第 第 10項 (日本原子力研究開発機構) 課税標準額 2/3 0 5 6 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0									1/3				
2 2 2 2 3 0 6 0 0 0 0 0 0 0 0			0								第 第10項(日本原子力研究開発機構)	9 第	標 7
選択機									2/3				
条 第11項 (登録有形文化財等) 計価 額 課稅標準額 評価 額 課稅標準額 評価 額 課稅標準額 評価 額 課稅標準額			0						Ш		7		
# 2 1項 (農業・食品産業技術総合研究機			22.005	0					1/2				
第 2 2 第 21項 (農業・食品産業技術総合研究機 課税標準額 1/3 1 0 0 0			30, 885	0					Щ				
一型 一型 一型 一型 一型 一型 一型 一型				0					1/3			第 0	第
一型 一型 一型 一型 一型 一型 一型 一型				0					$\vdash\vdash\vdash$		第21項 (農業・食品産業技術総合研究機 構)		At-
例項 条 第22項 (新関西国際空港㈱) 評価額 規模準額 1/2 1 4 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0				0					1/6		2	^r 2 2	19 2
(こか) 第23項 (信用協同組合等) 課税標準額 (計 を) 1/2 (1 4 0) 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0				0					$\vdash \vdash \vdash$	1		i	<i>t</i> al _
第23項 (信用協同組合等)			0	0					1/2		条 第22項(新関西国際空港㈱)	「項 条	彻填
第23項 (信用協同組合等) 課税標準額 3/5 1 6 0 2,332,047 第25項 (中部国際空港㈱) 評価額 1/2 1 7 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0			0						$\vdash\vdash$	1	***	•	1
よっ 第25項 (中部国際空港㈱) 評価額 課税標準額 1/2 1 7 0 1 8 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0			2 332 047						3/5				(C 1)
ま 第27項 (家庭的保育事業) 評価額			2, 002, 011	0					$\vdash \vdash$			・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	2 -
書 講 調 調 (の) 第27項 (家庭的保育事業) 評価額 課税標準額 - 2 1 0 0 1 課税標準額 - 2 2 1 0 課税標準額 - 2 2 0 0 0 1 新29項 (事業所内保育事業) 評価額 課税標準額 - 2 2 0 0 0 1 新29項 (事業所内保育事業) 評価額 課税標準額 - 2 3 0 0 0 1 課税標準額 - 2 3 0 0 0 1			0	0					1/2		第25項(中部国際空港㈱)	`	7
事とで項(家庭的保育事業) 課税標準額 - 2 0 0 0 0 1 第28項 (居宅訪問型保育事業) 評価額 課税標準額 - 2 2 0 0 0 0 1 新29項 (事業所内保育事業) 評価額 課税標準額 - 2 2 0 0 0 0 1 報 無税標準額 - 2 3 0 0 0 1 課税標準額 - 2 3 0 0 0 1													
瀬のの額 第28項 (居宅訪問型保育事業) 課税標準額 - 2 2 0 0 0 1 新生 第29項 (事業所内保育事業) 評価額 2 3 0 0 0 1 課税標準額 - 2 4 0 0 0 1	3	1	0						-		第27項(家庭的保育事業)	'	19
(2) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4								2 1 0		評価額	項(在20元(日本21月四月日本土)版)		
額 か 第29項 (事業所内保育事業)	3	1	0					2 2 0	_	課税標準額	第28項(居宅訪問型保育事業)		
#								2 3 0		評価額	1)	-2.5	
双 年 類 2 5 0	3	1	0					2 4 0	-	課税標準額	7 男 29 頃(事業所内保育事業) -	₹	
				0				2 5 0	1 /9	評 価 額	第90項(初字化延用籍老許於訓練事業)		
と つ 第30項 (認定生活困窮者就労訓練事業) 課			0	0				2 6 0	1/2	課税標準額	つ 第30項(認定生品函射有別力訓練事業)		とった
								2 7 0	1 /9	評 価 額			
なに こ 第32項 (量子科学技術研究開発機構) 課税標準額 1/3 2 8 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0			0					2 8 0	1/0	課税標準額	第39項(量子科学技術研究開系機構)	: E =	なに
									2/3		7002		
3 1 1 1 1 1 1 1 1 1									2/0		書	よ	るょ
第33項 (世界遺産) 評価 額 1/3 3 1 0 0				0					1/3				
類る			0	0									額る

地	方グ	〉共 🖔	団体:	ュー	ド	表都	昏号
2	2	1	0	0	7	7 5	6

都道府県名	静岡県
市町村名	静岡市

						(1)		(2)	(3)	(4)		(5)	(6)	(7)
	地目	等	特例	行	番号	宅地	Ħ	せ 等 の 他	農	地	土地	計	家 屋	の特	標 準 (A) 例 率 (B)
区分			率	ο :	•	(=	千円)	(千円)	32	(千円)	42	(千円)	(千円		まち特例) (B)
るに課3法 法 よ税の第 第 り標規7 7	第1項 (被災住宅用地等) (法第349条の3の3	評 価 額	2/3	3	3 0				32		42	0			
減準定 0 0 2	第1項(同条各項に おいて準用、読み替	課税標準額		H	4 0							0			
額のに ² 条 と特よ条 の	えて適用される場合 を含む)の適用を受 第2項 けるものに限る)	評価額	1/3	H	5 0							0			
額な例るの 3	第2項りるものに限る	課税標準額		3	6 0							0			
画 イスレン 仏第 画 オる 家 全 の 7 税 る 家 家 全 り の 都 声等に 誠 農 条) 滅 市 等に 誠 農 条	減額分に相当する課税標準	準額	1/2 減額	3	7 0									0	
な例るの法 法 に課4附 附		評価額	2/3	3	8 0							0			
よ税の則	(令和2年7月豪雨に係る	課税標準額	2/0	3	9 0							0			
减华 足 1	被災住宅用地等)	評 価 額	1/3	4	0 0							0			
額と特よ条 条		課税標準額		4	1 0							0			
税す替に2条法のる都屋を被乗する。 成市等で2(第 額計に代表する。 (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本)	減額分に相当する課税標準		1/2 減額		2 0					/	11117			(5) 45 [0]	

地	方グ	〉共]体:	コー	ド	表番	番号
2	2	1	0	0	7	7 5	8 7

第57表 課税標準の特例等に関する調 (法定免税点以上のもの)

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
	_	_				宅 均	地 等	農地	土地計	家屋	課税標	票 準 (A)
		地 目	等	特 例	行番号	宅 地	その他	展 地	上 地 司	多 <u>屋</u>	の特例	列 率 (B)
区	分			率	11 1 7						(わがま	ち特例)
		_				(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円	(A)	(B)
よ法附		for a set ((4) A del de (L) = Ver 1, se A de for	評 価 額		0 1 0	12	22	32	42	52	62	64
則		第1項 (総合効率化に資する倉庫等)	課税標準額	1/2	0 2 0					2, 898, 198	5	
第 1	法	第 0 項 (並行在来線に係る譲受固定資	評価額		0 3 0				(2,000,100		
5 り条、	14	第9項 (並) 任未嫁に係る議交回足員	課税標準額	1/2	0 4 0				() (0	
		第13項 (PFI公共施設)	評 価 額	1/2	0 5 0							
法附		第13項 (PF1公共施政)	課税標準額	1/2	0 6 0					(0	
則第	附	(都市利便施設) 都市再生緊急整備地域 (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)	評 価 額	1	0 7 0							
減 1		第14項	課税標準額		0 8 0						0 3	5
5 条		(都市利便施設) 特定都市再生緊急整備地域 (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)	評価額	-	0 9 0						ì	
の 2	則	適用分)	課税標準額 評 価 額		1 0 0 1 1 0						0 1	2
∇		第15項 (都市鉄道施設)	課税標準額	2/3	1 2 0							
額は法			評価額		1 3 0				()		
附	第		課税標準額	1/2	1 4 0				() (0	
則第	214	第16項 (外資埠頭公社の民営化に係る 承継特例)	評 価 額	3/5	1 5 0				(
ا ك أ			課税標準額	3/3	1 6 0				((0	
条		第17項 (鉄道再構築事業)	評 価 額	1/4	1 7 0							
の 3	1	70 T. X. (2021) III X. 17767	課税標準額	1, 1	1 8 0						0	
の +=		第19項 (公益法人が所有する能楽堂)	評価額	1/2	1 9 0				(
な規定			課税標準額 評 価 額		2 0 0 2 1 0				(<u>)</u>		
によ	5	(同欧※販売流がの井とぼもた	課税標準額	1/2	2 2 0							
る		第20項 (国際戦略港湾等の荷さばき施 設等)	評価額		2 3 0							
課る税			課税標準額	2/3	2 4 0						0	
標準	条	佐の石頂(町のジリマラリ、ルヤラハ)	評価額	0 /0	2 5 0							
の		第24項 (駅のバリアフリー化施設)	課税標準額	2/3	2 6 0						0	
特例		第27項 (特定貨物取扱埠頭の港湾施	評価額	2/3	2 7 0							
額に		议)	課税標準額		2 8 0					(0	

$\begin{bmatrix} 1 & & & & & & & & & & & & & & & & & & $	地	方グ	地方公共団体コード表番号												
	2	2	1	0	0	7	7 5	8 7							

都道府県名	静岡県
市町村名	静岡市

								(1)		(2)	((3)	(4)		(5)	(6)	(7)
X	分		地!	事 等	特例率	行 番	5 号	宅 地	地 そ	等 の 他 (千円)	農	地 (千円)	土地	計 (千円)	家	屋 (千円)	の 特 かん	標 準 (A) 例 率 (B) まち特例)
標別則第	法		(農地中間管理機構に賃借権を 設定した農地) (存続期間10年 以上)	評 価 額 課税標準額	1/2	9 2 9 3 0		12	22	(113)	32	(113)	42	0	52		62	64
の 特附	附		(農地中間管理機構に賃借権を 設定した農地) (存続期間15年 以上)	評 価 額 課税標準額	1/2	3 1 3 2	. 0							0		<u> </u>		
 	則	第32項	(市民緑地)	評 価 額課税標準額	-	3 3 3 4	0							0			2	3
条 の よ 又 は	第	第33項	(地域福利増進事業)	評価額課税標準額評価額	2/3	3 5 3 6 3 7	0							0				
りが減				課税標準額評価額	3/4	3 8	0							0				
1 額 5 条	1		(浸水被害軽減地区)	課税標準額 評 価 額	-	4 0	0	174, 34	.5					0			2	3
8 の 3 の 規 定	5		(滞在快適性等向上施設)	課税標準額 評 価 額	_	4 2	0	105, 50						105, 509		0	1	2
。 る 額 税	条		(課税標準額 評 価 額 課税標準額	1/3	4 4 4 5 4 6	0							0				

^{※「}課税標準の特例率(わがまち特例)(6)(7)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、(1)~(5)が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地	方グ	、共 🖯	団体:	-	ド	表番	子号
2	2	1	0	0	7	7 5	8
							$\overline{}$

都	道系	牙 県	名	静岡県
市	町	村	名	静岡市

										(1)		(2)		(3)		(4)		(5)	(6)	(7)
	_			lil.		44-				宅	地	等	農	地	土	地計	家	屋	課税	標 準 (A)
					目 等	特例	行	番号	+	宅 地		その他	/12	70		7 <u>2</u> pi		Æ		例 率 (B)
×	分	•			_	率				(千円)	(千円)		(千円)		(千円	,	(千円)		まち特例) (B)
よ則法第附	の法附						9	-	12	(117			32	(117)	42	(117	52	(117)	62 /	64 S
1 則 り 5 第	則第	第 9 頂		道・四国に係る特例) 第15条の3の適用のあるも	評価額	1/2	0	1 (0								0			
条1 の5 減3条	1 5	37 2 -X	のを除く		課税標準額			2 (_								0	0		
の ` #B ※E	2条							_												
額定附に則	附	第1項		社等に係る承継特例) 第15条の2第2項のJR三島特	評価額	3/5	0	3 (0	2, 317, 83	4					2, 317, 83	4			
と よる課税 な な	第	74.2		ものを除く)	課税標準額	0,0	0	4 (0	1, 393, 134	4					1, 393, 13	4	0		
な標の準2	1 5 条	Mr 1 TE		社等に係る承継特例)	評 価 額	0/10	0	5 (0											
特は	の 3	第1項		第15条の2第2項のJR三島特 ものに限る)	課税標準額	3/10	0	6 (0								0	0		
洞	産る設	術修1:	法			1 /9		Ī								/			/	
額		公実1:		減額分に相当する課税	总標準額	1/3 減額	0	7 (0						_			0		
改	の質す	施芸改の	の第					-	_		-		_							\forall
正	正法	第2項		則第15条第33項 ・移住等環境整備推進法	評価額	1/3	0	8 (0											
法	の規	214 - 24	人)) H 4 3 () () () () ()	課税標準額	_, _	0	9 (0								0			
	定に			別第16条の2 8年熊本地震に係る被災	Shire () to land ()	1/2					1						1			1 /
	よ る	第3項	代替家園	屋等に対する都市計画税	減額分に相当する課税標準額	減額	1	0 (0						_			0		
	もの		の減額) 旧法附則	則第16条の 3				<u> </u>			Y						_		/	+
3	令和	第4項	(平成3	0年7月豪雨に係る被災	減額分に相当する課税標準額	1/2	1	1 (0									0		
	7 :年		代替家屋 の減額)	屋等に対する都市計画税	公体化物生物	減額					١.		/							
則 6	に改 よ正			則第15条第32項	評 価 額		1	2 (0								0			
2 改 9 正	もの の規	第3項		事業所内保育施設)	課税標準額	-	1	3 (0								0	0	1	3
第	令定 の改 今正		旧注附目		評価額		1	4 (0		t						0			
#	令正 和法		(立地記	の第15米第57号 秀導促進施設) 有効期間 5 年以上)		2/3		<u> </u>			+									
1 4	4 の 年規	第3項	(防火1	月別州則 3 平以工/	課税標準額		1	5 (U											
Ī	改定 正に 上			則第15条第37項 香蕉促進拡張)	評 価 額	0/2	1	6 (0								0			
[5	法よ 附る			秀導促進施設) 自効期間10年以上)	課税標準額	2/3	1	7 (0									/	/	
	₩ F=== 4	M last MHz on	de tel -te	(わがまち特例) (6)(7):	11:	fide (m) -	1 2 77	/ml 4	HI 1	ている場合は始	la /+1	[家を入力] 制定]	> . 3. >	\提合け「-	- ト た 7	λ カオストレ	1 たがっ	- (1)	(5) 75 [0]	の堪会に

地	表番	号					
2	2	1	0	0	7	7 5	8
							_

都	道系	牙 県	名	静岡県
市	町	村	名	静岡市

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
						宅 均	地 等	農地	土地計	家屋	課税	票 準 (A)
		地 [等	特例	行番号	宅 地	その他	展 坦	PE PI	水 庄	の特(列 率 (B)
区 分				率	13 🖽 .3						(わがま	ち特例)
第改の定改					0	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(A)	(B)
正令に正 1 7 法和よ法	第2項	旧法附則第15条第20項 (都市鉄道利便増進施設)	評 価 額	2/3	1 8 0			*			")
・附3るの 条則年も規		(郁印鉄坦利便增進應故)	課税標準額		1 9 0					0		
第の改	第3項	旧法附則第15条第21項	評 価 額	1/0	2 0 0							
和法 2の 1年規	弗3垻	(国立大学校舎)	課税標準額	1/2	2 1 0					0		
8 改定 正に	ht - ra	旧法附則第15条第40項 (認定誘導事業)	評 価 額		2 2 0							
法よ 附る 条則も	第5項	(地域決定型地方税制特例措置 (わがまち特例) 適用分)	課税標準額		2 3 0					0	4	5
法成に改 附2よ正 8則6る法	第2項	旧法附則第15条第20項	評 価 額	1/2	2 4 0							
条第年もの 1改の規 7正平定	W T W	(スーパー中枢港湾)	課税標準額	1/2	2 5 0					0		
平改 成正	第4項	旧法第349条の3第31項	評 価 額	1/3	2 6 0							
2 3 法	NJ 1 -X	(社会保険診療報酬支払基金)	課税標準額	1/0	2 7 0					0		
年の	第5項	旧法第349条の3第32項	評価額	1/3	2 8 0							
改規 正定	W. O. W	(自動車安全運転センター)	課税標準額	1/0	2 9 0					0		
法 1	学 C T百	旧法第349条の3第33項 (郵便貯金・簡易生命保険管理	評価額	1/2	3 0 0						\setminus	
附より	第 04	機構)	課税標準額	1/2	3 1 0					0		
第 9 も	第10項	旧法附則第15条第35項 (指定特定重要港湾に係る港湾	評価額	1/2	3 2 0							
条の	分10点	施設)	課税標準額	1/2	3 3 0					0		
則2よ改 2る正	第 4 百	旧法附則第15条第36項	評価額	1/2	3 4 0							
7年も法	第4項 (PFI公共荷さばき施設)		課税標準額	1/2	3 5 0					0		
1 正の規	第5項	旧法附則第15条第37項	評価額	1/9	3 6 0							
4 法平定 条附成に	界 0 俱	(PFI一般廃棄物処理施設)	課税標準額	1/2	3 7 0					0		

地	表番	号					
2	2	1	0	0	7	7 5	8
							_

都	道系	牙 県	名	静岡県
市	町	村	名	静岡市

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6) (7)
						宅	地 等	農地	土地計	家 屋	課 税 標 準 (A)
		地 [目 等	特例	行番号	宅 地	その他)FC 15	工工工	水 座	の 特 例 率 (B)
区分			_	率							(わがまち特例)
改改	I		$\overline{}$		9	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(A) (B)
正正法		旧法第349条の3第25項 (日本電気計器検定所)	評価額	1/2	3 8 0						
お規		(日本電気計器快足所)	課税標準額		3 9 0					0	
定附に		旧法第349条の3第26項	評 価 額	1/2	4 0 0						
より	第2項	(日本消防検定協会)	課税標準額	1/2	4 1 0					0	
4		旧法第349条の3第27項	評 価 額	1/2	4 2 0						
第の平		(小型船舶検査機構)	課税標準額	1/2	4 3 0					0	
1 成 6 2		旧法第349条の3第28項	評 価 額	1/2	4 4 0						
0 条年		(軽自動車検査協会)	課税標準額	1/2	4 5 0					0	
則1よ改 7る正	第4項	旧法第349条の3第39項	評 価 額	1/6	4 6 0						
第年も法 数	many	(社会保険診療報酬支払基金)	課税標準額	1/0	4 7 0					0	
1 0 0 2 0 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	第5項	旧法第349条の3第40項	評価額	1/6	4 8 0						
条附成に	370-X	(社会保険診療報酬支払基金) 旧法第349条の3第40項 (自動車安全運転センター)	課税標準額	1/0	4 9 0					0	
年改 改 改法		旧法第349条の3第28項	評価額	1/3	5 0 0						
		(日本電気計器検定所)	課税標準額		5 1 0					0	
正の 規 法定		旧法第349条の3第29項	評 価 額	1/3	5 2 0						
附よ	第3項	(日本消防検定協会)	課税標準額	1,0	5 3 0					0	
則る も	3,00%	旧法第349条の3第30項	評 価 額	1/3	5 4 0						
第の		(小型船舶検査機構)	課税標準額	1,0	5 5 0					0	
8成		旧法第349条の3第31項	評価額	1/3	5 6 0						
1 条 5		(軽自動車検査協会)	課税標準額	1,0	5 7 0					37, 331	
第則年の 第改平 2 1 正成	に正	旧法附則第15条第19項	評 価 額	1/2	5 8 0				0		
3 法 1	上成る法 は法1るの 長附0も規 (指定法人等大規模外貿		課税標準額		5 9 0				0	0	

地	表番	子号					
2	2	1	0	0	7	7 5	8
							_

都	道斥	牙 県	名	静岡県
市	町	村	名	静岡市

							(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6) (7)
		_			4.6		宅	地等	- 農 地	土地計	家屋	課 税 標 準 <u>(A</u>
			地	目 等	特例	行番号	宅 地	その他)EC 15	工 25 町	水 座	の 特 例 率 (B
区	分				率							(わがまち特例)
平改						9	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(A) (B)
成正				評 価 額	1/3	6 0 0						
7 法		旧法第349条 (農業・生物	の3第27項 め系特定産業事業研究機	課税標準額		6 1 0					0	
- 法 年		構)		評 価 額	1/6	6 2 0						
サの改				課税標準額	1/6	6 3 0					0	
正規		旧法第349条の3第30項 (日本電気計器検定所)		評 価 額	1/6	6 4 0						
法定	第3項			課税標準額	1/0	6 5 0					0	
附に		旧法第349条	の 3 第31項	評価額	1/6	6 6 0						
		(日本消防核	食定協会)	課税標準額	1/6	6 7 0					0	
則よ		旧法第349条		評 価 額	1/6	6 8 0						
第る		(小型船舶核	食査機構)	課税標準額	1/0	6 9 0					0	
1 2 5		旧法第349条		評 価 額	1/6	7 0 0						
条の		(軽自動車椅	食査協会)	課税標準額	1/6 i	7 1 0					0	
		合	}	評 価 額		7 2 0	2, 979, 572	82, 826	0	3, 062, 398	3	
		Ц	ΡI	課税標準額		7 3 0	1, 804, 605	57, 510	0	1, 862, 115	5, 931, 147	
	第条9		市街化区域農地としての評	严価額		7 4 0				(
	項 5		徴収猶予分に相当する課税	总標準額		7 5 0				(
	第条領		市街化区域農地としての評	平価額		7 6 0				(
		の2附 59則 懲収猶予分に相当する課税標準額			7 7 0				(
		第条第法 市街化区域農地としての評価額			7 8 0				(
	項 1 の 2 附 6 5 9 則 減額分に相当する課税標準額		車額		7 9 0				(
		第法	市街化区域農地としての評	平価額		8 0 0				(
	項1の 75	9 則	減額分に相当する課税標準	車額		8 1 0				(

地	表番	号					
2	2	1	0	0	7	7 5	8
							_

都道	存 県	名	静岡県
市町	村	名	静岡市

						(1)			(2)		(;	3)		(4)	(5)	(6)	(7)						
	地目等	特			-	宅	爿		等		農	地	土	地 計	家屋	課税	標 準 (A)						
区分	地口寺	例率	行	行番号		行番号		亍番 号		亍番 号		宅 地		そ	0	他							例 率 (B) まち特例)
		, 1				((千円)			(千円)		(千円)		(千円	(千円		まり行例) (B)						
る及と税条法 特びな免第附 例家屋に区項(第 置に土城(5 係地外課5	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額	8	2		12		22		,	32		42		52	62	64 65						
置係及な除項5法 ので区域課条 をびって域課条 の場合では の場合では の場合では の場合では の場合では のがまたが のがまが のがまが のがまが のがまが のがまが のがまが のがまが のがまが のがまが のがまが のがまが のがまが のがまが のがまが のがもが のがまが のがまが のがまが のがまが のがまが のがもが のが のがもが のがもが のがもが のがもが のがもが のがもが のがもが のがもが のがもが のがもが のが のがもが のがもが のがもが のがもが のがもが のがもが のがもが のがもが のがもが のがもが のが のがもが のがもが のがもが のがもが のがもが のがもが のがもが のがもが のがもが のがもが のが のがもが のがもが のがもが のがもが のがもが のがもが のがもが のがもが のがもが のがもが のが のがもが のがもが のが のがもが のがもが のがもが のが のがもが のがもが のがもが のがもが の	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額	8	3	0										0	0							
置係及な除項5法 ので区域課条 ので区域課条 関屋土外税第則 指に地と免8第	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額	8	4	0										0	0							
特用る大項 5 法 例地被震災東 6 6 附 措に災災に日第第 監解住に日第第 る宅よ本 1 第	減額分に相当する課税標準額		8	5	0										0								
例地代に日15法 措に替よ本06所 選係住る大項(条 で宅被渡(東第第	減額分に相当する課税標準額			6											0								
置係代に日15法 る替よ本16 特家の大項。	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額	8	7	0											0							
特家る大項 条則 例屋被震へ 措に災災東第第		1/3 減額	8	8	0										1	0							

地	地方公共団体コード								
2	2	1	0	0	7	7 5	8		
							_		

都道府県名	静岡県
市町村名	静岡市

				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6) (7)
区分	地 目 等	特例率	行番号	宅地	也 等 そ の 他	- 農 地	土地計	家 屋	課 税 標 準 (A) の 特 例 率 (B) (わがまち特例)
				(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(A) (B)
がれて 特替用難 ³ 5 例住地区項 6	減額分に相当する課税標準額		8 9 0	12	22	32	0	52	62 64 65
のに困第法 特係難1附 例る区4則 措代域項第	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額	9 0 0					C	
置 替内(5 家家居6 屋屋住条	映版力に作当する味気候学報	1/3 減額	9 1 0					C	

地	地方公共団体コード							
2	2	1	0	0	7	⁷ 5	9	

第59表 宅地等の負担調整に関する調 (法定免税点以上のもの)

都 道 府 県 名 静岡県 市 町 村 名 静岡市

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区 分	行	番	무	納税義務者	地積	決定価格	課 税 標 準 額	筆 数
						(人)	(千m²)	(千円)	(千円)	(筆)
	小	負担水準1.0以上	9 0	1	0	154, 243	29, 349	³⁹ 2, 018, 105, 023	⁵⁴ 672, 701, 674	244, 659
		負担水準0.95以上1.0未満	0	2	0	3, 905	632	71, 958, 070	23, 986, 023	5, 476
	規	負担水準0.9以上0.95未満	0	3	0	629	96	15, 113, 610	4, 942, 856	872
		負担水準0.85以上0.9未満			0		24	2, 583, 785	797, 919	269
	模	負担水準0.8以上0.85未満	0	5	0	35	6	325, 728	94, 874	60
		負担水準0.75以上0.8未満			0	46		346, 735	95, 124	66
	住	負担水準0.7以上0.75未満			0			548, 160	142, 655	68
		負担水準0.65以上0.7未満			0	16		274, 286	65, 550	27
	宅	負担水準0.6以上0.65未満			0	22		184, 833	41, 003	31
		負担水準0.55以上0.6未満			0			156, 087	32, 566	22
	用	負担水準0.5以上0.55未満			0	5	1	35, 643	6, 717	5
		負担水準0.45以上0.5未満			0	1		4, 257	747	
	地	負担水準0.4以上0.45未満	_		0					
宅		負担水準0.35以上0.4未満		•	0					
-1		負担水準0.3以上0.35未満			0					
		負担水準0.25以上0.3未満			0					
	個	負担水準0.2以上0.25未満		•	0					
		負担水準0.15以上0.2未満 負担水準0.1以上0.15未満			0					
	人	負担水準0.05以上0.1未満			0					
		負担水準0.05永満 10.05未満	_		0	+				
)		_					つ	τ	
		計			0			2, 109, 636, 217		251, 557
		負担水準1.0以上			0	2, 844			44, 653, 471	7, 786
	小	負担水準0.95以上1.0未満			0	154			2, 105, 420	287
	ты	負担水準0.9以上0.95未満			0	35		1, 544, 571	504, 001	68
	規	負担水準0.85以上0.9未満			0	6	1	198, 179		12
	模	負担水準0.8以上0.85未満 年日本20.8以上0.04本港			0	2		10, 075	2, 954	2
	快	負担水準0.75以上0.8未満 年日本2000年10月1日 2.75本港			0	1	1	61, 738	16, 106	1
抴	仕:	負担水準0.7以上0.75未満 負担水準0.65以上0.7未満				1	1	01, 730	10, 100	
200	II.	負担水準0.6以上0.65未満			0	2		13, 541	3,013	9
	字	負担水準0.55以上0.6未満	_	-	0	J		15, 541	5,015	· ·
		負担水準0.5以上0.55未満			0					
	用	負担水準0.45以上0.5未満	_		0	1		6, 226	1,092	9
	/13	負担水準0.4以上0.45未満	_	-	0			0, 220	1,092	
	地	負担水準0.35以上0.4未満			0					
	_	負担水準0.3以上0.35未満	_	-	0		1			
	(負担水準0.25以上0.3未満	_		0					
		負担水準0.2以上0.25未満	_		0					
	法	負担水準0.15以上0.2未満		_	0					
		負担水準0.1以上0.15未満		-	0					
	人	負担水準0.05以上0.1未満	_	-	0					
		負担水準0.05未満			0					
		計			0		1, 704	² 142, 111, 003	^{ts} 47, 347, 504	8, 161
		PΙ	4	1		5,040	1, 104	172, 111, 003	11,011,004	0, 101

地	表番号						
2	2	1	0	0	7	⁷ 5	9

第59表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区 分	行	番	묽	納税義務者	地積	決定価格	課税標準額	筆 数
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				(人)	(千m²)	(千円)	(千円)	(筆)
	_	負担水準1.0以上	⁹ 4	5	0	¹² 38, 795	5, 086	³⁹ 308, 700, 791	⁵⁴ 205, 800, 527	71, 961
		負担水準0.95以上1.0未満	4	6	0	803	99	9, 562, 826	6, 375, 217	1, 322
	般	負担水準0.9以上0.95未満	4	7	0	115	18	2, 021, 197	1, 323, 090	184
	月又	負担水準0.85以上0.9未満	4	8	0	32	3	198, 115	122, 343	6
		負担水準0.8以上0.85未満	4	9	0	8	1	51, 057	29, 727	1
	任	負担水準0.75以上0.8未満	5	0	0	9		67, 223	36, 372	1
		負担水準0.7以上0.75未満		1		23		102, 461	53, 085	3
	宅	負担水準0.65以上0.7未満		2		10		57, 596	27, 957	1
		負担水準0.6以上0.65未満		3		18		88, 511	39, 431	2
	用	負担水準0.55以上0.6未満		4		10		31, 349	13, 048	1
		負担水準0.5以上0.55未満		5		2		16, 776	6, 192	
	地	負担水準0.45以上0.5未満		6						
		負担水準0.4以上0.45未満		7						
<i>-</i>		負担水準0.35以上0.4未満		8						
宅		負担水準0.3以上0.35未満		9						
	/	負担水準0.25以上0.3未満		0						
	旭	負担水準0.2以上0.25未満		1						
		負担水準0.15以上0.2未満		2						
	人	負担水準0.1以上0.15未満		3						
		負担水準0.05以上0.1未満		4						
	$\overline{}$	負担水準0.05未満		5				19	v2.	
		計		6		39, 825	5, 214	320, 897, 902	th 213, 826, 989	73, 65
		負担水準1.0以上		7		624		6, 809, 741	4, 539, 827	1, 34
	_	負担水準0.95以上1.0未満		8		19		370, 802	247, 201	3
		負担水準0.9以上0.95未満		9		3		8, 374	5, 524	
	般	負担水準0.85以上0.9未満		0						
		負担水準0.8以上0.85未満		1						
	住	負担水準0.75以上0.8未満		2						
地		負担水準0.7以上0.75未満		3						
地	字	負担水準0.65以上0.7未満 負担水準0.6以上0.65未満		4		,		600	071	
	-	負担水準0.55℃ 0.5大海		5		1		620	271	
	用	負担水準0.55以上0.6未満 負担水準0.5以上0.55未満		6 7						
	/13	負担水準0.45以上0.5未満		8						
	抽	負担水準0.4以上0.45未満		9						
	기반	負担水準0.35以上0.45木綱 負担水準0.35以上0.4未満		0						
		負担水準0.3以上0.35未満		1						
		負担水準0.25以上0.33未満		2						
	3/4-	負担水準0.2以上0.25未満		3						
	法	負担水準0.15以上0.2未満		4						
	Ι.	負担水準0.1以上0.15未満		5						
	人	負担水準0.05以上0.1未満		6						
		負担水準0.05未満		7						
	_				-	0.15	440	a 7 100 For	Ø 4 700 000	1 05
		計	8	8	0	647	110	7, 189, 537	4, 792, 823	1, 37

地	方々	3共2	団体:	コー	ド	表番	子子
2	2	1	0	0	7	⁷ 6	08

第60表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

						(1)	(2)	(3)	(4)		(5)
		区	行	番	문	納税義務者	地積	決定価格	課税標準額	筆	
		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,				(人)	(千m²)		(千円)		(筆)
	31/-	負担水準0.7超	90	1	0	4, 854	1, 65	4 ³⁹ 64, 731, 290	45, 311, 903	69	9, 937
	D.F.	負担水準0.65以上0.7以下	0	2	0	11, 967	4, 70	1 316, 954, 257	217, 829, 623		24, 114
		負担水準0.6以上0.65未満		3		3, 546		, ,			6, 252
	•	負担水準0.55以上0.6未満		4		910					1, 335
	$\overline{}$	負担水準0.5以上0.55未満		5		33			718, 800		45
	非	負担水準0.45以上0.5未満		6		14	ļ	1 49, 257			14
	۸.	負担水準0.4以上0.45未満		7		145	1-				178
		負担水準0.35以上0.4未満		8		2		247, 678	105, 653		2
		負担水準0.3以上0.35未満		9							
	/ 13	負担水準0.25以上0.3未満		0							
	地	負担水準0.2以上0.25未満		1							
宅		負担水準0.15以上0.2未満		2							
	/ma	負担水準0.1以上0.15未満	_	3							
	個	負担水準0.05以上0.1未満		4							
	人	負担水準0.05未満		5					71		
)	計		6		21, 471	· ·				41, 877
		負担水準0.7超		7		940					4, 082
	業	負担水準0.65以上0.7以下		8		3, 084		, ,			13, 081
	414	負担水準0.6以上0.65未満		9		1, 232	1, 68				3, 732
	44	負担水準0.55以上0.6未満		0		420	ļ	, ,			1,006
		負担水準0.5以上0.55未満		1		11		, ,			23
		負担水準0.45以上0.5未満		2		3	5-	2, 977, 622	1, 591, 104		5
		負担水準0.4以上0.45未満		3							
地		負担水準0.35以上0.4未満		4		1		33, 816	14, 754		2
	宅	負担水準0.3以上0.35未満		5							
	ш	負担水準0.25以上0.3未満		6							
		負担水準0.2以上0.25未満 2.15年2月1日 2.15年2月1日 2.15年2月 2.15年2月2月 2.15年2月 2.15年2月 2.15年2月 2.15年2月 2.15年2月 2.15年2月2月 2.15年2月 2.15年2月 2.15年2月 2.15年2月2月 2.15年2月2月 2.15年2月2月 2.15年2月2月 2.15年2月2月 2.15年2月2月 2.15年2月2月		7							
		負担水準0.15以上0.2未満		8							
		負担水準0.1以上0.15未満		9							
	法	負担水準0.05以上0.1未満		0							
	人	負担水準0.05未満		1							
	$\overline{}$	計	3	2	0	5, 691	13, 36	745, 481, 302	489, 769, 415		21, 931
	160行及	なび320行のうち、勧告がされた特定空家等の敷地の用に供されている旧住宅用地(再掲)	3	3	0	5		43, 966	27, 389		13
	160行及	で320行のうち、勧告がされた管理不全空家等の敷地の用に供されている旧住宅用地(再掲)	3	4	0	8		54, 674	37, 092		10



第60表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	
		区 分	行	番	巾	納税義務者	地積	決定価格	課税標準額	筆 数	
		Д — — — — — — — — — — — — — — — — — — —				(人)	(千m²)	(千円)	(千円)	(筆	
宅	商業	負担水準0.70	93	5	0	1, 408	413	³⁹ 22, 467, 830	15, 727, 481	69 1,	, 8 <mark>80</mark>
	地	負担水準0.69以上0.70未満		6		7,088	2, 705	158, 979, 328	111, 034, 718	13,	, 589
地	等	負担水準0.68以上0.69未満		7		1, 731	566	, ,	, ,		, 159
	_	負担水準0.67以上0.68未満		8		1, 321	400	, ,			, 138
$\overline{}$	非	負担水準0.66以上0.67未満 2.10以上0.00以上		9		1,034					, 836
		負担水準0.65以上0.66未満		0		902		, ,			, 511
負	宅	負担水準0.64以上0.65未満 負担水準0.63以上0.64未満		1 2		861 672	287 209	29, 253, 798			, 451
	用	負担水準0.62以上0.63未満		3		746		, ,	13, 887, 155 16, 431, 832		, 094 , 253
担	地	負担水準0.61以上0.62未満		4		563					900
	•	負担水準0.60超0.61未満		5		545		, ,			, 000
水	個	負担水準0.60		6		438		, ,	7, 122, 061		554
進	\(\frac{\cappa}{\cappa}\)	計	4	7	0	17, 309	5, 935		302, 791, 954	30,	, 366
		負担水準0.70		8		468		, ,			900
0		負担水準0.69以上0.70未満		9		1, 961	6, 927		148, 051, 877		, 011
		負担水準0.68以上0.69未満		0		457		, ,			, 365
6		負担水準0.67以上0.68未満		1		368		28, 194, 785			, 040
		負担水準0.66以上0.67未満		2		269		22, 665, 143			805
5		負担水準0.65以上0.66未満		3		335					960
		負担水準0.64以上0.65未満		4		257 234		, ,			738
0	_	負担水準0.63以上0.64未満 負担水準0.62以上0.63未満		5 6		282		, ,			530 767
	地	負担水準0.61以上0.62未満		7		247					661
7		負担水準0.60超0.61未満		8		245			, ,		669
	法	負担水準0.60		9		213		, ,			367
	<u></u>	計		0		5, 336				16,	, 813



第60表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区	行	番	문	納税義務者	地	積	決定価格	課 税 標 準 額	筆 数
		E ,	1.1	ш	<i>'</i> J	(人)		(千㎡)			(筆)
	商	負担水準0.59以上0.60未満	⁹ 6	1	0	806	24	178	³⁹ 28, 474, 723	⁵⁴ 17, 084, 833	1, 1 ⁸⁰
宅	業	負担水準0.58以上0.59未満		2		56		12	2, 283, 821		85
	地	負担水準0.57以上0.58未満		3		34		15			49
抽	等	負担水準0.56以上0.57未満		4		7		6	,		13
7.5		負担水準0.55以上0.56未満		5		10		3			16
		負担水準0.54以上0.55未満		6		15		11	,	,	20
$\overline{}$	非	負担水準0.53以上0.54未満		7		1		1	,		1
	住	負担水準0.52以上0.53未満		8		6		3			9
-	宅	負担水準0.51以上0.52未満		9		10		3			11
負	_	負担水準0.50以上0.51未満		0		2		2	,		4
	用	負担水準0.49以上0.50未満		1		1			4, 067		1
担	地	負担水準0.48以上0.49未満		2		11		1	27, 873	,	11
1 =		負担水準0.47以上0.48未満		3		1			8, 059		1
	/IIII	負担水準0.46以上0.47未満		4		1			9, 258	4, 811	1
水	他	負担水準0.45超0.46未満		5							
	人	負担水準0.45		6							
準)	計		7		961		235	, ,		1, 394
	商	負担水準0.59以上0.60未満		8		391		480	, ,		926
	業	負担水準0.58以上0.59未満		9		22		7	-,,		41
0		負担水準0.57以上0.58未満		0		7		10	,		11
•	地	負担水準0.56以上0.57未満		1		4		27	, ,	, ,	6
4	等	負担水準0.55以上0.56未満		2		7		13			22
5		負担水準0.54以上0.55未満		3		5		2			6
	非	負担水準0.53以上0.54未満		4		2		12			4
(負担水準0.52以上0.53未満		5		1		1	94, 571	54, 277	5
,	住	負担水準0.51以上0.52未満	_	6							
	宅	負担水準0.50以上0.51未満		7		4		25	1, 422, 483	791, 195	8
0	用	負担水準0.49以上0.50未満		8							
	地	負担水準0.48以上0.49未満		9		3		54	2, 977, 622	1, 591, 104	5
6		負担水準0.47以上0.48未満		0							
		負担水準0.46以上0.47未満		1							
_	法	負担水準0.45超0.46未満		2							
1	人	負担水準0.45		3							
)	計	9	4	0	446		631	80, 729, 635	47, 990, 068	1, 034

地	方公	、共 🛚]体:	コー	ド	表都	昏号
2	2	1	0	0	7	⁷ 6	18

第61表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

 都道府県名
 静岡県

 市町村名
 静岡市

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区	行	番	문	納税義務者	地 積	決定価格	課税標準額	筆 数
		Σ	1.1		7	(人)	(千㎡)	(千円)	(千円)	(筆)
字	ş.	本則による課税がなされたもの(負担水準1.0以上)	9	1	0	196, 506	36, 196	³⁹ 2, 467, 575, 967	927, 695, 499	325, 749
	-	引き下げ(負担水準0.7超)による課税がなされたもの	0	2	0	5, 794	3, 596	127, 213, 709	89, 049, 596	14, 019
掛	1	住宅用地以外の宅地において負担水準0.6以上0.7以下	0	3	0	19, 829	16, 727	1, 055, 506, 445	700, 818, 854	47, 179
	-	上記以外で負担水準0.2未満を除いたもの		4		7, 671	1,850	227, 666, 675	109, 889, 237	11,609
計	-	負担水準0.2未満	0	5	0	0	0	0	0	0
н		計		6		229, 800			[†] 1, 827, 453, 186	398, 556
	宅	負担水準0.7超		7		1, 955		8, 962, 656		3, 350
	-L	負担水準0.65以上0.7以下		8		5, 868		86, 247, 904	58, 991, 353	9, 259
	地	負担水準0.6以上0.65未満		9		2, 194		50, 026, 725		3, 132
	lul.c	負担水準0.55以上0.6未満		0		540				732
	比	負担水準0.5以上0.55未満		1		31		,	266, 077	39
	準	負担水準0.45以上0.5未満		2		13		,		18
		負担水準0.4以上0.45未満		3		3		18, 879	,	3
そ	土	負担水準0.35以上0.4未満		4		1		13, 158		10
	地	負担水準0.3以上0.35未満		5		9		185, 317	68, 121	10
		負担水準0.25以上0.3未満		6 7		9			81, 537	13
	$\overline{}$	負担水準0.2以上0.25未満 負担水準0.15以上0.2未満				3	2	79, 215	22, 107	Б
	/I⊞I	負担水準0.1以上0.15未満		8						
	III	負担水準0.05以上0.1未満		0						
	人	負担水準0.05以上0.1米個 負担水準0.05未満		1						
	\smile		_	-						
Ø		計	2	2	0	10, 626	2, 383	158, 189, 078	103, 988, 005	16, 562
V)	مياس	負担水準0.7超	2	3	0	206		10, 972, 825	7, 664, 025	2, 560
	宅	負担水準0.65以上0.7以下		4		778	525	31, 150, 407	21, 182, 671	2, 583
	地	負担水準0.6以上0.65未満		5		417		37, 584, 983	22, 930, 631	1, 766
	l	負担水準0.55以上0.6未満		6		147	471	32, 849, 050	18, 523, 175	865
	比	負担水準0.5以上0.55未満		7		3		537, 303	311, 577	4
	淮	負担水準0.45以上0.5未満	2	8	0	3				6
		負担水準0.4以上0.45未満		9		4			186, 200	5
	土	負担水準0.35以上0.4未満		0		2	14	,	375, 749	6
他	地	負担水準0.3以上0.35未満		1		1		18, 832	7, 434	2
	쁘	負担水準0.25以上0.3未満		2		1	1	19, 002	5, 871	1
	$\overline{}$	負担水準0.2以上0.25未満		3						
	2/4-	負担水準0.15以上0.2未満		4		1		1, 120	279	1
	法	負担水準0.1以上0.15未満		5						
	人	負担水準0.05以上0.1未満		6						
		負担水準0.05未満	3	7	0					
		計	3	8	0	1, 563	2, 264	115, 091, 057	71, 569, 353	7, 799



第61表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

					(1)	(2)	(3)	(4)		(5)
	区	行	番	무	納税義務者	地 積	決定価格	課 税 標 準 額	筆	数
	Д — — — — — — — — — — — — — — — — — — —	1.1		73	(人)	(千㎡)	(千円)	(千円)		(筆)
	負担水準1.0以上	3	9	0	12 654	520	³⁹ 20, 282	⁵⁴ 20, 282	69	1, 3
١.	負担水準0.95以上1.0未満	4	0	0	2		2	2		
宅以	負担水準0.9以上0.95未満 負担水準0.9以上0.95未満		1					_		
"	負担水準0.85以上0.9未満	4	2	0	1		18	17		
	負担水準0.8以上0.85未満		3							
地	負担水準0.75以上0.8未満	4	4	0	1		6	5		
外	負担水準0.7以上0.75未満	4	5	0						
	負担水準0.65以上0.7未満	4	6	0						
ماما	負担水準0.6以上0.65未満	4	7	0						
比	負担水準0.55以上0.6未満		8							
D	負担水準0.5以上0.55未満	4	9	0						
"	負担水準0.45以上0.5未満	5	0	0						
準	負担水準0.4以上0.45未満	5	1	0						
	負担水準0.35以上0.4未満	5	2	0						
	負担水準0.3以上0.35未満	5	3	0						
۱, ∸	負担水準0.25以上0.3未満		4							
土	負担水準0.2以上0.25未満	5	5	0						
	負担水準0.15以上0.2未満	5	6	0						
ᅫᆈ	負担水準0.1以上0.15未満		7							
地地	負担水準0.05以上0.1未満	5	8	0						
	負担水準0.05未満	5	9	0						
	計	6	0	0	658	520	20, 308	20, 306		1, 3
	本則による課税がなされたもの(負担水準1.0以上)	6	1	0	197, 160	36, 716	2, 467, 596, 249	927, 715, 781		327, 0
^	引き下げ(負担水準0.7超)による課税がなされたもの	6	2	0	7, 955	4, 741	147, 149, 190	102, 987, 480		19, 9
=	住宅用地以外の宅地及び宅地比準土地において負担水準0.6以上	6	3	0	29, 086	19, 593	1, 260, 516, 464	835, 041, 746		63, 9
	上記以外で負担水準0.2未満を除いたもの	6	4	0	8, 445	2, 486	276, 000, 216	137, 285, 564		13, 3
計	負担水準0.2未満		5		1	0	1, 120	279		
	計	6	6	0	242, 647	63, 536	4, 151, 263, 239	2, 003, 030, 850	や	424, 2



第61表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

 都 道 府 県 名
 静岡県

 市 町 村 名
 静岡市

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区 分	行	番	П	納税義務者	地 積	決定価格	課税標準額	筆 数
			1 J	甾	ケ	(人)	(千㎡)	(千円)	(千円)	(筆)
そ	宅	負担水準0.70	⁹ 6	7	0	598	143	³⁹ 7, 369, 024	5, 158, 317	69 80 739
	地	負担水準0.69以上0.70未満	6	8	0	2, 778	578	32, 004, 053	22, 351, 947	4, 161
の	比	負担水準0.68以上0.69未満	6	9	0	1, 038	199	14, 089, 028	9, 651, 497	1, 431
l	3#40	負担水準0.67以上0.68未満		0		845		11, 183, 272		1, 187
他	华	負担水準0.66以上0.67未満		1		685		, ,		
	土	負担水準0.65以上0.66未満		2		555		9, 215, 915		769
$\overline{}$	抽	負担水準0.64以上0.65未満		3		536		9, 507, 892		699
点	7.0	負担水準0.63以上0.64未満		4		460		9, 338, 546		612
負		負担水準0.62以上0.63未満		5		362		, ,		494
担	個	負担水準0.61以上0.62未満		6		363		, ,		513
15	A.	負担水準0.60超0.61未満		7		268	71	6, 971, 536		391
水		負担水準0.60		8		331	69	7, 972, 922	4, 783, 753	423
)	計	7	9	0	8, 819	1,866	136, 274, 629	90, 109, 590	12, 391
準	宅	負担水準0.70		0		81	30	1, 404, 973		130
	Let.	負担水準0.69以上0.70未満		1		378		11, 841, 988		1,061
0	地	負担水準0.68以上0.69未満		2		177		5, 244, 750	3, 595, 403	478
	比	負担水準0.67以上0.68未満		3		133		, ,		288
6	進	負担水準0.66以上0.67未満		4		105		4, 381, 160		372
(負担水準0.65以上0.66未満		5		125		4, 921, 978		
)	土	負担水準0.64以上0.65未満		6		103		, ,		226
0	地	負担水準0.63以上0.64未満	_	7		86		, ,		
0	$\widehat{}$	負担水準0.62以上0.63未満		8		90		5, 261, 541	3, 283, 413	
7	注	負担水準0.61以上0.62未満		9		68		, ,		
l '	14	負担水準0.60超0.61未満		0		82				408
\smile	人	負担水準0.60		1		89	137	10, 317, 772	6, 000, 823	272
)	計	9	2	0	1, 517	1,000	68, 735, 390	44, 113, 302	4, 349

第61表670行から第61表720行は第61表080行の、第61表730行から第61表780行は第61表090行の、第61表800行から第61表850行は第61表240行の、第61表860行から第61表910行は第61表250行の内数として記載すること(納税義務者数は一致しないことがある)。

地	方公	〉共 🖯]体:	コー	ド	表都	昏号
12	2	1	0	0	7	⁷ 6	28

第62表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都 道 府 県 名 静岡県 市 町 村 名 静岡市

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区 分	行	番	문	納税義務者	地 積	決定価格	課税標準額	筆 数
		~ ~	13	ш	.,	(人)	(千㎡)		(千円)	(筆)
そ	宅	負担水準0.59以上0.60未満	90	1	0	500	88	³⁹ 10, 536, 606	6, 321, 963	69 80 667
~_	地	負担水準0.58以上0.59未満		2		25	4			31
	11년	負担水準0.57以上0.58未満		3		3		109, 792	,	3
の	比	負担水準0.56以上0.57未満		4		10	1	105, 651	63, 391	22
	. –	負担水準0.55以上0.56未満		5		5		89, 226	53, 536	9
他	準	負担水準0.54以上0.55未満		6		5		61, 235		6
165		負担水準0.53以上0.54未満		7		8		76, 329		8
	土	負担水準0.52以上0.53未満		8		14				20
$\overline{}$	地	負担水準0.51以上0.52未満		9		3		51, 625	29, 212	3
	理	負担水準0.50以上0.51未満		0		2		39, 521	22, 109	2
負	(負担水準0.49以上0.50未満		1		4	1	39, 173		5
	()	負担水準0.48以上0.49未満		2		1		12, 594	6, 697	1
	個	負担水準0.47以上0.48未満		3		3	1	59, 936	31, 652	5
担		負担水準0.46以上0.47未満		4						
	人	負担水準0.45超0.46未満		5		5	1	78, 071	39, 559	7
水)	負担水準0.45		6						
/10		計	1	7	0	588	107	12, 405, 636	7, 418, 448	789
進	1	負担水準0.59以上0.60未満		8		138	467	32, 038, 990		836
		負担水準0.58以上0.59未満		9		7	1	338, 949		10
	地	負担水準0.57以上0.58未満		0		4	1	92, 589	55, 554	8
0	20	負担水準0.56以上0.57未満		1		1		23, 367	14, 020	1
	比	負担水準0.55以上0.56未満		2		4	2	355, 155	213, 093	10
4	244.	負担水準0.54以上0.55未満		3						
5	準	負担水準0.53以上0.54未満		4		2	5	481, 752	280, 303	3
	土	負担水準0.52以上0.53未満		5						
5		負担水準0.51以上0.52未満		6		1	2	55, 551	31, 274	1
	地	負担水準0.50以上0.51未満		7						
0		負担水準0.49以上0.50未満		8		2	12	684, 770	374, 774	5
0		負担水準0.48以上0.49未満		9						
6	法	負担水準0.47以上0.48未満		0						
O	12	負担水準0.46以上0.47未満	3		0	1	1	13, 429	6, 967	1
	人	負担水準0.45超0.46未満		2						
)	.)	負担水準0.45	_	3						
		計	3	4	0	160	491	34, 084, 552	19, 216, 493	875

第62表010行から第62表050行は第61表100行の、第62表060行から第62表100行は第61表110行の、第62表110行から第62表160行は第61表120行の、第62表180行から第62表220行は第61表260行の、第62表230行から第62表270行は第61表270行の、第62表280行から第62表330行は第61表280行の内数として記載すること(納税義務者数は一致しないことがある)。

$\begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	子	表番号	ド	-]体:	大人	方グ	地
2 2 1 0 0 1 0 0	8	6 3	7	0	0	1	2	2

第63表 農地の負担調整に関する調 (法定免税点以上のもの)

都道府県名	静岡県
市町村名	静岡市

							(1)		(2)		(3))	(4)		(5	j)
		X	^	4=	番	п.	納税義務者	ţ	也 積	決	定定	価 格	課税標準	額	筆	数
		<u> X</u>	分	17	畓	方	(人)		(千m²)			(千円)	(千	円)		(筆)
	本則	川による (価格の3分の2))課税がなされたもの	9 0	1	0	12	24		39			54		69	8
_		負担調整率1.025	負担水準0.95以上1.0未満	0	2	0										
		貝担調登半1.025	負担水準0.9以上0.95未満	0	3	0										
般		負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満	0	4	0										
		貝担調登半1.05	負担水準0.8以上0.85未満	0	5	0										
-		負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満	0	6	0										
市		貝但調置學1.075	負担水準0.7以上0.75未満	0	7	0										
			負担水準0.65以上0.7未満	0	8	0										
街			負担水準0.6以上0.65未満	0	9	0										
	上		負担水準0.55以上0.6未満	1	0	0										
化	記		負担水準0.5以上0.55未満	1	1	0										
16	以		負担水準0.45以上0.5未満	1	2	0										
	外		負担水準0.4以上0.45未満	1	3	0										
区		負担調整率1.10	負担水準0.35以上0.4未満	1	4	0										
		貝但調置學1.10	負担水準0.3以上0.35未満	1	5	0										
域			負担水準0.25以上0.3未満	1	6	0										
-304			負担水準0.2以上0.25未満	1	7	0										
			負担水準0.15以上0.2未満	1	8	0										
農			負担水準0.1以上0.15未満	1	9	0										
			負担水準0.05以上0.1未満	2	0	0										
地			負担水準0.05未満	2	1	0										
			計	2	2	0	Ф 0	j.	0	6		0	b	0	\$	
	本貝	川による課税がなされた	もの	2	3	0										
		負担調整率1.025	負担水準0.95以上1.0未満	2	4	0										
		貝但調置學1.025	負担水準0.9以上0.95未満	2	5	0										
_		負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満	2	6	0										
介		貝担調登半1.05	負担水準0.8以上0.85未満	2	7	0										
		負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満	2	8	0										
		貝但調置學1.075	負担水準0.7以上0.75未満	2	9	0										
			負担水準0.65以上0.7未満	3	0	0										
在			負担水準0.6以上0.65未満	3	1	0										
_	上		負担水準0.55以上0.6未満	3	2	0										
	記		負担水準0.5以上0.55未満	3	3	0										
	以		負担水準0.45以上0.5未満	3	4	0										
	外		負担水準0.4以上0.45未満	3	5	0										
農		負担調整率1.10	負担水準0.35以上0.4未満	3	6	0										
		只担则是平1.10	負担水準0.3以上0.35未満	3	7	0										
			負担水準0.25以上0.3未満	3	8	0										
			負担水準0.2以上0.25未満	3	9	0										
地			負担水準0.15以上0.2未満	4	0	0										
			負担水準0.1以上0.15未満	4	1	0										
			負担水準0.05以上0.1未満	4	2	0										
			負担水準0.05未満		3											
			計	4	4	0	0		0			0		0		

1 2 2 1 0 0 7 6 3	地	方グ	〉 共 🖯]体:	_	ド	表看	昏号
	2	2	1	0	0	7	7	3

第63表 農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都道府県名	静岡県
市町村名	静岡市

							(1)		(2)		(3)	(4)		(5)
		区	分	行	番	문	納税義務者	地	積	決	定価格	課税標準額	筆	数数
		<u> </u>	23	13	н	,,	(人)		(千㎡)		(千円)	(千円)		(筆)
	本則	川による課税がなされた	もの	9 4	5	0	1, 404	24	1,873	39	188, 004	188, 004	69	4, 50
		負担調整率1.025	負担水準0.95以上1.0未満	4	6	0								
		只是侧走平1.020	負担水準0.9以上0.95未満		7	•								
_		負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満		8	•								
		只远脚走十1.00	負担水準0.8以上0.85未満		9	•								
		負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満		0									
		713-1973-1-1-1-1	負担水準0.7以上0.75未満		1									
般			負担水準0.65以上0.7未満		2									
/IIX	١. ا		負担水準0.6以上0.65未満		3									
	上		負担水準0.55以上0.6未満		4	:								
	記以		負担水準0.5以上0.55未満		5									
	外外		負担水準0.45以上0.5未満		6									
農	21		負担水準0.4以上0.45未満		7	•								
		負担調整率1.10	負担水準0.35以上0.4未満 負担水準0.3以上0.35未満		9									
			負担水準0.25以上0.35未満 負担水準0.25以上0.3未満		0									
			負担水準0.2以上0.25未満		1	•								
Lile			負担水準0.15以上0.25米満		2	_								
地			負担水準0.1以上0.15未満		3	•								
			負担水準0.05以上0.15米満		4	•								
			負担水準0.05未満		5									
			計		6		1, 404		1,873		188, 004	188, 004		4, 5
	本則	川による課税がなされた			7		1, 404		1,873		188, 004	188, 004		4, 5
		to the standards of the same	負担水準0.95以上1.0未満	6	8	0	0		0		0	0		
		負担調整率1.025	負担水準0.9以上0.95未満	6	9	0	0		0		0	0		
			負担水準0.85以上0.9未満		0	•	0		0		0	0		
		負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.85未満		1		0		0		0	0		
			負担水準0.75以上0.8未満		2	•	0		0		0	0		
		負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.75未満	7		0	0		0		0	0		
合			211 11 2 2 11 11 11			•	0		0		0	0		
			負担水準0.65以上0.7未満		4	:	· ·					· ·		
			負担水準0.6以上0.65未満		5	•	0		0		0	0		
	上		負担水準0.55以上0.6未満	7		0	0		0		0	0		
	記		負担水準0.5以上0.55未満		7	:	0		0		0	0		
	以		負担水準0.45以上0.5未満		8	•	0		0		0	0		
	外		負担水準0.4以上0.45未満		9	•	0		0		0	0		
		負担調整率1.10	負担水準0.35以上0.4未満	8	0	0	0		0		0	0		
		只是侧歪平1.10	負担水準0.3以上0.35未満	8	1	0	0		0		0	0		
計			負担水準0.25以上0.3未満	8	2	0	0		0		0	0		
			負担水準0.2以上0.25未満	8	3	0	0		0		0	0		
			負担水準0.15以上0.2未満	8	4	0	0		0		0	0		
			負担水準0.1以上0.15未満		5		0		0		0	0		
			負担水準0.05以上0.1未満		6		0		0		0	0		
			負担水準0.05未満		7	_	0		0		0	0		
		<u> </u>				•	1 101	れ	v	3	100.004	b 100 004	を	
			計	8	8	0	1, 404		1,873		188, 004	188, 004		4, 5

4 償却資産

地	方グ	共民	引体:	コー	K	表看	昏号
1 2	2	1	0	0	7	⁷ 6	98

第69表 納税義務者数に関する調

都道府県名	静岡県
市町村名	静岡市

			(1)		(2)	(3)
個人・出入の別	区分	行番号	総	数(分(人)	法定免税点未満のもの (ロ)(人)	法定免税点以上のもの (イ)-(ロ) (ハ)(人)
個	人	0 1 0	12	8, 256		38 1, 765
法	人	0 2 0		16, 415	8, 928	7, 487
合	計	0 3 0		24, 671	15, 419	9, 252

地	方グ	共	団体:	= -	ド	表看	番号
2	2	1	0	0	7	⁷ 7	08

第70表 償却資産の価格等に関する調(市町村計)

						(1)				(2)			(3)		(4	4)	
	種類	行	番	号	決	定	価	格 (千円)	課	税	標	準	額 (千円)	課税標準の特例規定の適用を受けるもの(イ) (千円)	額 (イ)	の以外の	内のもの	訳 (ロ) (千円)
市町	構 築 物	9	1	0	12		131,	443, 127	25		12	6, 68	3, 277	3, 576, 537	51		123, 1	63 06, 740
村長	機械及び装置	0	2	0			196,	782, 153			19	2, 85	7, 679	1, 581, 268			191, 2	76, 411
が 価 格	船 舶	0	3	0			1,	945, 966				1, 10	5, 727	814, 255			2	91, 472
等を	航 空 機	0	4	0				270, 072				27	0, 072	0			2	70, 072
決定	車両及び運搬具	0	5	0			8,	039, 204				7, 65	8, 832	173, 083			7, 48	85, 749
した	工具, 器具及び備品	0	6	0			96,	543, 991			9	6, 41	7, 660	38, 131			96, 3	79, 529
もの	小 計 (ハ)	0	7	0			435,	024, 513			42	4, 99	3, 247	6, 183, 274			418, 80	09, 973
法十	総務大臣が価格等を決 定し,配分したもの	0	8	0			203,	817, 985			19	8, 44	2, 664					
三条	道府県知事が価格等を 決定し,配分したもの	0	9	0				446, 620				44	6, 620					
百関八係	小 計 (二)	1	0	0			204,	264, 605			19	8, 88	9, 284					
	3条第1項の規定により道府 が価格等を決定したもの(ホ)		1	0	3			0					0					
合計	(ハ) + (ニ) + (ホ)	1	2	0			639,	289, 118			62	3, 88	2, 531					
同内	市町村分の額	1	3	0							62	3, 88	2, 531					
上訳	道府県分の額	1	4	0		_							0					

地	方公	共民	引体	コー	ド	表看	昏号
12	2	1	0	0	7	7	1

第71表 償却資産の価格等に関する調(個人分)

								(1)				(2)					(3)				((4)	
	種	類		行	番	号	決	定	価	格 (千円)	課	税	標	準	額 (千円)	課税適用	標準でを受け	の特	もの	準 定の (イ) (千円)	(1)	以外	内 のもの	訳 (ロ) (千円)
市町	構	築	物	90	1	0	12		5,	039, 603	25				9, 603	38				0	51		5, 0	63 39, 603
村長	機械	及び	装 置	0	2	0			2,	175, 563				2, 14	8, 923				1	6, 035			2, 1	32, 888
が 価 ***	船	}	舟白	0	3	0				165, 021				9	1, 100				7	3, 920				17, 180
格等を	航	空	機	0	4	0				0					0					0				0
決定	車両	及び道	重搬 具	0	5	0				6, 455					6, 455					0				6, 455
した	工具,	器具及	び備品	0	6	0			2,	025, 847				1, 99	8, 748				8	5, 792			1,9	92, 956
も の	小	, 1	汁 (ハ)	0	7	0			9,	412, 489				9, 28	4, 829				9	5, 747			9, 1	89, 082
法十第九			各等を決 たもの	0	8	0				0					0			_						
三条	道府県5	知事が信 配分し	T格等を したもの	0	9	0				0					0			_						
百関八係	/]·	, i	計 (二)	1	0	0				0					0									
			より道府 こもの(ホ)	1	1	0				0					0									
合計	(ハ) +	(=)	+ (ホ)	1	2	0			9,	412, 489				9, 28	4, 829			_						
同内	市町	村 分	の額	1	3	0								9, 28	4, 829			_						
上訳	道府	県 分	の額	1	4	0									0			_						

挫	方グ	类区	団体	コー	ド	表征	番号
1 2	2	1	0	0	7	7	2

第72表 償却資産の価格等に関する調(法人分)

								((1)				(2)					(3)					(4)	
	種	類		行	番	号	決	定	価	格 (千円)	課	税	標	準	額 (千円)	課税	果 移 上標準の を受り	の特	標例がもの	準 見定の (イ) (千円)	(1)	の以外	内のもの	訳) (ロ) (千円)
市町	構	築	物	90	1	0	12		126,	403, 524	25		12		3, 674	38			3, 57	6, 537	51		118, 0	067, 137
村 長	機械	及び	装 置	0	2	0			194,	606, 590			19	0, 70	8, 756				1, 56	5, 233	3		189, 1	143, 523
が 価 格	船	ì	拍	0	3	0			1,	780, 945				1,01	4, 627				74	0, 335	5		2	274, 292
等を	航	空	機	0	4	0				270, 072				27	0, 072					(2	270, 072
決定	車両	及び追	重搬 具	0	5	0			8,	032, 749			9	7, 65	2, 377				17	3, 083	3		7, 4	179, 294
した	工具,	器具及	び備品	0	6	0			94,	518, 144			9	4, 41	8, 912				3	2, 339			94, 3	386, 573
も の	小	i = 1	十 (ハ)	0	7	0			425,	612, 024			41	5, 70	8, 418				6, 08	7, 527			409, 6	520, 891
法十第九			各等を決 たもの	0	8	0			203,	817, 985			19	8, 44	2, 664			_		_				
三条	道府県知決定し,	田事が信 配分し	m格等を したもの	0	9	0				446, 620				44	6, 620	_		_						
百関八係	小	言	十 (二)	1	0	0	,		204,	264, 605			19	8, 88	9, 284									
	3条第1項 が価格等を			1	1	0				0					0									
合計	(ハ) +	(=)	+ (ホ)	1	2	0			629,	876, 629			61	4, 59	7, 702	_		_	_					
同内	市町	村 分	の額	1	3	0					_		61	4, 59	7, 702	_		_						
上訳	道府	県 分	の額	1	4	0									0			_						

抴	方グ	共	引体:	コー	ド	表看	番号
2	2	1	0	0	7	7	3

第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(1) (法第349条の3、法第349条の3の4関係)

都道府県名	静岡県
市町村名	静岡市

							(1				2)		(3)			(4))	
						決	定	価	格	課		標	準 <u>(B)</u>	部				
		区 分	行	番	号					0)		例	率 (C)		(A)	\times		B) (D)
					,			(,	A) (千円)		В)		(C)				(C) (千円)
	第 1 項	(新線構築物)	9	1	0	12				25		1 27	3	29				
法			0	2	0							2	3					
	3	(新線立体交差化施設)	0	3	0						- 1	1	6					
第			0	4	0						3	1	3					
	第 2 項	(ガス事業用資産)	0	5	0				5, 200, 021		}	1	3					1, 733, 340
\equiv			0	6	0				2, 500, 996			2	3				8	1, 667, 331
	第 3 項	(農業協同組合等共同利用機械)	0	7	0							1	2					
百	第 4 項	(外航船舶)	0	8	0				38, 974			1	6					6, 495
-		(準外航船舶)	0	9	0							1	4					
	第 5 項	(内航船舶)	1	0	0				1,615,520)	1	2					807, 760
四	第 6 項	(離島航路事業用内航船舶 (349条の3⑤との連乗後))	1	1	0) E	1	6					
4.	第 7 項	(国際路線用航空機)	1	2	0						3	1	5					
			1	3	0						į	1	10					
九			1	4	0							2	15					
	第 8 項	(離島路線用航空機)	1	5	0							1	3					
条			1	6	0						2	2	3					
100		(小型離島航空機)	1	7	0							1	4					
0	第 9 項	(日本放送協会)	1	8	0				1, 276, 247			1	2					638, 123
	第 10 項	(日本原子力開発機構)	1	9	0						1	1	3					
_			2	0	0							2	3					
三	第 12 項	(新幹線に係る鉄軌道用資産)	2	1	0							1	6					
			2	2	0						1	1	3					

地力	方公	:共E	団体	コー	k	表看	番号
2	2	1	0	0	7	7	3

第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(1) (法第349条の3、法第349条の3の4関係つづき)

都道府県名	静岡県
市町村名	静岡市

							(1)			(2)		(:				(4)		
						決	定	価	格	課	税	標	準	(B)	課	税	標	準	額
		区 分	行 番	手 号	8					0)	特	例		(C)	(A)		\times	(B)	
								(A) (千円		(B)		((C)				(C)	(千円)
	第 13 項	①(青函·本四 鉄道施設)	9		12					25		, 2	27	c	29				
				3 0	_							1		6					
法		②(青函·本四 新線構築物)	2 4	1								1		18					
			2 5	0								1		9					
第		③(青函·本四 新線立体交差化施設)	2 6	6 0								1		36					
弗			2 7	7 0								1		18					
		④(青函・本四 変・送電用資産)	2 8	3 0								1		10					
三	第 14 項	(河川事業鉄軌道用資産)	2 9	0								2		3					
			3 (0 0								5		6					
2			3]	. 0								1		6					
百			3 2	2 0								1		3					
	第 15 項	(宇宙航空研究開発機構)		3 0								1		3					
四	21.		-	1 0	-							2		3					
	第 16 項	(海洋研究開発機構)		5 0	_				14, 50	9		1		3					4, 836
	71 7.	(Hall Alvalia) Elization		6 0	-				,			2		3					
+	第 17 項	(水資源機構)		7 0	-					+		1		2					
	N/ 11 X			3 0	+					+		3		1	\$ 52				
九	第 18 項	①(特定地方交通線)	3 9	-	-					-		1		1					
/ -	N 10 H	②(新線構築物)	-) 0	+-					+		1		12					
		②(利脉(性条例)		-	_					+		1		6					
条		(a) (a) (a) - (b) - (c)	4]	-	-					+		1		Ū					
		③(新線立体交差化施設)		2 0	-							1		24					
0				3 0	_							1		12					
0)		④(河川事業鉄軌道用資産)		1 0	_					4		1		6					
			4 5									5		24					
三				6 0								1		24					
			4 7	7 0								1		12					
		⑤(変・送電用資産)	4 8	3 0								3		20					

地	方グ	、共 国	団体	コー	K	表看	昏号	
2	2	1	0	0	7	7	3	

第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(1) (法第349条の3、法第349条の3の4関係つづき)

都	道系	守 県	名	静岡県
市	町	村	名	静岡市

							1)			(2)		(3)			(4)		
	区 分	行	番	号	決	定	価(A	格) (千円)	課の		標例	準 (B) 率 (C)	課 (A	税)	標 ×	準 (B) (C)	額 (D) (千円)
	第 19 項 (新エネルギー・産業技術総合開発機構)	9	9	0	12		(2.2	.7 (1137	25	(D)	1		29			(0)	(114)
法		5	0	0							2	3					
04400	第 20 項 (科学技術振興機構)	5	1	0							1	2					
第	第 22 項 (新関西国際空港㈱)	5	2	0							1	2					
	第 23 項 (信用協同組合等)	5	3	0						1	3	5					
三	第 24 項 (変・送電用資産(鉄道事業用))	5	4	0						-	3	5					
	第 25 項 (中部国際空港㈱)	5	5	0							1	2					
百	第 26 項 (外国貿易用コンテナー)	5	6	0							4	5					
四	第 27 項 (家庭的保育事業) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5	7	0							1	3					
+	第 28 項 (居宅訪問型保育事業) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5	8	0							1	3					
九	第 29 項 (事業所内保育事業) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5	9	0							1	3					
	第 30 項 (認定生活困窮者就労訓練事業)	6	0	0							1	2					
条	第 31 項 (国立研究開発法人日本医療研究開発機構)	6	1	0							1	3					
		6	2	0							2	3					
0)	(国立研究開発法人科学技術振興機構からの譲渡)	6	3	0							1	2					
	第 32 項 (量子科学技術研究開発機構)	6	4	0							1	3					
Ξ		6	5	0							2	3					
	第 33 項 (世界遺産)	6	6	0							1	3					
法第3	49条の3の4 (被災代替償却資産)	6	7	0							1	2					
	合計	6	8	0			10	646, 267		3	-	-				4, 8	57, 885

地	方グ	共民	団体:	=	ド	表征	昏号
1 2	2	1	0	0	7	7	4

第74表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(2) (法第349条の3、法第349条の3の4関係)

都道府県	名	静岡県
市町村	名	静岡市

							(1)				(2)		(3				(4)		
		-				決	定	価	格	課		標	準	(B)	課		標	準	額
	×	分	行 番	号				()	() (TII)	の	1075	例		(C)	(A)	\times	(B)	
	旧 第1項 (送電	電用資産・電気事業用)	9	1	12			(F	4) (千円)	25	(B)	12	(C	.)	29			(C)	(千円)
	田 第1項 (区)	电// 頁座·电X(尹朱///)	0 1	0								1		3					
法			0 2	0								2		3					
124	(変電	電所・電気事業用)	0 3	0								3		5					
			0 4	0								3		4					
第	旧第2項(ガン	ス事業用資産)	0 5	0								2		3					
			0 6	0								5		6					
三	旧第13項(立位	体交差化施設)	0 7	0								-		-					
=	旧第18項(熱信	供給事業用資産)	0 8	0								1		3					
			0 9	0								2		3					
百	旧第19項(地	下道又は跨線道路橋)	1 0	0								1		2					
120	旧第21項(車局	庫構築物・立体交差化施設)	1 1	0								1		3					
	旧第27項(生物	物系特定産業技術研究推進機構)	1 2	0								1		6					
四			1 3	0								1		3					
	旧第24項(特別	定鉄道路線構築物)	1 4	0								1		2					
+	旧第25項(日本	本電気計器検定所)	1 5	0								1		2					
<u>.</u>			1 6	:								1		3					
	2		1 7	0								1		6					
九	旧第26項(日本	本消防検定協会)	1 8	0								1		2					
			1 9	0								1		3					
200			2 0	0								1		6					
条	旧第27項(小型	型船舶検査機構)	2 1	0								1		2					
			2 2									1		3					
0			2 3	:								1		6					
	旧第28項(軽	自動車検査協会)	2 4	0					29			1		2					15
			2 5	1					2, 481			1		3					827
三			2 6	-								1		6					
	旧第31項(社会	会保険診療報酬支払基金)	2 7	0								1		3					
			2 8	0								1		6					

地	方グ	共	団体:	コー	ド	表看	番号
2	2	1	0	0	7	7	4

第74表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(2) (法第349条の3、法第349条の3の4関係つづき)

都道府県名	静岡県
市町村名	静岡市

				(1)		(2	2)	(;	3)			(4)		
			決	定	価	格	課	税根		(B)	課	税	標	準	額
	区 分	行番号					の	特份	河 率	(C)	(A)		\times	(B)	(D)
					(.	A) (千円)	(B	3)	((2)	_			(C)	(千円)
法	旧 第 32 項(高圧ガス保安協会)	9 9 0	12				25	1	27	2	29				
第一		3 0 0						1		3					
=		3 1 0						1		6					
百	旧 第 32 項 (自動車安全運転センター)	3 2 0						1		3					
四		3 3 0						1		6					
+	旧 第 33 項 (郵便貯金・簡易生命保険管理機構)	3 4 0						1		2					
九	旧 第 34 項 (有線放送電話業務用資産)	3 5 0						2		3					
条		3 6 0						1		2					
0)		3 7 0						1		6					
三	合 計	3 8 0				2,510		_		-					842

地	方グ	共	団体:	-	K	表着	各号
2	2	1	0	0	7	7	5

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(3) (法附則第15条関係)

都	道月	守 県	名	静岡県
市	町	村	名	静岡市

		_					((2)		(3				(4)		
	区分	4-	番	п		決	定	価	格	課の	税特	標例	準率	(B)	課 (/	税、	標 ×	準 (B)	額 (D)
	区 ガ	11	省	5				()	(千円)		(B)	1911	(C		(/	i)	^	(C)	
	第 1 項 (倉庫等)	9			12				-7 (111)	25	,	2			29			(0)	
		0	1	0								1		2					
法		0	2	0					84, 698			3		4					63, 52
	第 2 項 (公共の危害防止施設等)	0	3	0								1		2					
		0	4	0								2		3					
附		0	5	0					157, 661			1		3					52, 55
		0	6	0								3		4					
		0	7	0					261,051			1		6					43, 50
則	1号(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	0	8	0					1,022			1		3	9				34
	5号(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	0	9	0								4		5					
	旧2号(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	1	0	0								1		2					
第	フッ素系溶剤(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	1	1	0								-		8-					
	第 3 項 (国内路線用航空機)	1	2	0								2		5					
-10		1	3	0								1		4					
+		1	4	0								3		8					
		1	5	0								2		3					
Ŧ.	第 4 項 (沖縄電力㈱)	1	6	0								2		3					
	第 5 項 (大規模地震防災応急対策用資産)	1	7	0								2		3					
	第 6 項 (日本貨物鉄道㈱の新造車両)	1	8	0								2		3					
条	第 7 項 (低公害車燃料等供給施設)	1	9	0								1		2					
		2	0	0								3		4					
		2	1	0								5		6					

地	方グ	共	団体:	-	K	表着	各号
2	2	1	0	0	7	7	5

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(3) (法附則第15条関係つづき)

都	道丿	存 県	名	静岡県
市	町	村	名	静岡市

16											Sh	(Life			(2)	Total	(3)		I ac	u •	M	(4)	i de	state .
					区 分		行	番	号		決	定	価	格		課の	税特	標例	準率	(B)	部	₹ (A)	1000	標 ×	準 (B)	額 (D)
							880	3800	137.0				((A)	(千円)	1	(B)	Ť	(C)		8080		757-6	(C)	
	多	Ŕ	8	項	(国際船舶)		9 2	2	0	12						25		1 2	7	18	29					
					(うち特定船舶適用分)		2	3	0									1		36						
法	3	育	9	項	①(特定鉄道事業譲受資産)		2	4	0									1		2						
					②(新線構築物)		2	5	0									1		6						
							2	6	0									1		3						
附					③(立体交差化施設)		2	7	0									1		12						
							2	8	0									1		6						
					④(河川事業鉄軌道用資産)		2	9	0									1		3						
則							3	0	0									5		12						
SKII							3	1	0									1		12						
							3	2	0									1		6						
					⑤(変・送電用資産)		3	3	0									3		10						
第	台	育 :	10	項	(鉄道車両安全向上設備)		3	4	0					829	9, 049			1		3					2	276, 35
	5	育 :	11	項	(低床車両)		3	5	0									1		3						
	ŝ	Ř :	12	項	(新造改良車両(鉄道事業))		3	6	0									2		3						
+							3	7	0									3		5						
							3	8	0									3		4						
	-				(PFI公共施設)		3	9	0									1		2						
五	\$	育 :	14	項	(都市再生緊急整備地域) (地域決定型地方税制特例措置(分)	わがまち特例)適用	4	0	0									3		5						
14					(特定都市再生緊急整備地域) (地域決定型地方税制特例措置(分)	(わがまち特例)適用	4	1	0									1		2						
条	3	育 :	15	項	(都市鉄道施設)		4	2	0									2		3						
	5	育 :	16	項	(外貿埠頭公社の民営化に係	る承継特例)	4	3	0									1		2						
							4	4	0									3		5						

地	方グ	共	団体:	=	K	表着	昏号
2	2	1	0	0	7	7	5

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(3) (法附則第15条関係つづき)

都 道 府 県 名 静 岡 県 市 町 村 名 静 岡 市

			_				決	定	(1) 価	_	各	(2)	苑 村	票 準	(3) (B)	1	課	税	(4) 標	準 額
		区 分	行	番	号		V.	<i>X</i>	llm			o !		剂 率	(C)	1	(A)	106	×	(B) (D
\neg	第 17 項	(鉄道事業再構築事業) 9				12				(A)	(千円)	(B)		27	(C)	29				(C) (千
		and the second s	4	5	0								1		4					
	第 18 項		4		0								1		2	+				
		-	4	-	0								3	_	3	3				
县	第 20 項		4	-	0								1	\vdash	9					
	N1 20 -X		5	0								-	2		3					
Ì	第 21 項	(津波対策に資する港湾施設等) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例) 適用分)	5	1	0								1		2	:				
1	第 23 項	(津波避妊施設等) (指定避妊施設(わがまち特例)適用分)	5	2	0								2		3	В				
	N1 23 -X	(津波避難施設等) (協定避難施設(わがまち特例)適用分)	5	3	0								1		2	2				
-	第 24 項		5	4	0								2		3					
1]		分)	5	5	0						20, 459		2		3	3				13,
		(太陽光1,000kw以上) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用 分)	5	6	0								3		4					
		(風力20kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用 分)	5	7	0								3		4					
9		(風力20kw以上) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用 分)	5	8	0								2		3	3				
		(水力5,000kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用 分)	5	9	0								1		2	2				
12	第 25 項	(水力5,000kw以上) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用 分)	6	0	0								3		4					
		(地熱1,000kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用 分)	6	1	0								2		3	3				
		(地熱1,000kw以上) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用 分)	6	2	0								1		2	2				
ī.		(バイオマス10,000kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用 分)	6	3	0								1		2					
		(バイオマス10,000kw以上20,000kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用 分)	6	4	0								2		3	В				
JV		(第2号に規定する一定のバイオマス) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用 分)	6	5	0								6		7	,				
	第 26 項	177 (300) 277 (300) 277 (300)	6	6	0								2		3	-				
	第 27 項	(特定貨物取扱埠頭の港湾施設)	6	7	0								2		3	3				
	第 28 項	(浸水防止用設備) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6	8	0								2		3	3				

地	方グ	共	団体:	=	K	表言	各号
2	2	1	0	0	7	7	5

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(3) (法附則第15条関係つづき)

都	道序	于県	名	静岡県
市	町	村	名	静岡市

	_							1)	-		(2)		(3)				(4)		
			777.			決	定	価	格	課	1000	標	準	(B)	課	税	標	準	額
	区 分	11	番	万				,	A) (千l		特 (B)	例	率 (C)	(C)	(A)		×	(B)	(D) (千円
	第 29 項 (協定特定港湾施設)	9			12			,	A) (25	(D)	- 2	27		29			(0)	(TF
	A) 20 A (M) LTO ALTERATION (L)	6	9	0						10000		1		2					
		7	0	0								5		6					
		7	1	0								2		3					
去	第 30 項 (無電柱化)	7	2	0								1		2					
		7	3	0								3		4					
ı	第 33 項(地域福利増進事業)	7	4	0								2		3					
		7	5	0								3		4					
附	第 34 項(農業協同組合等共同利用機械)	7	6	0								1		2					
	第 35 項(認定就農者)	7	7	0								2		3					
ı	(滞在快適性等向上施設)				\vdash							\top							
	第 37 項(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例) 適用分)	7	8	0					6, 6	76		1		2					3, 33
l	第 38 項 (ローカル 5 G)	7	9	0	\vdash					_		1		2					
89 F	第 39 項(シェアサイクルポート)	8	0	0								3		4					
ı	(雨水貯留浸透施設)				\vdash							+							
	第 40 項(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例) 適用分)	8	1	0								1		3					
ŀ	第 42 項 (カーボンニュートラルポート)	8	2	0						+		2		3					
第	(先端設備等)	8	3	0					729, 7	76		1		2				2	64, 88
	R5. 4. 1~R7. 3. 31取得	0	J	U					129, 1	10		1		. 4					01, 00
	「830行」のうち、R5. 4. 1~R6. 1. 1取 得	8	4	0					351, 3	54		1		2				1	75, 67
+-	「830行」のうち、R6. 1. 2~R7. 1. 1取 得	8	5	0					378, 43	22		1		2				1	89, 21
	(賃上げ目標設定事業者) R5, 4, 1~R7, 3, 31取得	8	6	0					1, 475, 0	57		1		3				4	91, 68
	第43項 「860行」のうち、R5. 4. 1~R6. 1. 1取 得	8	7	0					640, 8	53		1		3				2	13, 62
E.	「860行」のうち、R6. 1. 2~R7. 1. 1取 得	8	8	0					834, 19	94		1		3				2	78, 06
	(賃上げ目標設定事業者) R7, 4, 1~R9, 3, 31取得	8	9	0				_				1		2				_	
	(賃上げ目標設定事業者)									_									_
条	R7. 4. 1~R9. 3. 31取得	9	0	0								1		4		_			
	第 44 項 (道路運送高度化事業)	9		0								1		3					
	第 45 項 (鉄道豪雨対策)	9		0			-					3		4		_			
-	1 MATRIC CONT. NO. CONT. CO.	_	3	_					0 505 1	10		2		3					00.00
	合 計	9	4	F. C.					3, 565, 4			-		-				1, 3	09, 82

抴	方々	共	団体:	コー	K	表看	番号
2	2	1	0	0	7	7	6 6

第76表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(4) (法附則第15条関係)

都	道星	守 県	名	静岡県
市	町	村	名	静岡市

		(1)	(2) (3)	(4)
		決 定 価 格	課 税 標 準(I	
区 分	行番号		の特例率 (
Line Address of the A		(A) (千円)		(C) (千円)
旧第1項(倉庫等)	$\begin{bmatrix} 9 & & & & 12 \\ 0 & 1 & 0 & \end{bmatrix}$		25 27	3
	0 2 0		3	5
旧 第 3 項(公害防止設備)	0 3 0	12, 604	1	3 4, 202
法	0 4 0	5, 783	9	3 3,856
	0 5 0	5, 165	2	1
	0 6 0	5, 106	ە 1	2 2,553
四 蛟 三 璋 (八世是宋胜正推蔡杨)		3, 100	1	2, 505
附 用 第 5 項 (公共危害防止構築物)	200 10 24 10 200		3	5
	0 8 0		1	2
	0 9 0		1	3
旧第6項(公害防止優良更新施設)	1 0 0		1	2
則	1 1 0		2	3
旧第7項(産業廃棄物焼却施設等)	1 2 0	4, 619	2	3, 079
	1 3 0		5	6
旧第7項(日本貨物鉄道㈱の新造車両)	1 4 0		3	5
第 旧第8項(雨水貯留浸透施設)	1 5 0	1, 546	2	3 1,030
- N	1 6 0		1	2
(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特	例)適用分) 1 7 0		2	3
旧第14項(旧国際電信電話㈱)	1 8 0		3	5
+	1 9 0		1	2
旧 第 14 項 (新造車両(流通業務))	2 0 0		2	3
	2 1 0		3	5
旧第15項(地方卸売市場)	2 2 0		4	5
五.	2 3 0		3	4
旧第17項①(立体交差化施設)	2 4 0		1	6
②(旧交納付金法附則第19項)	2 5 0			
③(旧交納付金法附則第20項)	2 6 0			
条 旧第19項(指定法人等の大規模外貿埠頭)	2 7 0		1	2
旧第19項(相定伝入寺の入院候が貞坪頭)	2 8 0		2	2
旧第20項(スーパー中枢港湾)	2 9 0		1	9
	500 E 300 E 300		1	2
旧第21項(国立大学校舎) ※地域決定刑地士税制整例供置(わがまた時例)適田			1	2

地	方公	共国]体		ド	表着	番号
2	2	1	0	0	7	7	6

第76表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(4) (法附則第15条関係つづき)

都	道系	年 県	名	静岡県
市	町	村	名	静岡市

				(1	1)		(2)		(3))			(4)		
	区分	行 番 号	決	定	価 格 (A)	(千円)	課 税 の 特 (B)	標例	準 率 (C)	(B) (C)	課 (A)	税	標 ×	進 (B) (C)	額 (D) (千円)
法	旧 第 29 項(旧交納付金法附則第17項)	3 1 0	12				25	_	27	-	29				
附	旧 第 32 項 (特定事業所内保育施設) (地域決定型地方侵制特例措置(わがまち特例)適用分)	3 2 0						1		3					
則	旧 第 33 項 (帰還環境整備推進法人)	3 3 0						1		3					
第	旧第36項(公共荷さばき施設)	3 4 0						1		2					
100	旧第36項(対象特定電気通信設備)	3 5 0						3		4					
+	旧第37項(一般廃棄物処理施設)	3 6 0						1		2					
五		3 7 0						1		4					
条	旧第37項(立地誘導促進施設)	3 8 0						2		3					
术	合 計	3 9 0			29	9,658		-	v.	-					14, 720

[※]地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は 「一」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。



第77表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(5) (法附則第15条の2,法附則第15条の3,旧法附則第16条の2,法附則第16条の3)

静岡県

都道府県名

							(1)		((2)		(3)			(4)		
						決	定	価	格	課	税	標	淮	(B)	課	税	標	準	額
			区 分	行 番 号						の	特	例	率	(C)	(A)	×	(B)	(D)
								(A) (千円)		B)		(C	()				(C)	(千円)
	第	1 項	①(旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)	0 1 0	12					25		1	27	3	29				
法			①(JR北海道・四国に係る特例)	0 2 0								1		2					
		J	②(新線構築物)	0 3 0								1		6					
		R 北		0 4 0								1		3					
附		海	③(新線立体交差化施設)	0 5 0								1		12					
		道		0 6 0								1		6					
則	第	· 四	④(新幹線鉄軌道用資産)	0 7 0								1		12					
×	2.14	国		0 8 0								1		6					
		に	⑤(青函・本四 鉄道施設)	0 9 0								1		12					
第		係る	⑥(青函・本四 新線構築物)	$\begin{bmatrix} 1 & 0 & 0 \end{bmatrix}$								1		36					
		特		1 1 0								1		18					
L		例	⑦(青函・本四 新線立体交差化)	1 2 0								1		72					
+	_	と		1 3 0								1		36	g				
	-	法第	⑧(青函・本四 変・送電用資産)	1 4 0								1		20					
五		三	⑨(河川事業等に係る鉄軌道用資産)	1 5 0								1		3					
		百		1 6 0								5		12					
		四十		1 7 0								1		12					
条		九		1 8 0								1		6					
	+000	条	⑩(車庫構築物・立体交差化施設)	1 9 0								1		6					
Ø)	項	の 三	⑪(変・送電用資産)	2 0 0								3		10					
0)		各	⑫(新造改良車両(鉄道事業))	2 1 0								1		3					
		項		2 2 0								3		10					
_		との	③(鉄道耐震補強設備)	2 3 0								1		3					
		連	⑭(鉄道豪雨対策)	2 4 0				200	10 miles 10			3		8		31912			
		乗	⑤(鉄道豪雨対策(JR本州3社)	2 5 0								1		3					

地	方々	、共[団体:	-	ド	表	番号
1 2	2	1	0	0	7	7	7

第77表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(5) (法附則第15条の2, 法附則第15条の3, 旧法附則第16条の2, 法附則第16条の3つづ き)

都	道႔	守 県	名	静岡県
市	町	村	名	静岡市

								1)				(2)		(3))		(4)		
区	分	行	番	号		決	定	価		各 (千円)	課の	税 特 (B)	標例	準 率 (C	(B) (C)	課 (標 ×	進 (B) (C)	額 - ^(D) (千円)
法	(旅客会社等に係る承継特例)	9 2	6	0	12				() () () () () () () () () ()		25		3	7	5	29			
第 今 歴 設)(旧交納付金法附則第17項・立体交差化施 ;)	2	7	0									-		. —				
条 レスリ)(JR北海道・四国に係る特例)	2	8	0									3		10				
の特別の特別	(JR北海道・四国に係る特例・旧交納付 法附則第17項・立体交差化施設)	2	9	0									_		<u>:</u>				
法附則第16条の2	第11項(令和2年7月豪雨 被災代替償 却資産)	3	0	0									1		2		 		
法附則第16条の2	旧第11項(平成28年熊本地震 被災代替 償却資産)	3	1	0									1		2				
法附則第16条の2	旧第11項(阪神・淡路大震災・立体交差 化施設)	3	2	0									1		3				
法附則第16条の3	旧第11項(平成30年7月豪雨 被災代替 償却資産)	3	3	0									1		2				
台	計	3	4	0						0			2		7-				0

地	方公	洪区]]体	=	F	表看	昏号
1 2	2	1	0	0	7	7	8

第78表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(6) (法附則第56条, 法附則第56条の2等)

都	道斥	牙 県	名	静岡県
市	町	村	名	静岡市

							(1))			(2)			(3)				(4)		
区	分	行	番	号		決	定	価	格 A) (千円)	_		標例	準率	(B) (C)	(A)	課 ×	税 (B) (C)	標	準 (D)	額 (千円)
法附則第56条	第12項(東日本大震災)	9	1	0	12				(113)	25	(D)	1	27	2	29		(0)			(-1 1:32
	第15項(東日本大震災・居住困難区域)	0	2	0								1		2						
法 旧第3項	(被災代替鉄道施設等)	0	3	0								2		3						
則 旧第4項	①(被災特定地方交通線)	0	4	0								1		4						
五	②(新線構築物)	0	5	0								1		6						
十 六	③(新線立体交差化施設)	0	6	0								1		12						
条の	④(河川事業鉄軌道用資産)	0	7	0								5		24						
=		0	8	0								1		12						
令和3年地方税法等改正 法附則第13条第1項 (旧法附則第64条)	(新型コロナ先端設備等) R3. 4. 1~R5. 3. 31取得分	0	9	0					1, 970, 656			0		0						0
合	計	1	0	0					1, 970, 656			-		_						0

地	方公	共民	団体:	コー	k	表看	番号
2	2	1	0	0	7	7	9

第79表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調(市町村計)

都 道 府 県 名 静岡県 市 町 村 名 静岡市

								(1)									(2)				
区 分	行	番	号	納	税	義	務	者	数	()	()	i	Ŗ	税	標	準	額	(千	円)
150 万 円 未 満 の も の	9 0	1	0	12							15, 419) 21								6,	33 068, 388
150 万以上 160 万円未満のもの	9	2	0	12							273	3								a	33 422, 165
160 万以上 170 万円未満のもの	9 0	3	0	12							235	5 21								3	33 387, 389
170 万以上 180 万円未満のもの	9 0	4	0	12							22	21									33 385, 957
180 万以上 190 万円未満のもの	9 0	5	0	12							208										33 385, 158
190 万以上 200 万円未満のもの	9 0	6	0	12							17										33 344, 781
200 万以上 250 万円未満のもの	9	7	0	12							842									1,	885, 711
250 万以上300 万円未満のもの	9 0	8	0	12							672	21								1,	33 836, 698
300万以上1,000万円未満のもの	9 0	9	0	12							3, 419) 21								18,	923, 405
1,000 万以上2,000 万円未満のもの	9	0	0	12							1, 273	3 21								17,	932, 873
2,000 万以上3,000 万円未満のもの	9	1	0	12							484	1 21								11,	733, 574
3,000 万以上1億円未満のもの	9	2	0	12							898	3 21								47,	33 354, 349
1 億 円 以 上 の も の	9 1	3	0	12							550) 21								522,	33 290, 471
# <u></u>	1	4	0	12							24, 67	21								629,	950, 919
計 法第 389 大臣配分分	9 1	5	0	12							120	21								198,	33 465, 916
の 条 関 係 知事配分分	9 1	6	0	12							15	21								13	33 446, 620
訳 法 第 743 条 関 係	9 1	7	0	12							() 21									33 0

地	方グ	大 上	団体:	=	k	表看	昏号
1 2	2	1	0	0	7	⁷ 8	08

第80表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調(個人分)

 都 道 府 県 名
 静岡県

 市 町 村 名
 静岡市

							((1)								(2)				
区 分	行	番	号	納	税	義	務	者 数	ζ ((人)	課	税	標	準	額	(千	円)
150 万 円 未 満 の も の	9	1	0	12						(6, 491	21							2,	33 456, 122
150 万以上 160 万円未満のもの	9	2	0	12							88	21								33 136, 337
160 万以上 170 万円未満のもの	9	3	0	12							83	21								33 136, 642
170 万以上 180 万円未満のもの	9	4	0	12							65	21								33 113, 633
180 万以上 190 万円未満のもの	9 0	5	0	12							77	21								33 142, 506
190 万以上 200 万円未満のもの	9 0	6	0	12							50	21								97, 439
200 万以上 250 万円未満のもの	9	7	0	12							264	21							59	588, 463
250 万以上300万円未満のもの	9	8	0	12							193	21							9	33 525, 503
300 万以上1,000 万円未満のもの	9	9	0	12							751	21							4,	004, 203
1,000 万以上2,000 万円未満のもの	9	0	0	12							147	21							1,	977, 399
2,000 万以上3,000 万円未満のもの	9	1	0	12							24	21							33	550, 270
3,000 万以上1億円未満のもの	9	2	0	12							22	21							,	878, 795
1 億 円 以 上 の も の	9 1	3	0	12							1	21								133, 639
1 th	1	4	0	12						8	3, 256	21							11,	740, 951
計 法第389 大臣配分分	9	5	0	12							0	21								33
の 条 関 係 知事配分分	9 1	6	0	12							0	21								33
訳 法 第 743 条 関 係	9 1	7	0	12							0	21								33

地	方グ	共民	団体	コー	k	表看	番号
2	2	1	0	0	7	⁷ 8	18

第81表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調(法人分)

都 道 府 県 名 静岡県 市 町 村 名 静岡市

								(1)									(2)					
区 分	行	番	号	納	税	義	務	者	数	(人)	課	税	標	準	額	(Ŧ	-	円)
150 万 円 未 満 の も の	9 0	1	0	12							8	, 928	21								3, 6	33 512, 266
150 万以上 160 万円未満のもの	9 0	2	0	12								185	21								2	33 285, 828
160 万以上 170 万円未満のもの	9 0	3	0	12								152	21								2	33 250, 747
170 万以上 180 万円未満のもの	9 0	4	0	12								156	21								2	33 272, 324
180 万以上 190 万円未満のもの	9 0	5	0	12								131	21								2	33 242, 652
190 万以上 200 万円未満のもの	9 0	6	0	12								127	21								2	33 247, 342
200 万以上 250 万円未満のもの	9 0	7	0	12								578	21								1, 2	33 297, 248
250 万以上300万円未満のもの	9 0	8	0	12								479	21								1, 3	33 311, 195
300万以上1,000万円未満のもの	9 0	9	0	12							2	, 668	21								14, 9	33 19, 202
1,000 万以上2,000 万円未満のもの	9 1	0	0	12							1	, 126	21								15, 9	33 955, 474
2,000 万以上3,000 万円未満のもの	9 1	1	0	12								460	21								11, 1	83, 304
3,000 万以上1億円未満のもの	9 1	2	0	12								876	21								46, 4	33 175, 554
1 億 円 以 上 の も の	9 1	3	0	12								549	21							5	22, 1	33 156, 832
計	1	4	0	12							16	, 415	21							6	18, 2	209, 968
法第389 大臣配分分	9	5	0	12								120								1	98, 4	33 165, 916
の 条 関 係 知事配分分	9 1	6	0	12								1	21									33 146, 620
訳 法 第 743 条 関 係	9 1	7	0	12								0	21									33 0

5 市町村交付金

抴	方グ	〉共 🖯	団体:	コー	ド	表看	昏号
2	2	1	0	0	7	8	9

令和7年度 市町村交付金の交付金額等に関する調

都道府県	名	静岡県
市町村	名	静岡市

———						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)		(8)
					ı		国	- 17	<u></u>				産	
					ŀ	台			(通	価 格)		
	区	分	行	番号	클 .		土	地		家	屋	償却資産	行 番 号	価格計(D)
						件 数	数量	価 格 (A)	件 数	数量	価格(B)	価格(C)	11 田 2	
						11 20	(m²)	(千円)	11 30	(m²)	(千円)	(千円)		(A)+(B)+(C) (千円)
貸	法第4条第1項の	1/6の適用があるもの	9	1	0	12 87	¹⁸ 76, 674	30 4, 799, 875	40	46	56	66 75	0 1 1	4, 799, 875
	特例の適用がある			<u> </u>							/	//		
付	5 0	1/3の適用があるもの		2	-	14	4, 398	148, 989		44.150	746,600		0 2 1	148, 989
資	1 == 1	2/5の適用があるもの	—	3	\rightarrow		1 150	50 504	34	44, 156	746, 629	22 222	0 3 1	746, 629
産	上 記 以	外のもの		4	$\overline{}$	15	1, 450			40	1, 305	22, 026	0 4 1	94, 095
		計		5	_	116	82, 522	5, 019, 628	35	44, 196	747, 934	22, 026	0 5 1	5, 789, 588
空す	法第4条第1項の	1/6の適用があるもの	_	6	0								0 6 1	0
港るの田		1/3の適用があるもの	0	7	0								0 7 1	0
の固 用定	もの	2/5の適用があるもの	0	8	0								0 8 1	0
に資	上記以外のもの	1/2の適用があるもの	0	9	0								0 9 1	0
供産		計	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1 0 1	0
玉	有 林 野	に係る土地	1	1	0	1	39, 751, 456	221, 460					1 1 1	221, 460
発は供電送す	発電所の用に供	地方公営企業に係るもの	1	2	0								1 2 1	
所電る・施田	オる田党次帝	特定多目的ダム法の規定の適用を受ける 多目的 ダムに係るもの	1	3	0								1 3 1	0
変設の電所用の変形の変形の変形の変形の変形の変形の変形の変形を変形を表現しています。		直設の用に供する固定資産	1	4	0								1 4 1	(
又に産		計	1	5	0	0	0	0	0	0	0	0	1 5 1	0
水に	地にダム以外の	のものの用に供する土地	1	6	0								1 6 1	
道供	カ係 ダムの用	1/2の適用があるもの	1	7	0								1 7 1	
施す	営ま に供する	3/4の適用があるもの	1	8	0								1 8 1	
1 5	■ 産の 固定資産	特例率の適用がないもの	1	9	0								1 9 1	
設固	特定多目的ダム	1/2の適用があるもの	2	0	0								2 0 1	C
等定	法の規定の適用 を受ける多目的	3/4の適用があるもの	2	1	0								2 1 1	0
の資	ダムに係るもの	特例率の適用がないもの	2	2	0								2 2 1	0
用産		計	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	2 3 1	0
石 油	備蓄施設の用	に供する固定資産	2	4	0								2 4 1	0
	合	計	2	5	0	117	39, 833, 978	5, 241, 088	35	44, 196	747, 934	22, 026	2 5 1	6, 011, 048

抴	方グ	表番号					
12	2	1	0	0	7	8	9

令和7年度 市町村交付金の交付金額等に関する調(つづき)

都 道 府 県	名	静岡県
市町村	名	静岡市

						(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)		(16)
								公			<u> </u>	資		産	
				_	_	台		長 伍		(通知	<u></u>)		
	区	分	行	番	号		土		地		家	屋	償却資産	行 番 号	価格計(D)
						件 数	数	量	価 格 (A)	件 数	数量	価 格 (B)	価 格 (C)	Т, ш	
	1		0			12	18	(m^2)	(千円)	40	(m²)	(千円)	(千円)	10 : :	(A)+(B)+(C) (千円)
貸		/6の適用があるもの	0	1	2	64		390, 295	22, 296, 862				75	0 1 3	22, 296, 862
付	特例の適用がある も の 1	/ 3 の適用があるもの	0	2	2	5		1,018	81, 743					0 2 3	81, 743
資	2	/ 5の適用があるもの	0	3	2					208	286, 799	11, 879, 227		0 3 3	11, 879, 227
	上 記 以	外のもの	0	4	2	27		500, 317	11, 050, 010	1	67	4, 716	162, 944	0 4 3	11, 217, 670
産		計	0	5	2	96		891, 630	33, 428, 615	209	286, 866	11, 883, 943	162, 944	0 5 3	45, 475, 502
空す	法第4条第1項の 1	/ 6 の適用があるもの	0	6	2									0 6 3	0
港る		/ 3 の適用があるもの	0	7	2									0 7 3	0
の固用定	t 0 2	/ 5 の適用があるもの	0	8	2									0 8 3	0
旧た	上記以外のもの 1	/ 2 の適用があるもの	0	9	2									0 9 3	0
供産		計	1	0	2	0		0	0	0	0	0	0	1 0 3	0
国	有 林 野 に	係 る 土 地	1	1	2									1 1 3	
発は供電送す	発電所の用に供地	方公営企業に係るもの	1	2	2									1 2 3	0
所電る	する固定資産特定	E多目的ダム法の規定の適用を受る 多 目 的 ダ ム に 係 る も の	1	3	2									1 3 3	0
変電 の	変電所又は送電施設	の用に供する固定資産	1	4	2									1 4 3	C
別用貝		計	1	5	2	0		0	0	0	0	0	0	1 5 3	0
水に		のの用に供する土地	1	6	2	1		4, 222	73, 718					1 6 3	73, 718
道供	^{方係}	/ 2 の適用があるもの	1	7	2									1 7 3	0
施す	◌ॄ ᇵ に供する 3 .	/4の適用があるもの	1	8	2									1 8 3	0
ス	置定資産特	例率の適用がないもの	1	9	2									1 9 3	0
設田	特定多目的ダム 1	/ 2 の適用があるもの	2	0	2									2 0 3	0
等定	法の規定の適用 3 を受ける多目的	/4の適用があるもの	2	1	2									2 1 3	0
の資		例率の適用がないもの	2	2	2									2 2 3	0
用産		計	2	3	2	1		4, 222	73, 718	0	0	0	0	2 3 3	73, 718
石 油	備蓄施設の用に	供する固定資産	2	4	2									2 4 3	
	合	計	2	5	2	97		895, 852	33, 502, 333	209	286, 866	11, 883, 943	162, 944	2 5 3	45, 549, 220

地	方グ	表番号					
2	2	1	0	0	7	8	9

令和7年度 市町村交付金の交付金額等に関する調(つづき)

 都 道 府 県 名
 静岡県

 市 町 村 名
 静岡市

	——		(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	
			国 有	資 産	公 有	資 産	交付金額計	前年度の交付金額	増 減 額
	区分	行番号	算定標準額 (千円)	注:白円未満の端数は生	算定標準額 (千円)	交付金額 (円)(B) (注: 百円未満の端数は生 じないものであること	(A) + (B) (C) (円) 注: 百円未満の増散は生 じないものであること	(D) (円) 注:百円未満の場象は生 じないものであること	(C) - (D)
貸	法第4条第1項の 1/6の適用がある	0 0 0 1 4	799, 979	11, 199, 000	³⁴ 3, 716, 144	⁴⁴ 52, 026, 000	63, 225, 000	68 ⁷⁹ 65, 158, 300	△ 1,933,300
付	特例の適用がある も の 1/3の適用がある	0 0 2 4	49, 663	695, 200	27, 248	381, 400	1, 076, 600	1, 066, 200	10, 400
資	2/5の適用がある	の 0 3 4	298, 652	4, 181, 100	4, 751, 691	66, 523, 600	70, 704, 700	72, 476, 500	△ 1,771,800
産	上記以外のもの	0 4 4	94, 095	1, 317, 100	11, 217, 670	157, 047, 300	158, 364, 400	157, 430, 400	934, 000
) 生	計	0 5 4	1, 242, 389	17, 392, 400	19, 712, 753	275, 978, 300	293, 370, 700	296, 131, 400	\triangle 2, 760, 700
空す	法第4条第1項の 1/6の適用がある	5の064					0		0
港る	特例の適用がある 1/3の適用がある	5の074					0		0
の固用定	も の 2/5の適用がある	0 0 8 4					0		0
一に資	上記以外のもの 1/2の適用がある	の 0 9 4					0		0
供産	計	1 0 4	0	0	0	0	0	0	0
玉	有林野に係る土均	1 1 4	221, 460	3, 100, 400			3, 100, 400	2, 862, 900	237, 500
発は供電送す		の 1 2 4					0		0
電所・変する固	オス田会姿 会 特定多月的ダム法の規定の適						0		0
変電の定質	変電所又は送電施設の用に供する固定	資産 1 4 4					0		0
又に産	計	1 5 4	0	0	0	0	0	0	0
水に	地に ダム以外のものの用に供する:	二地 1 6 4			73, 718	1, 032, 000	1, 032, 000	1, 048, 500	△ 16, 500
道供	カ係 公 ダムの用 1/2の適用がある	5の174					0		0
施す	🔓 🕯 に供する 3 / 4 の適用がある	0の184					0		0
る	■ a B 定資産 特例率の適用がない	の 1 9 4					0		0
設固	特定多目的ダム 1/2の適用がある	2 0 4					0		0
等定	法の規定の適用 を受ける多目的 3/4の適用がある	2 1 4					0		0
の資	ダムに係るもの 特例率の適用がない	oの 2 2 4					0		0
用産	計	2 3 4	0	0	73, 718	1, 032, 000	1, 032, 000	1, 048, 500	△ 16,500
石 油	備蓄施設の用に供する固定資	産 2 4 4					0		0
	合 計	2 5 4	1, 463, 849	20, 492, 800	19, 786, 471	277, 010, 300	297, 503, 100	300, 042, 800	△ 2,539,700